

令和4年 第4回

身延町議会定例会会議録

令和4年12月 9日 開会

令和4年12月16日 閉会

山梨県身延町議会

令和 4 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 9 日

令和4年第4回身延町議会定例会（1日目）

令和4年12月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 議案第79号 身延町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第6 議案第80号 身延町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第81号 身延町スポーツ健康増進施設条例の制定について
- 日程第8 議案第82号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第83号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第84号 身延町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第85号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議案第86号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第87号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第88号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第89号 身延町風致地区条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第90号 身延町下部温泉会館条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第91号 身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第92号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第19 議案第93号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第94号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第95号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第96号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第97号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

- 日程第24 議案第98号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第25 議案第99号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算
(第2号)
日程第26 議案第100号 町道西谷線道路舗装工事請負契約変更契約について
日程第27 発委第1号 身延町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。(13人)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
県境上下水道課水道業務担当リーダー		遠藤 仁	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和4年第4回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、峡南地区でも医療機関や高齢者施設でクラスターが発生したとの新聞報道がありました。

山梨県でも感染拡大防止への協力要請の期間を来年3月31日まで延長し、引き続き感染防止対策の徹底を呼び掛けております。

これから年末年始を迎えるに当たり、人との交流の機会も増えると思いますが、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

5番 佐野知世君

6番 伊藤雄波君

7番 望月悟良君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、お手元に配布のとおり、条例案12件、指定管理者の指定1件、補正予算案8件、変更契約1件の計22件です。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知の

ありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に9月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布の資料により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告並びに議案の説明について。

町長の報告ならびに説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和4年第4回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存でございます。

新型コロナウイルス感染状況につきましては、オミクロン株の変異株が新たに確認されるなど、先月からの第8波の到来により、全国的に再び感染者数も拡大傾向にあり、これから迎える年末年始に向けて、早急なワクチン接種と更なる感染防止対策の徹底が求められております。

本町の現在実施している、12歳以上のオミクロン株対応ワクチン接種につきましては、4回目接種を受けていない高齢者を中心に、10月から個別接種で開始をいたしました。

集団接種は、下山小学校体育館を会場に10月29日から開始し、12月25日で終了する計画としております。集団接種と並行して、移動が困難な高齢者や、土日に接種を受けることが難しい方などは、身延山病院および飯富病院において個別接種で対応しています。この対応は、令和5年3月まで続けてまいります。

また、5歳から11歳までの小児ワクチン接種および生後6カ月から4歳までの乳幼児ワクチン接種は、身延山病院において個別接種で対応しています。この対応も令和5年3月まで続けてまいります。

今後のワクチン接種につきましては、国から発せられる情報に注視しながら適切に対応を進めてまいりたいと考えております。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和5年度予算編成方針についてであります。

去る11月14日、令和5年度予算編成方針を管理職に対して示し、財政課から全職員に予算編成への取り組みについて、詳細な事務取扱要領を指示いたしました。

令和5年度当初予算編成方針としましては、まちづくりの指針となる「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標に基づき、この「第2期総合戦略」を確実に推進すべく、職員の英知を結集し、各アクションプランによる重点施策の予算編成に鋭意取り組むよう指示したところであります。

令和5年度の本町の財政運営につきましては、人口減少に伴う納税義務者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油高騰・物価高騰による経済の低迷により、昨年度と同様に、個人ならびに法人所得は減少が見込まれ、地方税の落ち込みは、厳しいものになると想定されますが、基幹的財源であります地方交付税は、交付税財源であります国税について、景気の回復による増収が見込まれることに伴い、臨時財政対策債の発行を抑制し、交付税総額

を適切に確保することが、すでに国から示されております。

今日付けで、8,600万円の増額の内示が国から示されております。

当然のことながら、厳しい財源の中ではありますが、本町が抱える諸課題について、スピード感を持って最大限の効果を上げる予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた今村文子教育委員の後任として、先の第3回身延町議会定例会において議会のご同意をいただき、馬場泰氏を11月19日から任命をいたしました。

任期は、同日から4年間となります。

教育委員会の構成は、保坂新一教育長、若林裕子教育長職務代理者、遠藤一彦委員、井上敬典委員、馬場泰委員でございます。

次に、「身延町ワンだふる商品券」の給付事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症に加えて物価高騰も重なり、町内の事業者への支援と地域での消費喚起を促すため、本年度9月に町民1人2万円の商品券の給付事業を開始いたしました。さらに原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰対策として、12月1日現在を基準日として町民1人当たり5千円の追加給付を実施し、使用期限につきましても令和5年1月末に延長をいたしました。

町民の皆さまにおかれましては、啓発用のぼり旗を掲げている町内の各事業所でお買い物等をしていただき、生活の維持向上に向けて積極的にご活用いただきたいと思います。

次に、令和・南部藩南部氏領内視察事業についてであります。

南部氏ゆかりの10市町で組織する、「令和・南部藩」の事業についてご報告をいたします。

去る10月20日・21日に身延町と南部町において南部氏領内視察事業が行われ、青森県南部町、八戸市、七戸町、三戸町、岩手県二戸市、宮古市、盛岡市、遠野市から首長等18名が来町し、交流を深めました。

領内視察事業では、10市町の首長等からそれぞれの地域づくりの取り組みが発表されたほか、南部町の道の駅なんぶにある南部氏の資料展示室や南部氏ゆかりの身延山久遠寺の視察を行いました。

令和・南部藩事業は、源氏の勇将、源義光を祖先とする南部光行から始まる南部氏のえにしによってつながり、この南部氏のえにしを大切に思い、情報発信していくとともに、交流を通じたまちづくりの取り組みを進めております。

まちづくりの取り組みについての発表の中で、身延町が発表した子育て支援、教育の充実については、大変な評価をいただいたことも併せてご報告をさせていただきます。

次に、身延中学校新校舎整備事業、ならびに身延町学校給食センター建設事業の進捗状況についてであります。

現在、身延中学校新校舎建設工事につきましては、基礎工事の地盤改良が行われており、年度内には躯体基礎および耐火コア部のRC棟が完了予定となっております。

令和5年4月中旬からは木造部の建方が始まり、8月中旬には校舎、体育館すべての木造建方が完了予定であり、令和6年2月末にはすべての工程が完了し、竣工となります。

学校給食センター建設工事につきましては、基礎工事、躯体部の鉄骨建方が完了し、外装工事が行われております。令和5年4月末には完成し、夏休み明けの2学期から供用開始となる予定でございます。

なお、身延山久遠寺から寄付していただきました丸太材は、長さ9.5メートル、樹齢100年以上の杉の木であり、玄関ホールおよび木の香ホールに使用するため、福島県にあります、いわき材加工センターにて皮むき、磨き、背割りを行い、倉庫内にて乾燥、保管をしております。

間伐材は、腰壁や天井の内装材として使用するため、南部町森林組合で一次加工を行い、倉庫で保管しております。木造の建方が進み、工事の進捗に合わせて再度カットやモルダー加工、のこぎりで切ったあと、滑らかに磨くというものです、などの二次加工を施す予定となっております。

また今後、工事工程の中で児童生徒が携わり、新しい校舎に対し愛着を持つことができるような参加型のイベントなども提案し、実施してまいりたいと考えております。

次に、PFI事業による下部温泉健康増進施設整備計画の進捗状況についてであります。

現在、地盤改良、地下および1階部分の梁や壁、スラブの打設が完了し、2階スラブの配筋型枠工事を行っております。12月上旬からは、すでに始まっておりますけれども、木造部分の建方が始まり、外観も見え始め、国道300号線からも進捗が分かる状況にあります。町民の方々も完成を楽しみにしていることと存じます。

令和5年5月のゴールデンウィーク前の開業を目指し、鋭意事業を進めております。

また、施設の名称、料金体系等について、今定例会において条例案を上程させていただいております。併せて指定管理者の指定についても上程させていただいておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

運営面の進捗状況につきましては、すでに従業員の方々の募集を始めております。また、2階トレーニングジム機器、ロッカーやテーブル等の什器についても随時発注していくと株式会社クスリのサンロードから報告を受けているところであります。運動プログラム等につきましては、提案を受ける中で、よりニーズの高いプログラムを選択し、町民の皆さまの健康増進に役立てていきたいと考えております。

次に、国道300号線災害復旧工事および中之倉バイパスについてであります。

はじめに、災害復旧工事についてですが、令和3年8月17日に発生した中之倉地内における土砂崩落につきましては、高さ120メートルに及ぶ大規模な被害となり、全面通行止めで利用者の皆さまには大変ご不便をおかけいたしました。

令和4年2月28日には仮復旧工事が完成し、片側交互通行が可能となっております。

このたび災害復旧工事が無事完成し、去る12月6日、午後3時に片側交互通行の制限が解除されております。

次に、中之倉バイパスにつきましては、平成22年度に事業着手し13年をかけて1.8キロ区間の工事が完了し、令和4年12月18日、午後3時に供用が開始されます。

関係者の皆さまに敬意と感謝を表すとともに、貴重な土地を提供していただきました地権者の皆さまに、改めてお礼を申し上げます。

国道300号は、峡南地域と富士北麓地域を最短で結び、緊急輸送道路にも指定されている重要な路線で、中之倉地内は急峻な地形に起因してヘアピンカーブが連続し、観光バスなど大型車にとっては交通の難所となっております。また、中部横断自動車道とともに、富士山や富士五湖方面、身延山・下部温泉などの観光拠点を結ぶ広域周遊ルートを形成する幹線道路であります。

引き続き、円滑な交通の確保や地域産業の振興、富士山火山広域避難計画も踏まえた道路整

備を強く要望し、一日も早い全線改修の完了を期待しているところであります。

次に令和4年第3回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、のちほどご確認をいただきたいと存じます。

さて、本議会定例会には、議案第79号 身延町個人情報保護法施行条例の制定についてから議案第90号 身延町下部温泉会館条例を廃止する条例についてまでの条例関係12議案、議案第91号 身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者の指定について、議案第92号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第10号）から議案第99号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算8議案、議案第100号 町道西谷線道路舗装工事請負変更契約について、合わせて22議案をご提案させていただきます。

ご提案いたしますいずれの議案等につきましては、今議会定例会において、ご議決をいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議員の皆さまには慎重なご審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げます、行政報告および議案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 議案第79号 身延町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第6 議案第80号 身延町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

以上の2議案は総務課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

議案第79号 身延町個人情報保護法施行条例の制定について、内容説明をいたします。

配布資料の議案説明書1ページをご覧ください。

提案理由を申し上げます。

本条例は、デジタル社会形成基本法が公布されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体ごとに条例において規定していた個人情報の取り扱いが、同法に一本化されることとなったため、同法の施行に関し必要事項を定めるため身延町個人情報保護法施行条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

提案いたします背景等は、これまでの個人情報の取り扱いは、各地方公共団体間で個人情報保護条例を規定・運用しており、その相違により施策上の不均衡・不整合などの支障が生じておりました。

令和3年5月に「デジタル社会形成基本法」が公布されたことに伴い、「個人情報の保護に関する法律」、いわゆる個人情報保護法が改正され、これまで別々であった個人情報の取り扱いに関する規定が一本化されることになり、令和5年4月からは、改正後の個人情報保護法の規定が全国共通ルールとして適用されることとなったことが背景となっております。

制定内容につきましては、本条例は全16の条文で構成されております。

第1条、趣旨につきましては、これまでは、町独自で個人情報を保護することを「目的」と

して規定していました。今後は、個人情報保護法が直接適用されることから、「法」の施行に関して必要な事項を定めることを規定しています。

第2条、定義につきましては、個人情報保護法に定める用語の意義によることを規定していることから、これまでは、「実施機関」に議会を含む規定としていましたが、今後は議会を含まないこととなります。

このため、議会において個人情報の保護に関する条例を制定することとなります。

第3条、開示決定等の期限につきましては、個人情報保護法では、開示請求等の期限を「30日以内」として規定していますが、現行の個人情報保護条例の規定が「14日以内」としていることから、これまでの運用水準を保つため、開示請求等の期限は「14日以内」として規定しています。

第2項では、当該期限の延長を法と同様に「30日以内」に延長できることを規定しています。

2ページになります。

第4条、開示決定等の期限の特例につきましては、個人情報保護法では、最大60日と規定していますが、新条例では、第3条各項に規定する「14日」と「30日」を合計した「44日以内」と規定しています。

第5条、手数料等につきましては、個人情報保護法第89条第2項の規定に基づき、開示請求に係る手数料の額は、条例で定める必要があります。

現行の個人情報保護条例の規定が手数料を無料とし、写しの交付・郵送に係る実費を徴収していることから、新条例も現行と同様に手数料を無料とし、写しの交付・郵送に係る実費を徴収するものと規定しています。

第6条、訂正決定等の期限につきましては、個人情報保護法では、訂正決定等の期限を「30日以内」として規定していますが、現行の個人情報保護条例の規定が「14日以内」としていることから、これまでの運用水準を保つため、訂正決定等の期限は「14日以内」として規定しています。

第2項では、当該期限の延長を法と同様に「30日以内」に延長できることを規定しています。

第7条、利用停止決定等の期限につきましては、個人情報保護法では、利用停止決定等の期限を「30日以内」として規定していますが、現行の個人情報保護条例の規定が「14日以内」としていることから、これまでの運用水準を保つため利用停止決定等の期限は「14日以内」として規定しています。

第2項では、当該期限の延長を法と同様に「30日以内」に延長できることを規定しています。

第8条、審査会への諮問から第13条、調査審議手続の非公開までにつきましては、個人情報保護法第129条の規定により、地方公共団体に置く審査会への諮問、組織等について規定しています。

審査会の規模は、現行の個人情報保護条例に定める審査会と同規模、同水準となるよう規定しています。

議会の個人情報の保護に関する条例では、独自に審査会を設置していないため、議会から諮問を受けて調査審議することを規定しています。このことにつきましては、第9条第2項第3号

および第4号で規定をしております。

3ページになります。

第14条、運用状況の公表につきましては、現行の個人情報保護条例の運用と同様に、毎年度1回、条例の運用状況について取りまとめ、公表することを規定しています。

第15条、委任につきましては、条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任することを規定しています。

第16条、罰則につきましては、条例第10条第5項に規定する審査会委員の守秘義務違反に対し、罰則を規定しています。

附則につきましては、身延町個人情報保護条例および身延町特定個人情報保護条例の廃止を規定するとともに、経過措置を規定しています。

別表として、条例第5条関係の手数料等について規定しています。

なお、施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1号第7号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

以上で、議案第79号の提案理由ならびに内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第80号 身延町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、内容説明をいたします。

説明書の4ページをご覧くださいと思います。

提案理由を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員と同様に地方公務員についても定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、高年齢職員の多様な働き方の選択肢の一つとして、定年退職前に先行的に休業を取得できる制度を導入するため、身延町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

提案いたします背景等は、職員の加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動等への従事など地域貢献等を想定し、高年齢職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、定年退職前に先行的に休業を取得できる制度を導入するため、条例の整備が必要となったことが背景となっております。

制定内容につきましては、本条例は5つの条文で構成をされております。

第1条、趣旨につきましては、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業に関する必要事項を規定しています。

第2条、高齢者部分休業につきましては、高齢者部分休業の承認を、職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で行い、高齢者部分休業を取得できる職員の年齢を60歳とすることを規定しています。

第3条、高齢者部分休業取得中の給与につきましては、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の金額について規定しています。

第4条、承認の取消又は休業時間の短縮につきましては、休業をしている職員の業務を処理することが著しく困難となり、この状態を継続することが難しくなった場合には、任命権者は、当該職員の同意を得た上で、休業の承認の取消し又は休業時間の短縮をすることができる旨を規定しています。

5ページになります。

第5条、休業時間の延長につきましては、任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がない場合は休業時間の延長を承認することができる旨を規定しています。

なお、施行期日は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第80号の提案理由ならびに内容説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第7 議案第81号 身延町スポーツ健康増進施設条例の制定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

議案第81号 身延町スポーツ健康増進施設条例の制定について、議案説明書により説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

提案理由を申し上げます。

「身延町スポーツ健康増進施設」の完成に伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため身延町スポーツ健康増進施設条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

条例制定の背景についてでございます。

町では、新町建設計画において、「健康づくり施設の整備充実」「社会体育施設の整備」を推進施策として掲げ、健康増進のための健康関連施設、スポーツ振興のための体育施設の整備充実を進めています。

また、「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「下部温泉の魅力アップ」等を具体的な施策に掲げ、下部温泉の観光振興等を進めています。

そのような中で、町内にスポーツジムを整備してほしいという町民の要望があり、温泉施設の整備を含めた健康増進施設をPFI事業を取り入れて、建設しております。令和5年春の開業に向け、身延町スポーツ健康増進施設条例を制定する必要性が生じました。

内容について、ご説明いたします。

身延町スポーツ健康増進施設条例の制定の内容につきましては、第1条の設置から第17条の委任まで、また別表で構成されております。

7ページをお願いいたします。

第1条、設置につきましては、町民の健康および体力の保持増進を図るとともに下部温泉を活用した交流人口の拡大を目的とし、身延町スポーツ健康増進施設を設置するとしております。

第2条、名称及び位置につきましては、名称は身延町スポーツ健康増進施設です。所在地は身延町上之平1917番地3となります。

第3条は、スポーツ健康増進施設において行う事業の内容となっております。

第4条は、指定管理者による管理については、スポーツ健康増進施設の管理は指定管理者に行わせることとなっております。

第5条は、指定管理者が行う業務の内容となっております。

第6条は、休館日についての条文となっております。

スポーツ健康増進施設は、無休とします。

8ページをお願いいたします。

第7条は、開館時間についての条文となっております。

開館時間は、午前10時から午後10時までとします。

第8条は、利用の許可についての条文となっております。

第9条は、許可の基準についての条文となっております。

第10条は、許可の取消し等についての条文となっております。

第11条は、利用料金についての条文となります。

第1項では、別表に掲げる利用料金に消費税相当額を加えた額を納めなければならないとしています。

第2項では、消費税相当額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとしています。

第3項では、利用料金については、指定管理者の収入として收受させるものとしています。

第4項では、利用料金の額については、別表に定める額に2を乗じて得た額を上限とし、町長の承認を得て指定管理者が定めることとしています。変更につきましても同様でございます。

第5項では、入湯税が課される者にあつては、指定管理者に納めなければならないとしています。

なお、別表につきましては、後ほど改めて説明させていただきます。

第12条は、利用料金の免除についての条文となっております。

第13条は、利用料金の返還についての条文となっております。

第14条は、行為の禁止についての条文となっております。

第15条は、原状回復の義務についての条文となっております。

第16条は、損害の賠償等についての条文となっております。

第17条、委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしています。

9ページをお願いいたします。

別表について、ご説明させていただきます。

まず、3歳未満の乳幼児は無料とします。

また、トレーニングジム、スタジオプログラムの利用料金については、温浴施設の利用を含むものとします。

実際に支払う金額につきましては、条例で表記した金額に消費税相当額を加算し、また入湯税課税対象者には、さらに150円をお支払いいただくこととなります。

別表については、以上でございます。

本条例の施行期日については、身延町スポーツ健康増進施設条例施行規則で定める日となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

-
- 日程第 8 議案第 8 2 号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8 3 号 身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 4 号 身延町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 12 議案第 8 6 号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の5議案は、総務課所管の条例でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

それでは議案第 8 2 号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、内容説明をいたします。

説明書の 1 2 ページをご覧くださいと思います。

提案理由を申し上げます。

令和 4 年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に鑑み、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

提案いたします背景等は、人事院が令和 4 年 8 月 8 日に、一般職の国家公務員の給与改定について、国会および内閣に対し勧告を行いました。これによりまして政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、11 月 11 日、参議院本会議において可決・成立しました。

また、山梨県人事委員会におきましても、令和 4 年 10 月 18 日、県職員の給与改定について、県議会および知事に対し勧告を行いました。

地方公務員法第 24 条第 2 項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されているため、改正を行うものであります。

改正の内容についてであります。人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に準じて、給与条例の一部改正を行います。

第 1 条の主な改正内容ですが、月例給は、公民較差 7 9 7 円、0. 2 1 % を解消するため、勧告に準じた給料月額を引き上げ改定となります。

民間との間に格差があることを踏まえ、初任給を高卒 4 千円、大卒 3 千円を引き上げます。

さらに若年層の職員が在職する号俸について所要の改定を行い、行政職ほか看護・保健職、福祉職、栄養士職について平均 0. 3 % を引き上げます。

また、勤勉手当の内容を 6 月分の支給済 0. 9 5 月に対し、1 2 月分は 1. 0 5 月と改定いたします。これにより 1. 2 0 月の期末手当と合算し、令和 4 年度の総支給額が 4. 4 0 月になります。

1 3 ページをご覧ください。

次に第 2 条の主な改正内容であります。勤勉手当の引き上げ率であります 0. 1 0 月を令

和5年度以降の6月分と12月分に平準化する改正であります。

令和4年度、令和5年度の支給月について、資料の表に記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行いたします。

この改正の適用につきましては、給与表の改定が令和4年4月1日、勤勉手当の改正が令和4年12月1日となります。

以上で、議案第82号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第83号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明をいたします。

説明書14ページになります。

改正の提案理由および背景につきましては、先ほど説明をいたしました身延町職員給与条例の一部を改正する条例のとおりであり、それに鑑み改正するものであります。

改正の内容についてであります。第1条の改正では、期末手当の内容を6月分の支給済であります2.150月に対して、12月分を2.250月といたします。これにより年間支給月数が4.40月となり、昨年度の年間支給月数4.30月から0.10月の増額となります。

次に第2条についての改正内容ですが、職員と同様に期末手当の引き上げ率であります0.10月を令和5年度以降の6月分と12月分に平準化する改正であります。こちらにつきましても、令和4年度、令和5年度の支給月数について資料の表に記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

施行期日につきましては、職員と同様となります。

以上で、議案第83号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第84号 身延町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明をいたします。

説明書15ページをご覧ください。提案理由を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員と同様に地方公務員についても定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持、高齢期における多様な就業設計の支援を図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるため、身延町職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

提案いたします背景等は、少子高齢化が進み、若年労働人口の減少が進行している中で、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、60歳を超える職員の能力や経験を60歳以前と同様に活用することが必要不可欠となっております。

このような状況を踏まえ、定年年齢の引き上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員にその知識、技術、経験などを継承しようとするのが背景となっております。

改正内容につきましては、地方公務員法の改正と今回の定年引き上げの内容は、大きく5つの柱になります。

1つ目としまして、段階的定年の引き上げにつきましては、地方公務員の定年は、地方公務

員法で「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」とされています。したがって、国を基準として、令和5年度から令和13年度まで、2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げ、65歳定年とする条例に改正するものであります。現在の再任用制度は、定年退職後65歳までの職員を対象にした暫定再任用制度として令和13年度まで継続されますが、定年引き上げ完了後は廃止されることとなります。

2つ目としまして、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入につきましては、組織の新陳代謝を計画的に促し、組織としての活力や公務能率を維持増進するために、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）が導入されることとなりました。

改正地方公務員法第28条の2第3項では、「管理監督職及び管理監督職勤務上限年齢を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」と定められており、国の原則60歳での役職定年を基準として管理監督職勤務上限年齢制が導入されることとなります。

16ページになります。

3つ目としまして、定年前再任用短時間勤務制の導入につきましては、定年引き上げられる一方で、本人が希望する場合には、60歳以上定年退職日相当日（定年年齢に達した日以後の3月31日）まで、短時間勤務の職で再任用できる制度が新設されました。現行の再任用短時間勤務制度が基本となりますが、任期は1年を越えない範囲ではなく、定年退職日相当日までとなり、定年引き上げに伴って任期が伸びていくこととなります。

4つ目としまして、60歳を超える職員の給与に関する措置につきましては、国家公務員においては、当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、適用される俸給表の級および号俸に応じた額の7割が俸給月額とされ、役職定年者については、基本的には、異動前の俸給月額の7割水準とされます。

このようなことから、地方公務員についても、国との均衡を考慮して給与を定めることとされます。

5つ目としまして、情報提供・意思確認制度につきましては、任命権者は、60歳に達する年度の前年度に、任用・給与・退職手当に関する十分な情報を職員に提供することとされました。

また、職員が十分理解した上で、60歳以降の働き方を決定できるようにするために、60歳以後の勤務について意思を確認することが努力義務とされ、新たな制度として導入されるものであります。

以上が5つの内容となります。

条例の内容につきましては、第1章では、総則としまして、第1条、趣旨ですが、地方公務員法の改正に伴う引用箇所の改正を規定するものとなっております。

第2章では、定年制度としまして、第3条、定年ですが、定年を60歳から65歳に規定するものです。

17ページになります。

第4条、定年による退職の特例は、全部改正になります。定年に達した職員について、特別な事由がある場合に、3年間を上限とし、引き続き勤務させることができることを規定するものです。

第3章では、管理監督職勤務上限年齢制としまして、第6条から第12条までは新設の条文

となっております。

第6条の管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職ですが、いわゆる役職定年制の対象となる管理監督職は、身延町職員給与条例第7条の2第1項に規定する管理職手当の支給対象者とすることを規定するものです。

第7条、管理監督職勤務上限年齢ですが、管理監督職勤務上限年齢を60歳に規定するものです。

第8条、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準ですが、他の職への降任等を行うに当たって、法第13条、平等の取扱い等遵守すべき事項を規定するものです。

第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例ですが、管理監督職を占める職員の降任等により、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に、引き続き当該職員に、当該管理監督職を占めたまま、3年間を上限として勤務させることができる、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例任用について規定するものです。

第10条、異動期間の延長等に係る職員の同意ですが、第9条の規定による異動期間の延長を行う場合は、職員の同意を得なければならないことを規定するものです。

第11条、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置ですが、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、異動期間の末日到来前に延長事由が消滅したときは、異動期間の末日を待つことなく、他の職へ降任等を行うことを規定するものです。

第4章では、定年前再任用短時間勤務制としまして、第12条、第13条は新設条文となります。

第12条、定年前再任用短時間勤務職員の任用ですが、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を、短時間勤務の職に採用できることを規定するものです。

18ページになります。

第13条ですが、組合を構成する地方公共団体と組合間において、定年前再任用短時間勤務職員を任用することを規定するものです。

第5章では、雑則としまして、第14条、委任ですが、条例の実施に関して必要な事項は、規則で定めることを規定するものです。

附則につきましては、国家公務員に準じ、現行の定年年齢が60歳の職員に対し、2年ごとの1歳ずつ引き上げる経過措置を規定し、また情報提供・意思確認制度に関する事項を規定するものです。

改正附則につきましては、記載のとおり、第2条、勤務延長に関する経過措置から第11条、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢までを規定しているものであります。

なお、施行期日は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第84号の提案理由ならびに内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第85号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、内容説明をいたします。

説明書19ページをご覧ください。

提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員と同様に地方公務員についても定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持、高齢期における

多様な就業設計の支援を図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることに伴い、複数の条例を改正または廃止する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

提案いたします背景等は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、定年延長等の関係する条例の整備を行うため、身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ほか、6条例の一部を改正するとともに、身延町職員の再任用に関する条例を廃止しようとするもので、関係する条例8件を一括して改廃することが背景となっております。

改正内容につきましては、第1条の、身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、第2条の改正は、「降給」の種類に「管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職に降任等させること」を追加するものです。

第3条の改正は、「降格の事由」の「降任された」を「管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職の職員を管理監督職以外の職に降任等すること」に改正するものです。

制定附則の改正は、身延町職員給与条例附則第14項等（60歳超の職員の給与について「7割水準」とすること等）の規定を受ける職員に対する規定を追加するものとなっております。

第2条、身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、第3条の改正は「勤務地手当」を「地域手当」に改正するものです。

また、60歳超の職員が減給となった場合の規定を追加するものです。

20ページになります。

第3条、公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、第2条の改正は、現行の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものです。

また、派遣できない職員に「管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の特例により、異動期間が延長された管理監督職の職員」を新たに規定するものです。

第4条、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、第2条の改正は現行の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものです。

第3条および第4条の改正は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものです。

第5条、身延町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、第2条および第9条の改正は、育児休業および育児短時間勤務をすることができない職員に「管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の特例により、異動期間が延長された管理監督職の職員」を新たに規定するものです。

第17条および第18条の改正は、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改正するものです。

第6条、身延町職員給与条例の一部改正につきましては、第5条の3の改正は、現行の再任用職員の給料月額に替え、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について新たに規定するものです。

第10条および第13条ならびに第16条から第18条までの改正は、字句の言い回し等を改正し、また、「再任用職員」および「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものです。

制定附則の改正につきましては、第14項から第21項まで60歳超の職員の給料月額について7割水準とし、それに関わる支給方法等について規定するものです。

21ページになります。

別表第2から別表第2の4までの改正につきましては、表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものです。

第7条、身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、第3条の改正は、引用する条項を改正するものです。

第8条、身延町職員の再任用に関する条例の廃止につきましては、現行の再任用制度が廃止されることに伴い、廃止するものです。

改正附則につきましては、第2条、附則において、用語の定義を定めるから第5条、身延町職員給与条例の一部改正に伴う経過措置までが規定されております。

なお、施行期日は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第85号の提案理由ならびに内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第86号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明をいたします。

説明書22ページをご覧ください。

提案理由および背景等につきましては、身延町個人情報保護条例が廃止され、新たに条例が制定されることに伴い、指定管理者における個人情報の取り扱いに関して、個人情報の保護に関する法律を引用するとともに、新たに制定する身延町個人情報保護法施行条例において規定する事項を指定管理者にも適用させるため、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由および背景であります。

改正内容につきましては、第15条、個人情報等の取扱いにつきましては、現行の身延町個人情報保護条例を引用していますが、同条例は廃止されるため、個人情報の保護に関する法律及び身延町個人情報保護法施行条例を引用するよう改正するものです。

なお、施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

以上で、議案第86号の提案理由ならびに内容説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

ここで、生涯学習課長から議案説明資料の中で訂正の申し出がありましたので発言を許します。

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

私が先ほど説明いたしました議案第81号 身延町スポーツ健康増進施設条例の制定についての説明の中で、誤った説明、あと議案説明書が誤った表記がございましたので訂正させていただきます。

議案説明書の9ページをお願いいたします。

こちらに施行期日について表記されているんですが、「身延町スポーツ健康増進施設条例施行規則で定める日」と表記があるんですが、正しくは「身延町スポーツ健康増進施設条例の施行期日を定める規則で定める日」となります。

お詫びして訂正いたします。

○議長（上田孝二君）

日程第13 議案第87号 身延町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山耕史君）

私からは議案第87号 身延町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明書の23ページをご覧ください。

提案理由を申し上げます。

軽自動車税種別割の納期を5月1日から同月31日までに変更し、住民の利便性および、より適正な課税を図るため身延町税条例の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

引き続きまして、背景についてご説明いたします。

近年における交通環境等の整備充実により、自動車に対する住民のニーズは高い状況にあり、併せて軽自動車の機能性も向上し、住民の移動手段の一つとして、軽自動車が広く利用されている状況となっております。

また、金融機関の収納環境も変化し、キャッシュコーナーの廃止や金融機関の支店における窓口受付時間の短縮など、収納の機会が縮小する状況が進んでおります。

こうした中で現行の軽自動車税の納付期限は、ゴールデンウィークを挟むことから、役場や金融機関の窓口での納付を希望する利用者の方々の利便性については、従来からの課題となっております。

このような背景に鑑み、町では現状の課題への対応策として、コンビニ納付やクレジットカードで決済など納付機会を新たに設けるなどの対応をしておりますが、高齢化の進む本町では、従来から身近な窓口での現金納付を望む声もあるため、利用者への更なる納付機会の充実と利便性の向上を図ることを目的としまして、令和5年度より、軽自動車税種別割の納期を変更するため、身延町税条例の一部を改正いたします。

内容につきまして、改正箇所が「身延町税条例第83条第2項」の条文を、これまでの「種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。」との記載を、新たに令和5年度より「種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。」に改正する内容となります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日からの施行といたします。

以上で、議案第87号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議をお願いいたします。
以上となります。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第14 議案第88号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第89号 身延町風致地区条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は、建設課所管の条例でありますので、一括して議題とします。
担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

それでは、議案第88号、議案第89号について一括で説明させていただきます。

議案説明書24ページをご覧ください。

議案第88号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
連帯保証人となることのできる対象者を拡大するため、身延町営住宅条例の一部を改正する
必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

提案いたします背景等につきまして、現在、連帯保証人となることのできる対象者は「山梨
県内に住所を有する者」となっています。県内に親族等がおらず連帯保証人を確保することが
困難により、町営・町有住宅に入居できなくなるような状況をなくすため、連帯保証人対象者
を拡大するものであります。

改正内容について、ご説明いたします。

第11条第1項第1号を規則で定める資格を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人が
連署した賃貸借契約書を提出することに改めるものでございます。

規則の改正につきましては、記載のとおりでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第88号の提案理由および内容説明を終わります。

続きまして、議案第89号 身延町風致地区条例の一部を改正する条例について、提案理由
を申し上げます。

議案説明書25ページをご覧ください。

山梨県風致地区条例及び風致地区条例を制定している県内自治体との権衡を図り、罰則規定
を設けるため、身延町風致地区条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

提案いたします背景等について、説明をいたします。

町の条例を精査する中で、本町の風致地区条例に罰則規定がなく、他の自治体の条例と異なっ
ていることから、今回、検察庁との協議が整いましたので、罰則規定を盛り込んだ条例を改正
する必要となったことによるものでございます。

また、第8条につきましては、条文等の修正をするものであります。

改正内容について、説明をいたします。

第8条の見出しを「(立ち入り調査)」に改め、同条2項中「掲示」を「提示」に改めるもの

であります。

第9条の次に第10条から第12条の罰則規定を加えるものであります。

第10条、監督処分命令に違反した者の罰則規定を追加するものであります。

第11条、許可を有する行為、及び許可の基準の規定に違反した者の罰則規定を追加するものであります。

第12条、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2条に規定する違反行為をしたときの罰則規定を追加するものであります。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第88号、議案第89号の提案理由および説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第16 議案第90号 身延町下部温泉会館条例を廃止する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

それでは、議案第90号 身延町下部温泉会館条例を廃止する条例について、説明させていただきます。

議案説明書26ページをご覧ください。

提案理由は、身延町下部温泉会館が令和4年度末をもって閉館するため身延町下部温泉会館条例を廃止する必要が生じたためでございます。

背景等につきましては、身延町下部温泉会館は、昭和37年3月31日に設置され、昭和60年に現在の施設への改築を経て現在に至るまで、町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町の活性化に資するための施設として指定管理制度により運営してきました。令和5年度に予定されている身延町スポーツ健康増進施設の新設に伴い、令和5年3月31日付けで同条例を廃止し、普通財産に移行するものであります。

なお、今後のスケジュールにつきましては、施設の廃止となる令和5年3月31日まで温浴施設以外の会議室、多目的ホールは引き続きご利用できますが、10月28日に開催された下部温泉会館管理運営委員会において、温浴施設については、令和5年1月31日をもって営業を停止することを決定されております。

施行の期日は、令和5年4月1日からとなります。

以上、議案第90号の説明となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第17 議案第91号 身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

議案第91号について、ご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第91号 身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者の指定について

身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者に、下記の者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町スポーツ健康増進施設

所在地 山梨県南巨摩郡身延町上之平1917番地3

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団体の名称 株式会社 ヘルシースパサンロード身延湯の杜

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町飯富2309番地159

代 表 者 の 氏 名 代表取締役 樋口俊英

指定の期間 令和5年4月1日から令和20年3月31日まで

提案理由を申し上げます。

身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者を指定する必要が生じました。つきましては、指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景につきましては、身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者の選定について、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号に基づき、公募によらない選定を行いました。

条例第6条の規定による町長からの諮問に対しまして、令和4年11月10日（木曜日）に本庁舎第1会議室で身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者にふさわしい団体なのかを5名の選定委員により慎重に審議され、答申をいただいております。

こうした経過を踏まえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をしていただきたく上程するものであります。

以上で議案第91号の内容説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第18 議案第92号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第10号）

日程第19 議案第93号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第94号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第95号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第96号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第97号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第98号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第99号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第100号 町道西谷線道路舗装工事請負契約変更契約について

以上9議案は、財政課が所管する補正予算案および変更契約となりますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

それでは、議案第92号から議案第99号までの令和4年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第92号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,722万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億2,275万8千円といたしました。

第2表繰越明許費について、ご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、観光資源の魅力アップ事業988万5千円。対象工事は自然の里非常用発電機修繕工事であります。

6款農林水産業費、2項林業費、林業施設防災事業1,380万円。対象工事は林道三石山線法面改良工事および林道富士見山線法面改良工事であります。

10款教育費、1項教育総務費、中学校建設事業3,030万5千円。対象工事は新身延中学校ネットワーク構築工事であります。

給食センター建設事業129万5千円。対象工事は新身延給食センターネットワーク構築工事であります。

2ページをお開きください。

健康増進施設建設事業3,404万5千円。対象工事は健康増進施設外構工事であります。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧事業費、林業施設災害復旧事業1,600万円。対象工事は林道三石山線災害復旧工事であります。

繰越理由ですが、全対象工事につきまして、標準工期が確保できないため翌年度に繰り越すものであります。

第3表地方債の補正について、説明いたします。

第3表地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

臨時財政対策債は4,100万円を減額し、補正後の限度額を5,900万円といたしました。発行可能額の決定による減額であります。

緊急自然災害防止対策事業債は1,380万円を増額し、補正後の限度額を7,380万円といたしました。林業施設防災事業に1,380万円を追加充当し、対象工事は林道三石山線法面改良工事および林道富士見山線法面改良工事であります。

農地・農林漁業施設災害復旧事業債は450万円を増額し、補正後の限度額を610万円といたしました。林業施設災害復旧事業に450万円を追加充当し、対象工事は林道三石山線災害復旧工事であります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 1 款地方交付税4億1, 374万9千円を増額いたしました。これは令和4年度普通交付税の交付額決定によるものでございます。

1 5 款国庫支出金789万円を増額いたしました。1 項1 目民生費国庫負担金、障害福祉サービス費等事業負担金105万7千円を計上いたしました。これは障害児・(者) 補装具への負担金の増額分になります。子どものための教育・保育給付費負担金325万3千円を計上いたしました。これは民間保育園途中入所者の増および保育単価改正の見込みによる増額であります。

2 項1 目総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金101万7千円を計上いたしました。

2 項5 目教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金180万円を計上いたしました。

1 6 款県支出金1, 244万2千円を増額いたしました。

4 ページをお開きください。

2 項3 目衛生費県補助金、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金73万6千円を計上いたしました。

2 項7 目教育費県補助金、先進的教育活動モデル事業費補助金83万3千円を計上し、小学校費の教育振興費および中学校費教育振興費への充当をいたします。

2 項9 目災害復旧事業費県補助金、林業施設災害復旧事業費補助金944万8千円を計上し、農林水産業施設災害復旧費へ充当いたします。

1 9 款繰入金、1 項1 目財政調整基金繰入金2億2, 900万円を減額いたしました。これは普通交付税および繰越金の確定等によるものであります。

2 1 款諸収入450万7千円を計上いたしました。

3 項1 目総務費雑入、デジタル基盤改革支援補助金174万円を計上いたしました。これは行政手続きに関わるシステム改修および電子申請ネットワーク構築に対する補助金であります。

民生費雑入、オンライン資格確認関係補助金180万5千円を計上いたしました。これは各診療所オンライン資格確認機器設置等に対する補助金であります。

5 ページをお開きください。

2 2 款町債2, 270万円を減額いたしました。町債の減額につきましては、第3表地方債補正の説明のとおりであります。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2 款総務費について、説明いたします。

1 項1 目一般管理費、委託料(その他業務委託料)66万円を計上いたしました。これは個人情報取扱WEBシステム改修業務委託であります。

1 項5 目財産管理費、需用費271万円を計上いたしました。これは、本庁舎の燃料費および光熱水費であります。

1 項7 目情報化推進費については、デジタル基盤改革支援補助金の確定に伴う財源組み替えになります。

6 ページをお開きください。

1 項1 1 目まち・ひと・しごと創生事業費、細目4 観光資源の魅力アップ事業、需用費の修繕費に988万5千円を計上いたしました。これは、みのぶ自然の里非常用発電機修繕工事費になります。

1 項1 2 目新型コロナウイルス感染症対策事業費、細目1 から細目4 新型コロナウイルス感

染症対策事業費の身延清稜・下山・身延小学校・身延中学校、合わせて348万5千円を計上いたしました。主な内容ですが、各小中学校特別教室への空気清浄機等の購入費であります。

細目6子育て世帯生活支援特別給付金事務費、償還金、利子及び割引料62万2千円の計上および細目7子育て世帯生活支援特別給付金事業費、償還金、利子及び割引料100万円の計上ですが、ともに子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の額の確定による返還金であります。

7ページをお開きください。

8項1目下部支所費については、下部支所で管理している施設等の光熱水費であります。

8項2目身延支所費については、身延支所施設の光熱水費および事務室防犯カメラ取付修繕費であります。

3款民生費について、説明させていただきます。

1項1目社会福祉総務費、需用費195万円を計上いたしました。これは身延福祉センター施設の光熱水費であります。

8ページをお開きください。

1項7目障害福祉費、扶助費211万5千円を計上いたしました。これは障害児（者）補装具支給費であります。

2項7目特定教育・保育施設費、委託料（その他業務委託料）800万円を計上いたしました。これは民間保育所への保育業務委託であります。

2項9目学童保育費、9ページをお開きください、委託料（その他委託料）156万8千円を計上いたしました。これは学童施設へ児童を送迎するための業務委託料であります。

4款衛生費について、説明いたします。

1項1目保健衛生総務費、需用費168万円を計上いたしました。これは中富保健福祉センター施設の光熱水費であります。

1項5目診療所費、細目2から細目6大須成・曙・久那土・下部・古関診療所管理費、委託料（その他業務委託料）186万8千円を計上いたしました。これは各診療所オンライン資格確認の機器設置等を行うための業務委託であります。

3項1目簡易水道運営費、繰出金1,093万5千円を計上し、簡易水道事業特別会計への繰り出しであります。

10ページをお開きください。

6款農林水産業費について、ご説明いたします。

2項2目林業土木費、工事請負費1,380万円を計上いたしました。これは林道三石山線、林道富士見山線法面改良工事であります。

8款土木費について、ご説明いたします。

11ページをお開きください。

6項1目下水道総務費、繰出金379万6千円を計上いたしました。これは下水道事業特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金であります。

10款教育費について、ご説明いたします。

12ページをお開きください。

1項4目中学校建設費、工事請負費3,030万5千円を計上いたしました。これは新身延中学校ネットワーク構築工事費であります。

1項5目給食センター建設費、工事請負費129万5千円を計上いたしました。これは新身延給食センターネットワーク構築工事費であります。

1項6目健康増進施設建設事業費、工事請負費3,404万5千円を計上しました。これは健康増進施設外構工事費であります。

4項2目公民館費、需用費123万円を計上いたしました。これは下部地区公民館および下山・豊岡分館の燃料費および光熱水費であります。

13ページをお開きください。

5項2目金山博物館費、需用費110万円を計上いたしました。これは、金山博物館施設の燃料費および光熱水費であります。

5項4目総合文化会館費、需用費359万5千円を計上いたしました。これは総合文化会館施設の燃料費および光熱水費であります。また、消防設備煙感知器および誘導灯信号装置の修繕費69万3千円を計上し、芝生広場駐車場の一部用地を取得するための公有財産購入費112万7千円を計上いたしました。

14ページをお開きください。

11款災害復旧費について、ご説明いたします。

1項1目農林水産業施設災害復旧費、工事請負費1,599万9千円を計上しました。これは林道三石山線災害復旧工事費であります。

13款諸支出金について、説明いたします。

公共施設整備基金費へ4億8千万円の積み立てを行います。基金積み立てにつきましては、前年度繰越金等の確定に伴い、今後の財政運営に備えた積み立てであります。

15ページをお開きください。

議案第93号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明させていただきます。

議案第93号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,026万7千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

6款財産収入、1項1目財政調整基金利子1万円を計上し、財政調整基金積立へ充当いたします。

8款繰入金、1項1目職員給与費等繰入金11万5千円を計上し、一般管理費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費11万5千円を計上しました。これは一般職員給与改定による増額分であります。

8款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金1万円を計上し、財政調整基金へ積立を行います。

16ページをお開きください。

議案第94号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

議案第94号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,734万3千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3款繰入金、1項2目事務費繰入金9万円を計上し、一般管理費へ充当いたします。

5款諸収入、2項1目雑入33万1千円を計上し、保険料還付金へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費9万円を計上いたしました。これは一般職員給与改定による増額分であります。

3款諸支出金、1項1目保険料還付金33万1千円を計上いたしました。これは保険料過年度の還付金になります。

17ページをお開きください。

議案第95号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。

議案第95号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億111万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,200万7千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3款国庫支出金29万円を増額いたしました。主な内容でございますが、2項6目介護保険事業費補助金システム改修費補助金に4万4千円を計上しました。

7款繰入金29万3千円を増額いたしました。主な内容ですが、1項2目その他一般会計繰入金職員給与費等繰入金20万5千円を計上いたしました。

18ページをお開きください。

8款繰越金、1項1目繰越金9,981万7千円を計上いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費12万8千円を計上しました。これは一般職員給与改定による増額分でございます。

2款保険給付費、2項6目介護予防住宅改修費の負担金、補助及び交付金に71万9千円を計上いたしました。

4款地域支援事業費、1項1目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費26万8千円を計上いたしました。これは一般職員給与改定による増額分でございます。

5款諸支出金、2項1目介護保険給付費支払準備基金費1億円を計上し、介護保険給付費支払準備基金へ積み立てを行います。

19ページをお開きください。

議案第96号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。

議案第96号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,093万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,334万1千円といたしました。

第2表繰越明許費について、ご説明いたします。

2款水道事業費、2項簡易水道建設費、中富西部簡易水道事業3,450万6千円を繰越明許費といたします。

新型コロナウイルスや世界的な経済・景気の低迷等により、半導体関係の部品調達に時間を要し、年度内完了が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。対象工事は矢細工配水池機械設備・電気計装設備等積算及び工事監理業務委託、矢細工配水池機械設備工事（その2）

であります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1項1目簡易水道一般会計繰入金、公債費繰入金988万5千円を計上し、元金へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款水道維持費、1項1目簡易水道管理費988万5千円を計上いたしました。主な内容ですが、水道施設の光熱水費930万円であります。

20ページをお開きください。

2款水道事業費、2項1目簡易水道建設費85万円を計上いたしました。これは矢細工配水池における配電設備移設に伴う補償費であります。

21ページをお開きください。

議案第97号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)について、説明させていただきます。

議案第97号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,656万2千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款繰入金17万5千円を増額いたしました。繰入金については、各施設の維持管理費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款小規模集合排水事業費、1項1目北川地区維持管理費11万円を計上いたしました。これは小規模集合排水施設の光熱水費であります。

22ページをお開きください。

議案第98号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明させていただきます。

議案第98号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,411万7千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

4款繰入金362万1千円を増額いたしました。繰入金については、各施設の維持管理費へ充当いたします。

6款諸収入、1項1目雑入59万1千円を計上し、これは消費税還付金で身延下水道事業維持管理費へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款下水道事業費421万2千円を増額いたしました。主な内容ですが、一般職員給与改定による増額分および各下水道施設の光熱水費であります。

24ページをお開きください。

議案第99号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明させていただきます。

議案第99号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,688万3千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

4款繰越金、1項1目繰越金38万5千円を計上いたしました。
歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款温泉事業費、1項1目温泉管理費14万4千円を計上いたしました。これは温泉分湯施設の光熱水費であります。

2款基金積立金、1項1目下部奥の湯温泉事業基金積立金24万1千円を計上し、下部奥の湯温泉事業基金へ積み立てを行います。

以上で議案第92号から議案第99号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

続きまして、議案第100号 町道西谷線道路舗装工事請負契約変更契約についてであります。

町道西谷線道路舗装工事請負契約について、変更契約を締結する必要性が生じたため、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 町道西谷線道路舗装工事
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 変更前4,708万円
変更後5,505万6,100円
4. 契約の相手方 甲府市東光寺1丁目7番8号 丸浜舗道株式会社
代表取締役 小林育也

提案理由を申し上げます。

町道西谷線道路舗装工事請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第100号 町道西谷線道路舗装工事請負契約変更契約について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第100号関係資料をご覧ください。

1. 契約の概要につきましては、記載してあるとおりでありますのでご覧ください。
2. 変更しようとする内容等ではありますが、(1)契約に係る変更内容は契約金額の増額であります。

増額する金額は797万6,100円増額し、変更後の契約金額は5,505万6,100円とするものであります。

(2)契約変更の主な理由でございますが、町道西谷線道路舗装工事において、施工段階における西谷区および身延山久遠寺との再協議の結果、観光客への安全確保措置により車道舗装を夜間施工に変更したこと、および舗道の施工方法を変更する必要性が生じたことが主な理由でございます。

以上、議案第100号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第27 発委第1号 身延町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

広島委員長、登壇してください。

○議会運営委員長（広島法明君）

発委第1号を提案ならびに理由等を説明させていただきます。

発委第1号

令和4年12月9日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 広島法明

身延町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第109条第6項および第7項、ならびに身延町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由としましては、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）が公布され、地方公共団体における個人情報の取り扱い、同法により改正される個人情報の保護に関する法律に基づき運用していくこととなりますが、議会については、同法に規定する地方公共団体の機関から除外をされ、法の規律の適用対象外となりますが、議会においても自律的な対応のもと個人情報の適切な取り扱いが図られることが望ましいとされることから、身延町議会の個人情報の保護に関する条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案説明書の27ページをお開きいただきたいと思います。

背景等は、これまでの個人情報の取り扱い、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人および民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、団体ごとに規定されてきました。

デジタル社会形成基本法が公布され、これまで団体ごとに規定されてきました個人情報の取り扱いは、改正後の個人情報の保護に関する法律に一本化されることとなります。

一方で、地方公共団体の議会は、個人情報保護に関する基本的な責務などを除き、個人情報の保護に関する法律の適用対象外となります。

このため、町の実施機関と議会が保有する個人情報の取り扱いに関し、差異が生じることを避け、適切な取り扱いを図るため、議会として条例を制定するものであります。

簡単に言えば、今まで町の条例に含まれていましたけど、今回のデジタル社会形成基本法の公布に基づき、町は先ほど提案されました議案第79号で提案されまして、それには議会を含まないということで、今回のこの発委第1号の提案になります。

概要につきましては議案説明書に書いてありますけど、主な内容というか、条例につきましては、第1章から第6章までの全57の条文、附則および別表で構成されており、主な規定内容は次のとおりということで、（1）個人情報の取扱い、（2）個人情報ファイル、（3）開示、訂正および利用停止、（4）身延町個人情報保護審査会への諮問、（5）罰則、（6）附則、（7）別表ということで、施行期日は令和5年4月1日からということになります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

以上で議会運営委員長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり、議案第79号から議案第99号までにつきましては、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、議案第100号については、委員会付託省略議案表のとおり、委員会付託を省略の予定です。

議案第79号 身延町個人情報保護法施行条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第79号の質疑を終わります。

議案第80号 身延町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

今の議長の言葉の意味がよく分からなくて、大綱のみということだったんですけど、意味が分かりませんので、ちょっと疑問点だけ言わせてください。

この第3条に、高齢者という言葉にもびっくりしているんですが、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、この提案理由としては、定年退職前に先行的に休業を取得できる制度を導入する。その理由としては、加齢によるものとか、あるいは地域ボランティア活動をしたいからということの意味のように書いてありますけども、定年退職前の職員に対して、そういうふうな休業を取った職員に対して、管理職手当を減額するという文章が一文入っているんですが、こういう職員にも管理職手当を出すのかというと、もう1つは、この部分休業を取った職員、勤務しなかった時間当たりの給与については減額されることが書いてあるんですけども、勤続年数が増加することによって退職手当も増額されるべきですが、この退職手当の部分休業というのは、それから除外されるのかどうか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

山下議員、本件は総務産業建設常任委員会に付託してあります。

詳細が、かなり細かいのでそこで説明するというところでよろしいでしょうか。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それではすみません。

実際に今回、議長が申し上げましたとおり、具体的な内容につきましては、予算決算常任委員会のほうでご質問をいただければと思います。

大綱ということで申し伝えておりますけれども、大綱というのは、その条例自体が制定していかどうかとか、その制度的なものとかは、説明があったと思いますけども、それに対する、全体の制度としていかどうかという、そういう大きなくくりに対しての質疑ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

はい。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

先ほど、私、予算決算常任委員会ということで申し上げてしまったんですが、この案件自体は総務産業建設常任委員会に付託の予定となっておりますので、そんなことで、常任委員会のほうでご照会をいただければと思います。

これ以降につきましても、常任委員会に付託されている案件につきましてはそんなことで、また議員さんのご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

それでは、以上で議案第80号の質疑を終わります。

議案第81号 身延町スポーツ健康増進施設条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第81号の質疑を終わります。

議案第82号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第82号の質疑を終わります。

議案第83号 身延町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第83号の質疑を終わります。

議案第84号 身延町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第84号の質疑を終わります。

議案第85号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第85号の質疑を終わります。

議案第86号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正す

る条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第86号の質疑を終わります。

議案第87号 身延町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第87号の質疑を終わります。

議案第88号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第88号の質疑を終わります。

議案第89号 身延町風致地区条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第89号の質疑を終わります。

議案第90号 身延町下部温泉会館条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第90号の質疑を終わります。

議案第91号 身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第91号の質疑を終わります。

議案第92号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第10号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第92号の質疑を終わります。

議案第93号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第93号の質疑を終わります。

議案第94号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第94号の質疑を終わります。

議案第95号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第95号の質疑を終わります。

議案第96号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第96号の質疑を終わります。

議案第97号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第97号の質疑を終わります。

議案第98号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第98号の質疑を終わります。

議案第99号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第99号の質疑を終わります。

議案第100号 町道西谷線道路舗装工事請負契約変更契約についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第100号の質疑を終わります。

発委第1号 身延町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
本件は、議会運営委員会からの提出案件のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号の質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり、議案第79号から議案第99号までを常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略議案表のとおり、議案第100号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会への付託を省略します。

以上で本日の議案日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

令和 4 年

第 4 回身延町議会定例会

12月12日

令和4年第4回身延町議会定例会（2日目）

令和4年12月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（13人）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 遠藤公久 | 2番 | 深山光信 |
| 3番 | 佐野昇 | 4番 | 山下利彦 |
| 5番 | 佐野知世 | 6番 | 伊藤雄波 |
| 7番 | 望月悟良 | 8番 | 田中一泰 |
| 9番 | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 12番 | 渡辺文子 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

本日は4項目について、質問させていただきます。

まずはじめ、マイナンバーカードについてお尋ねいたします。

前回9月議会でも質問させていただきましたので、制度についての説明は割愛させていただきます。

連日の報道で、皆さまご存じのとおり国の施策が大幅に前倒しとなり、急激な施策の変更となりました。実質、マイナンバーカードの義務化の方針が打ち出され、2024年秋には紙などの保険証を廃止し、原則、マイナンバーカードと一体化するマイナ保険証とすることが決まりました。

その報道後は各自治体に問い合わせや申請手続きの方々が多く訪れ、新規申請者が5倍になった自治体もあるなどの報道も見られ、各自治体において混乱も生じております。

そこで保険証一体化、紙の保険証廃止決定後の本町の申請状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町民課長。

○町民課長（望月融君）

お答えいたします。

これまでに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「マイナ保険証」の普及に

向け、国で将来的には現行の健康保険証を原則廃止するという案は聞いておりましたが、令和6年秋を目途に「マイナ保険証」に一本化するという方針を聞いたときは、急なことでもあり、少し驚きましたし心配の面もありました。その後、やはり町民の方からも交付する際などに、問い合わせもいただいているところです。

この切り替えへの表明がされた以降、本町の10月16日から11月13日までの約1カ月間の申請件数は358人になります。ちなみに、その前の約1カ月間の申請件数は350人です。この数カ月間では、あまり申請件数には影響はありませんでした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

すみません、質問の途中ですけども。時間掲示が。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

準備不足で大変申し訳なかったんですが、こちらのほうでカウントさせていただいて、暫時休憩中、入れさせていただきたいと思いますので。

○議長（上田孝二君）

私のほうから時間になりましたら通告しますので。すみません。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

それでは、質問を再開させていただきます。

国の施策の急激な変更があり、対応に苦慮していることと思います。そのような中、町の行事や各種イベント会場などで積極的に取り組んでいることは、あらゆるところで目にして理解しております。

そのような状況の中、住民の取得数値目標について、政府目標では、2023年3月末までに、ほぼすべての国民に交付するとの目標を掲げていますが、本町の場合、高齢者、未就学児など取得率が低い層への積極的な呼びかけが今後、重要かと思えます。

そこで本町における具体的な数値目標と、そのための取得促進の具体的な取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町民課長。

○町民課長（望月融君）

お答えいたします。

本町では、特にこれまでに具体的な数値目標は掲げてきてはおりませんが、国が毎月末に公表しています中に、全国や町村の交付枚数率があり、それらを毎月上回ることを目指すとともに、県内における交付率も上位に位置付けられるよう、申請促進の取り組みを行ってきました。

11月末時点の本町の交付率は56.9%、全国の交付率53.9%、全国の町村区分の交付率は52.5%ですので、どちらの数値の交付率も上回っており、県内における交付率の順位では、3番目の位置付けとなっております。

これまでの取得促進の取り組みとしましては、町民にとって利便性の高い場所や生活に身近な場所に職員が出向き、カードの申請を受け付ける出張申請受付を実施してきました。昨年度

末における税の申告会場や、今年度に入り、参議院議員選挙の期日前投票所、親御さん向けの学童保育所の会場や、高齢者の100歳体操教室の場。コロナウイルスワクチンの集団接種会場。さらに飯富病院の待合場、大型商業施設においても実施して、カードを必要とする申請者をサポートし申請の普及拡大を図ってきました。

また、カードの受け取りとしまして、町で申請した方は、郵便での受け取り方法も選べるようになり、町民課はもとより両支所においても、事前予約による平日の時間外延長での交付で、町民の方の利便性の向上を図りました。さらに、今後は土日開庁によります交付も検討してまいります。

これからも、申請機会の拡大を図ることは重要だと考えますますので、カード申請の要望など聞きながら、今後もマイナンバーカードの利便性・安全性について、町民の方には情報をしっかりと伝え周知し、特に高齢者の方にはきめ細かなサポートに努め、カードの普及拡大に、より一層の取り組みを図ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

身延町の取り組みは非常に親切で、ほかの自治体よりは、私も進んでいるような気がします。新聞報道では、今から出張申請を行うなんていう報道も県内の自治体で見られる中で、先駆けてやっているということは、大変評価できることだと思われまます。

そのような中、先ごろの報道によると、デジタル田園都市国家構想交付金の一部の配分額がカードの交付率ではなく申請率が53.9%の自治体が対象になり、受給を申請できるという報道もありました。本町は、その基準をすでにクリアしております。今後もこのような施策が国より出てくることは想像できます。

そのような中、保険証と一体化方針発表時に、未取得者については、厚生労働大臣は保険料を納めている人が保険診療を受ける権利を持つのは当然であり、前提だと述べ、事情を踏まえて考えていくとの見解を示しました。

これらについては、資格証とは違う方法で対応するようではありますが、今後の検討課題として決まっていないのが現状であります。

このような不安定な状況の中、取得を希望する新生児についてはどのような対応を取るのか、また、寝たきりで本人が来庁できない場合の対応はどうするのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町民課長。

○町民課長（望月融君）

お答えいたします。

生まれて間もない赤ちゃんからも、住民票登録を行った時点で個人番号が付与され、マイナンバーカードの作成が可能になります。このカードは、本人もしくは15歳未満の場合は子どもではなく法定代理人の申請に基づいて交付されるもので、そのカードの交付を受けるためには、申請時または交付時のいずれかのタイミングで本人の確認を行う必要があります。

現在、国で公表しています年齢別の交付枚数率の状況を見ましても、乳幼児であつたり高齢者の方の交付率は低い状況にあります。国でも、令和6年秋を目途に現行の健康保険証を廃止

し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に切り替える方針を打ち出したことに伴い、これを受け申請手続きやカードの様式などの見直しが進められています。

マイナンバーカードへの表示が義務付けられています本人の顔写真について、成長の早い乳幼児は不要とする方向だけではなく、高齢者の方も含め、このような課題をクリアする必要があるため、国でもカードの普及を進める狙いで、申請手続きや様式の簡略化による見直しが行われていくようです。

本町では、国で定めています交付等に関する事務処理要領に基づき、カードの申請および交付の事務を執っています。その中でも、カードの受け取りに本人がやむを得ない理由で来庁が困難な場合は、代理人によるカードの受け取りの方法もあります。これからも、親御さんの集まる場や、入所施設等へも出向くと同時に、特に高齢者の方など申請を希望する方には、直接ご自宅に伺うなどの方法も検討してまいります。

ご自分では、なかなか取得することができない、カード取得率の低い乳幼児や、高齢者の方のサポートには寄り添いながら対応し、引き続き、町民の方への取得について、周知広報を行い申請へのご理解を求め、全ての方々がマイナンバーカードを持つことができるように努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

マイナンバー保険証のメリット、なりすましによる不正受診防止や執行した保険料の誤使用がなくなる。診療報酬の過誤請求防止や限度額適用認定証を提出しなくても高額療養費制度が自動で適用されるなどあります。

しかし、一方で情報漏えいの恐れ、カード申請の煩雑さ、カードを作ってもマイナポータルを活用できない人が、高齢者を含め多くいるなど、メリットを説明しながらデメリットを解消する手助けもしなければなりません。

国の施策が二転三転し、定まらない中、実質的な事務処理を担う地方自治体は取得を促しながらサポートをも行わなければならない、非常に大変だと思いますけれども、今後も引き続き鋭意取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の項目の質問に入らせていただきます。

次は身延町の観光ボランティアガイドについて、お尋ねいたします。

身延町観光ボランティアガイドの会は、平成19年、身延町が町民の生きがいを目的にボランティア養成講座を開始したのが始まりで、講座では身延山の歴史や見どころ、ガイドの心得などを学び、修了者をボランティアガイドとして認定し、NPO法人みのぶ観光センターが管理運営を行ってきました。

ガイドの方々は、元教員の方など60代、70代の町民を中心に身延山だけでなく、身延町の歴史や見どころ、土産品などに通じ、地元住民ならではの情報や幅広い知識と経験により平成19年の発足以来、年々、人気は高まり、最盛期には年間2,500人から3千人を案内しておりました。

ガイドの皆さまは、報酬目的ではなくボランティア精神のもと、身延を訪れ案内を受けるお客さまにとって、自分たちこそが地域の代表として見られるからこそ、真心を持って、ふるさ

と身延を案内しようと高い志のもと、取り組んでおります。

しかしながら、令和4年3月末をもって、同法人が廃業を決定する中、様々な努力を重ね、受付業務を身延町観光課に委ねることで、みのぶボランティアガイドの会として存続可能となり、今現在、活動しております。

そこで伺います。

本町観光課が受付業務を開始してから、現在まで何名のガイドの方が在籍し、何件、何名のお客さまのガイドを行ったのか、お教えてください。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

みのぶ観光ボランティアガイドの会は、会員19名が主に身延山を中心にした観光ガイドのサービスを行っております。ご質問のとおり、来訪客に対する懇切丁寧な対応に加え、自ら研鑽を重ねて、より深みのある「おもてなし」を実践されております。

令和4年度の実績につきましては、11月末現在で98件、2,004人の来訪者に対し、延べ219名のガイドが対応いたしました。

いずれも身延山久遠寺周辺の案内で、今年は特に関西方面からのツアーの対応が多く、年度途中ながら、前年度比の10倍に迫る来訪者となっており、コロナ以前と比較しても活発に活動されているところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

非常に活動がコロナ禍でも活発になっていると。そのような中、本年6月、第2回臨時会、補正予算審議において、観光費として20万円が計上され可決されました。商工観光振興事業補助金として、ボランティアガイドの会の皆さまのスタッフウェアを支給するための経費です。

当然、町当局も年度末ぎりぎり、この組織を存続させなければ、町の観光にとっても痛手であると考え、急きょ観光課で受付業務を引き継いだことでしょうかから、令和4年度には予算計上できずに補正予算での対応になったことと理解しております。

高い志の方々の集まりであるボランティアですので、報酬や待遇の改善などの要求はないのかもしれませんが、しかしながら、業務を遂行する上で通信費であったり、事務費であったり、それらは経常的経費として、今後、毎年発生いたします。

令和5年度においては、この組織の運営補助・ガイドの皆さまの処遇改善、例えば傷害保険や携帯品、ユニフォームや待機場所などの準備など、それらのためにしっかりとした予算計上は考えているのか。また、それは継続されるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町観光ボランティアガイドのスタッフウェアを新調するため、令和4年第2回定例会に

において、ご議決をいただき、補助金を交付いたしました。

今後も会の活発な活動をできるだけ継続していただきたいと考えていることから、令和5年度以降も会の運営に対する補助金を前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私もうっかりしていたんですけど、今、これ第2回の臨時会ということですかね。私は臨時会と理解しておりまして、今、答弁のほうが定例会となっていたので、そこをちょっと確認を取れたら。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

確認をして、再度、またお答えさせていただきます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

すみません、それでは質問を続けさせていただきます。

会の運営に対する補助金を検討しているとのことですので、このような状況を鑑み、ぜひ実現できるように財政課にもご理解いただきたいと思っております。

次の質問にまいります。

このようなボランティアガイドの地道な活動こそが、観光立町身延を支える縁の下の力持ち的存在であります。しかし、実際のところ、このような素晴らしい組織、活動内容などは広く知られているとは言えません。実際、活動の拠点であります身延山の町民ですら、それらの組織や活動内容について知らない方がかなり存在するのが現状であります。

そのような経緯を踏まえ、今後、町としてしっかりとした予算措置のバックアップのもと、ガイドを担う方々の活動をもっと広く町民に知らしめる必要もあるかと考えますが、具体的なバックアップ方法や広報活動について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

はじめに、先ほどの質問で、第2回の臨時会で間違いなかったです。申し訳ありません。

それでは、ただいまの質問の答弁をいたします。

みのお観光ボランティアガイドの会につきましては、会員の皆さまが意欲的で自発的に取り組んでいただいている尊い取り組みであり、町としても心強く感じているところです。

先ほどご説明したとおり、予算措置につきましては前向きに検討したいと考えております。町民の皆さまがまちづくりに積極的に参画していただく活動に対しては、より活躍できるように、町としても積極的に支援していきたいと考えております。

また、会の活動の様子を多くの方に知っていただくため、広報みのお、ホームページ、SNS、各種メディアを活用し、町内だけでなく、広く発信してまいりたいと考えております。ま

た、議会広報においてもご紹介いただけると幸いに存じます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

観光ボランティアガイドは、身延山周辺の案内を主にやっておりますけれども、それでとどまってしまうと、お客さんを帰してしまつては、非常にもったいないことであり、地域に少しでも経済効果を生み出す仕組みを、観光課として考えなければならないと思います。

そこで、身延山門前町商店街や身延駅前しょうにん通り、西嶋和紙の里、金山博物館、下部温泉郷などを周遊し、お買い物や食事、見学をしてもらうような身延町内周遊型のツアーなど観光ボランティアを活用した具体的な観光振興策の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延山周辺だけでなく町内全域でのガイドにつきましては、同会の会則において身延町内の歴史・文化・観光施設等での観光ガイド活動として、町内全域が活動の範囲となっておりますので、町内周遊型ツアーへの協力をいただけるものと考えております。

町においても、町内の観光資源を面的に捉え、来訪者が町内を周遊し滞在時間を増やす取り組みが必要と考えております。

具体的なプランは今後の検討となりますが、町内の観光関係団体や集客施設、また定期的な情報交換を行っている身延町観光協議会など、関係者相互の連携が重要となることから、行政だけでなく多くの方に課題を共有していただき、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

観光課長のおっしゃるとおり、観光は点でとらえるより面でとらえていくような時代になっております。本町には非常に多くの観光資源が存在しております。それ一つひとつは観光資源として現在成り立っておりますけれども、それらを2つ、3つとつなげることにより、本町への滞在時間、経済的効果、更なる魅力アップにつながると思いますので、ぜひ情報の共有をしていただき、その中で連携を強化して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

続いては、町民の健康維持・病気予防早期発見の施策について伺います。

町民の健康維持、病気予防は行政に求められる最重要課題であります。コロナ禍においては、ワクチン接種等、様々な局面で重要な役割を担っていただき、行政に対する評価も高いものとなっております。

コロナワクチン接種推奨からも分かるように、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐ、重症化する前に早期発見・早期予防に努めるという観点が重要となっております。

そこで伺います。

新型コロナワクチンなどは任意接種であります。国の施策として希望者は自費負担なしの無料接種が可能となっております。そのほかにも様々な予防接種がありますけれども、任意接種のワクチンに対しての本町独自の助成制度についての現状をお尋ねします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

任意接種ワクチンに対して本町独自の助成制度は、子育て支援課で令和元年度から実施している、子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業の1件です。この事業は、予防接種費用の一部を助成して、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的に、2,500円助成しています。

なお、福祉保健課で予防接種の費用の一部を助成しています。高齢者のインフルエンザと肺炎球菌感染症のワクチン接種は、任意接種ではなく定期接種のB類疾病に位置づけされています。助成額は、インフルエンザが2,500円、肺炎球菌感染症が4千円です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

新型コロナウイルス流行の影で、今、多くの人々を悩ませている病気が帯状疱疹であります。因果関係ははっきりしておりませんが、コロナワクチン接種後に何らかの原因で発症される方やコロナウイルスにかかったあとに発症される方も増えてきているのが現実であります。

80歳になるまでに3人に1人が発症すると言われており、10年以上の後遺症に悩む方も多いようです。

帯状疱疹の原因は水ぼうそうと同じ、水ぼうそう帯状疱疹ウイルスです。水ぼうそうは多くの人が幼少期にかかり、1週間から10日で治癒します。しかし、治ったあとも体内にウイルスは潜伏し、加齢などによって免疫力が低下したときに再びウイルスが活性化すると帯状疱疹となって現れます。

3週間から4週間は皮膚症状が続き、皮膚症状が治ったあとも50歳以上の方の2割には長い間、痛みが続き、例えば顔面神経麻痺や目の障害、耳鳴り、めまいなどが残る帯状疱疹後神経痛、いわゆるPHNになる可能性があります。それを予防するためには、ストレスを溜めないこと、軽い運動などを継続すること、そして何よりワクチン接種が有効ということが厚生労働省より2016年3月に50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防の効果、効能が追記されました。

2016年からの水ぼうそう生ワクチンに加え、新たに2020年には不活性化ワクチンの使用開始、最近ではテレビCMでもワクチン接種の呼びかけをたびたび目にするようになりました。

しかしながら、生ワクチンは約8千円前後で1回接種ですが、帯状疱疹の発症予防効果は50%と低めで、帯状疱疹後神経痛の発症を3分の1程度に抑えると言われ、効果自体も5年と短くなっております。

一方で、不活性化ワクチンは1回あたり2万円から2万5千円で、2回接種が必要となりま

す。合計で4万円から5万円かかりますが、帯状疱疹の発症予防効果は90%程度と高く、帯状疱疹後神経痛の発症も90%以上抑えると言われ、効果は9年から10年程度、有効だと言われております。ただし、ワクチン接種が高額なため、自費での接種を躊躇してしまうのが現状です。

そこで、帯状疱疹ワクチン接種の町独自の助成について、当町の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

帯状疱疹は、議員のおっしゃるとおり、皮膚症状に先行し痛みが生じ、皮膚症状が現れると、ピリピリと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合もあり、多くの場合、皮膚症状が治まると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続き、帯状疱疹が現れる部位によっては、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こし、長期間治療をする場合があるそうです。

このような症状がある帯状疱疹に対して、ワクチン接種を行うことで、免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができるとされていることは、予防接種の意義は大きいと考えております。

帯状疱疹を予防するワクチンは、水ぼうそう予防の生ワクチンである水ぼうそうワクチンと不活性化ワクチンである帯状疱疹ワクチンの2種類があり、50歳以上の方が接種対象とされています。

町内2病院での接種費用の平均は、生ワクチンが約8,400円で、接種回数は1回、より予防効果の高い不活性化ワクチンは1回約2万2千円で、2回接種する必要があります。

また、町内2病院合計での実績ですが、生ワクチンの令和3年度の実績が6人、令和4年10月末までが5人、不活性化ワクチンの令和3年度の実績が0人、令和4年10月末までが11人という状況にあります。

国の動きとしては、現在、帯状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく定期接種と異なる任意接種に位置づけされており、ワクチンの有効性、安全性および費用体効果に関するデータ収集を行い、定期的な予防接種化を検討しているところです。

ワクチン接種は、町民の皆さんの健康維持・増進の観点から有効な手段であると考えているとともに、ワクチン助成となると長期的な財政的支出を考える必要があります。国の動向に注視しながら、助成を実施している他自治体の事例や近隣自治体の状況を参考にし、町民の方々からの要望も聞きながら、長期的な財政面も考慮し、助成が可能かどうか研究しながら検討したいと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

当町の場合は、調べによると1回2万2千円で、2回やると約4万4千円かかると。これらすべてをやはり町費で助成するのは、私も財政を知っている中では厳しいかと思います。しかし、1回1万円ずつでも助成をして接種を促すことによって、帯状疱疹という病気にならない、

働き盛りの方がなる率を減らす、それは治療費の削減だったり、逆に仕事をずっと、その間、休業することになったりして、税収が落ち込んだりということも考えられますので、ぜひ全額補助は無理かと思えますけれども、例えば1回1万円という補助でも行っていただき、何とか、これらの病を防ぐことができたらと思っております。

私の知り合いでもなったんですけども、非常に足を引きずったりとか、非常に病気の重大さは私も目にしております、ワクチンを、私自身も打とうと思って調べたら高額で躊躇してしまっている現状があります。

10年に1回、50代以上の方が打てばいいので、子どもより50代以上の方が多くはすけれども、9年から10年に1回の接種ですので、そのへんも踏まえて、制度設計の研究をしていただけたらと思えます。

次の質問にまいります。

子どもの弱視について伺います。

昨年9月、厚生労働省は子どもの50人に1人はいるとされる弱視の早期発見に向け、市町村が行う3歳児健診で屈折検査と呼ばれる検査の導入を促すことを決めました。弱視の子どもはもともと見えにくい状態が当たり前となっておりますので、見えないとか、見えにくいと訴えることがほとんどありませんし、3歳のお子さんが自ら伝えることも非常に困難かと思われまます。

全国的に弱視の早期発見については、よい効果があがっていないのが現状であります。屈折検査は専用の検査機器を数秒、目に当てるだけで弱視の原因となる遠視や乱視などが判定できるそうです。しかし、検査機器が1台120万円と高額になり、3歳健診に利用する市町村は約3割にとどまっております。

このため、厚生労働省は2022年度、導入を希望する市町村に対し、機器の購入費の半額を補助する方針を決め、2022年度の予算に10億5千万円を盛り込みました。

生後まもない子どもの視力は、ぼんやりと見える程度ですが、徐々に発達し、多くは6歳ごろまでに1.0程度になります。ただ、弱視が原因で視力の発達が途中で止まれば、十分な視力が得られません。屈折検査では遠視や乱視などの程度、斜視の有無も調べ、数秒で弱視のリスクを判定できます。

先ほど申し上げましたが、子どもは自分自身で見え方をうまく説明できないこともあり、3歳児健診で視覚異常を早期に発見し、適切な治療につなげれば、正常な視力を獲得できるような確率も高くなると思われまます。

幼少期に強い遠視や乱視などがある場合、早期に治療を行わないと弱視になり、大人になってもメガネをかけて、それでも十分な視力が得られない状況を招きます。

3歳児健診の視覚検査では、事前に各家庭で視力を調べ、問題があれば、健診会場で医師らに検査を要請することが多いようです。だが子どもは、何度も言いますが、自分の目の状態を正確に説明できなかつたり、保護者自身が見逃してしまっていることもあり、日本眼科医師会が屈折検査の必要性を訴えています。

そこで、過去5年の本町の3歳児健診での視覚検査の現状を伺います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

過去5年間の、3歳児健診での視覚検査における受診者数を申し上げますと、平成29年度は51人、平成30年度が39人、令和元年度が31人、令和2年度が39人、令和3年度が26人でございます。視覚精密検査対象児はおりませんでした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

過去5年の、延べ186人が受診をして、視覚精密検査対象者はゼロという結果であります。先ほども話をさせていただきましたが、50人に1人の割合で弱視の子どもがいるとのデータがあります。一般的な聞き取りによる調査では、ゼロという数字の中で見逃してしまっている可能性もないとは言い切れません。

そこで伺います。

本町の弱視の検査方法および屈折検査機器、いわゆるスポットビジョンスクリーナーの導入状況はどうなっているのか。また、未導入の場合は、導入の予定があるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

現在、本町の3歳児健診時の視覚検査は、母子保健法で定める法定検査項目に沿いまして、家庭での「事前アンケート、視力検査」を健診当日確認する方法を取っておりますので、現在のところ他覚的屈折検査機器は使用しておりません。

しかし、健診時の精度を上げるため、眼科学会、眼科医会などが「屈折検査機器」導入を推奨していることもありまして、国、県や近隣町の動向を注視して検討してまいりました。

その結果、来年度以降の購入に関する国庫補助の継続が未定であることなども勘案いたしまして、令和4年度中に整備を行いたいという結論に達しましたので、今回の令和4年第4回定例会におきまして、国庫支出金73万1千円を財源の一部といたしまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費、母子衛生事業費、備品購入費に屈折検査機器（スポットビジョンスクリーナー）購入費用146万3千円を計上させていただき、審議をお願いしております。

なお、議決していただいた際は、令和5年2月の次回3歳児健診から導入したいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私が屈折検査機器について、担当課に尋ねたのが6月末だったと思います。そのような中、本定例会の補正予算に計上したということで、その素早い対応に対しては、非常に評価をいたします。それと同時に、私ども議会もしっかりと審議をして、その導入に対してお答えを出したいと思っております。

続きまして、次の質問になります。

過去5年で視覚精密検査対象者は出ていないとのことですが、弱視の発見後は精密検査を速やかに行い、小児科や眼科との連携の中で治療を含め、対応していくことが重要であります。

子どもがそのような診断を受けたら、お子さまは無論のこと、保護者の方も将来への不安や治療に関する知識、経済的なサポートが必要不可欠となります。それらのサポート体制はどうなっているのか、その取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

視覚精密検査の対象となった場合は、速やかな検査につなげるため「身延町妊婦及び乳幼児健康診査費助成事業」によりまして、精密検査費用の自己負担額を上限として助成をすることができます。また、継続して眼科、小児科の治療が必要な場合は、「子育て支援医療費助成事業」による支援を行うことができます。

治療の一環として眼鏡が必要な場合につきましては、補装具として3万8,902円を上限に保険診療の自己負担分を助成することができます。

経済的な支援につきましては以上でございますが、子育て支援課としては他の症状の子どもと同様、ご家族も含め不安をやわらげるなど、継続的な支援を実施していきます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

スポットビジョンスクリーナーが本定例会で予算可決して導入されましたら、それを有効に活用していただきまして、子どもの弱視発見、また発見した場合の、そのあとのサポートについても対応していただきたいと思えます。

続きまして、次の質問になります。

国立山梨大学教育学部附属中学校の募集要項、身延町除外について伺います。

この問題を確認いたします。昨年12月定例会で一般質問でもご指摘させていただきました。この問題提起後、何人かの町民の方々にご意見をいただきました。子育て世代の人以外のご年配の方々などにも意見をいただき、反響は少なくありませんでした。

令和5年の募集要項は、9月26日に公表されましたが、残念ながら昨年と変わらず、入学時において徒歩もしくは自転車、もしくは公共の交通機関を使用し、原則として1時間以内、本校に自力で通学可能な地域（県外・郡内地域および早川町、身延町、南部町、ここは太字になっておりますが、を除く）ということで、保護者と同居している者とあり、身延町の小学生は同校を受験することすら許可されていないのが現状であります。

教育長の答弁では、募集要項を定める権限は山梨大学教育学部附属中学にあると。だから学校設置者である教育委員会が、この問題を公として取り組むことはならないと考える。保護者を中心としたPTAで課題を共有していくことが重要だとの答弁をいただきました。

しかしながら、現実的に中学校受験を意識したり、検討したりする学年は5年生ぐらい、もしくは6年生になってからの家庭がほとんどだと思います。その段階で、この問題を共有した

ところで、現実的に募集要項の変更要望や働きかけなどは不可能であり、そこで進学を諦めざるを得ない状況を見過ごすことは、子ども、その家庭にとっても非常に残酷なことだと考えます。

私の経験から申しますと、国立中学校に進学させることは可能であるが、経済的理由から私立への進学は実際厳しいと。国立である山梨大学付属中学校1校に絞って受験する家庭も多く存在いたします。コロナ禍においては、その傾向はさらに顕著であります。

また、実際、過去にはこの募集要項のまま、身延町内から同校に進学し、卒業した生徒もいること、また同校に合格しながら、身延町在住ということで、泣く泣く進学を諦めた児童も存在します。

これらの状況を踏まえ、教育委員会では公として取り組むことはないとのことですので、町当局として申し入れを行う、要望書を提出するなど、それによって募集要項は変わらないかもしれませんが、何らかの対応を行うべきと考えますけれども、いかがでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

本町としましては、子育て支援日本一を目指しておりまして、きめ細やかで切れ目のない子育て支援、学校教育環境の充実に取り組んでいる中で、身延中学校でも充実した中学生活が送れる学習環境が整っていると考えております。

まず、私の本音を言わせていただきますと、私は学校設置者の立場でもありますので、少子化の中であり、身延中学校に全員が進んでいただけることを私は望んでおります。身延の教育を預かる教育長をはじめとする教育委員会も、同様の思いであると認識しております。

しかし一方で、児童自身が将来の希望する進路に向けて、より望ましいと考える学習環境を求めて、進路先を選択し、中学受験することも必要なことだと認識しております。

本町の児童が将来の進路を考える中で、国立山梨大学教育学部付属中学校の学習環境に関心を抱き、進学を志した際に遠距離通学となる身延町住まいという理由で受験する機会が与えられないのは、国立の学校であること、教育機会の均等の観点からも、私も残念であると考えております。

遠距離通学による子どもへの負担等を考えての受験区域外とのことですが、立地がほぼ同じ距離にあります甲府市内の私立中学に通学している生徒がいることを考えますと、本人と保護者が希望するのであれば受験する機会を与えられていいとも考えます。

町立学校の設置者である町では、国立の中学校の入学について募集要項を決める権限は当然ございませんが、本町の児童が将来を考え、難関である中学受験に挑戦する気持ちにも応える必要があるとも思いますので、国立の学校であることや教育機会の均等の観点からも本町の児童の受験の可能性について、町として要望書を提出いたしまして、山梨大学教育学部付属中学校側と協議してまいりたいと思います。

この間、私、直接、山梨大学へ電話をさせていただきました。特に気にしていたのが、通学の中でも部活動とかをして、帰るときがやっぱり夜間、特に今の時期ではすぐ暗くなってしまいますよね。そういうところが心配だということで、要望はしていただいてもいいですが、な

かなか厳しいかもしれませんがという答えも、実はいただいておりますが、しっかりと、でも協議はさせてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

前向きに検討していただける旨の答弁と理解いたしました。

しかしながら、要望書を提出したから全てが解決するとは思っておりませんし、解決できるとも思っておりません。非常に難しい問題で、時間がかかることだと覚悟しております。ただ、公の場で身延町としての明確な方針を町長によりお示しいただきましたことは、非常に重要で意義があることだと考えて、今後もこの問題には取り組んでいきたいと思っております。

以上で、私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（上田孝二君）

大変申し訳なかったですけど、遠藤公久君の質問時間は50分でした。ありがとうございました。

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時05分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告の2番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1問目としまして、身延町健康増進施設と既存温泉施設の管理運営について、ご質問させていただきます。

調査開始から足掛け3年、町内外から注目を集める身延町健康増進施設がいよいよ令和5年5月から営業が開始されます。この事業の在り方について、昨年、議員になり、初めて町の決算報告書に目を通した視点において、質問させていただきます。

町の財政状況が公表される中、注目すべきは自主財源から見る財政力指数は、県下で最も低い部類に位置し、昨年度に比べ、さらにこれは低下しています。それに対して自由に使える財源の状況を表す経常収支比率、これは県下でトップの状態であります。この2つのそれぞれの極端な数字から見える、間に入る言葉として、私は財政マネジメントという言葉が浮かびました。過去の膨大な投資した様々な事業は、収益を上げ、自主財源率に貢献するはずでした。しかし現状は、まったく逆の状況が続き、自主財源比率を下げていく要因になった一つとなって

おります。

投資とは利潤を生み出すものであり、投資とは住民の生活環境改善に図るものでなければなりません。身延町の今後の急激な人口減少に伴う地方交付税の先細りは見えています。

まず無駄を省き、そして住民の幸せな暮らしに還元する資金確保のため、今回の12億円という非常に多くの莫大な投資は、必ず自主財源比率を上げる事業でなくてはなりません。

事業を進める理想的な形として、身延町は身延町の判断として、PFI事業による効果を期待しております。1つはサービスの向上、1つは財政健全化、1つは地域経済の活性化を挙げております。その内容の確認と既存の温泉施設の今後の在り方について、所見を伺います。

まず、既存の各温泉施設の在り方について。

導入時の本事業の目的および基本方針は、既存の町営温泉施設の老朽化に伴う新たな施設の在り方を検討する。また、下部温泉駅周辺への既存温泉施設の移設再整備という方向で行われました。そこで、町営温泉会館ならびに門野の湯の両施設の今後の在り方について、所見を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町下部温泉会館につきましては、昭和60年に現在の施設となってから38年が経過しようとしておりますが、これまで下部温泉郷における数少ない日帰りの温浴施設として、健康と福祉の増進に資する町民の利用のほか、町外者も多く利用され、一定の成果が得られたものと考えております。

今後は、「身延町スポーツ健康増進施設」に機能が移転しますが、スポーツジム等を併設する複合施設であることから、より大きな効果が期待できるものと考えております。

施設の今後の在り方につきましては、令和5年度から行政財産から普通財産に移行し、かねてより集会施設として利用の要望のあった下部区に対し、温浴機能を閉鎖した上で集会施設として貸し出すことを検討しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

加藤身延支所長。

○身延支所長（加藤千登勢君）

お答えします。

門野の湯につきましては、身延町高齢者保養施設条例に基づき、これまでと同様に運用してまいります。

令和4年第3回定例会における、伊藤達美議員の一般質問に対する答弁のとおり、将来的な在り方については、施設の目的と意義を踏まえ、現在建設中の新たな健康増進施設の運営開始後における、自主財源比率に注視し、利用者の推移を分析するとともに、町民の皆さまや外部の有識者等からのご意見等もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

温泉会館につきましては、普通財産になるということですので、今後、老朽化が進んでいる維持管理費、あるいは電気料、燃料費、その他経費全般は下部区の負担になるということを確認させていただきました。

門野の湯におきましては、非常に大切な文言を言っていただきました。その中で、「自主財源比率に注視し」、非常に素晴らしい言葉だと思います。この言葉を重く受け止めていただき、そこにすべての解決策および今後の方向性があると考えますので、ぜひこの言葉どおり、自主財源比率に注視して、事に当たっていただきたいと思います。

次に、サービスの向上につきまして、本事業の目的および基本方針に子どもから高齢者まで楽しみながら健康づくりや疾病、介護予防のため、様々な運動プログラムを提供するとあります。

子どもや高齢者、交通弱者への送迎サービスの在り方、また施設内は障がい者対応としてトイレなど、全館ユニバーサルデザインであるべきと考えますが、現状と所見を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

本施設は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき設計されています。

主だった整備内容としまして、車いす利用者用の駐車場、多目的トイレおよびエレベーターの設置を行い、視覚障害者用には、誘導を行うための線状ブロック及び点状ブロックの設置及び音声案内用インターホンの設置を行います。

また、施設への送迎につきましては、現時点で町としては考えておらず、電車、路線バス等の公共機関、または既存のデマンド交通を利用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

施設は完璧にそろっているというイメージがあります。それに対して、送迎については特に考えていないということなのですが、施設への送迎を考えてください。9月定例会の一般質問におきまして、公共交通の在り方について、高齢化が進んだ過疎地域の生活には足の確保は重要であることから、機能的・効果的な送迎体制の構築を要望しました。

今回の事業開始に当たっても、より多くの町民に施設を利用していただく行政の支援として、送迎体制の改変は必要と考えます。

発着場所として、健康増進施設の新設、あるいは隣接する駐車場所の下部温泉駅を念頭に旧町ごとに偏りがある乗合タクシーや町営バスのコースや駐車場所を含めた送迎体制の見直しは、早急に実施すべきだと思いますが、これにつきまして、お考えをお聞きます。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

健康増進施設に隣接する下部温泉駅は、町営バス古閑循環線と飯富本栖湖線のバス停となっております。みのぶ乗合タクシーは、全てではありませんが、下部温泉駅に乗り入れることができます。

健康増進施設への移動は電車等の公共機関と、町の公共交通を組み合わせご利用いただきたいと思います。

なお、公共交通の運行形態変更には、身延町地域公共交通活性化協議会で協議する必要がありますので、今後、協議会の中で検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ぜひ全町的に、この施設が利益が出るような施設にするためには、あらゆる角度からご協力を考えていただきたいと思います。

次に、財政健全化について。

財政計画としての契約内容を確認いたします。

サービス対価として、年額2千万円の委託料を15年間払う。源泉は無料。赤字の補てんはしない。黒字の還元の仕方は利益の20%か、1千万円のどちらか多い金額を町へ還元し、残りの利益は内部留保資金へ積み立てる。内部留保資金が1億円に達した時点から利益は全額町へ還元すると認識しておりますが、以上で相違ありませんか。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

ご指摘の4点のうち、源泉を無償で提供するという点につきましては、要求水準に含まれた項目であり、指定管理者としては無償となりますが、町の施設となりますので町が下部奥の湯温泉事業管理者に温泉使用料を支払うこととなります。

また、黒字の場合の還元方法につきましては、利益の20%か1千万円のどちらか多い金額ではなく、利益の20%か1千万円を超える金額の多いほうの金額を町へ還元していただくこととなります。

例としまして、利益が1,100万円の場合、利益の20%は220万円であり、1千万円を超える金額は100万円となるため、多い金額である220万円が町へ還元されることとなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

大変、分かりやすい説明、ありがとうございました。

次に、利用料金設定についてお伺いいたします。

近隣施設を参考に設定するとされる各利用料金の設定状況と、事業管理者から出された予算書における健全経営のための月平均利用者数および一人単価の設定を伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

身延町スポーツ健康増進施設の利用料金につきましては、今定例会でご審議いただいております「身延町スポーツ健康増進施設条例」にて、ご説明させていただいておりますので、この答弁では省略させていただきます。

月平均利用者と一人単価の設定につきましては、令和4年11月に開催された公の施設の指定管理者選定委員会時の資料で収支計画書が提示されております。

温浴施設の月間利用者数が1年目に町内在住者で子どもを含め1,650人、2年目は2,750人、3年目は2,805人を見込んでおります。町外利用者につきましては、子どもを含め1年目は5,500人、2年目は6,600人、3年目は6,732人を見込んでおります。

トレーニングジムについては、月間の利用者を町内外含め1年目は2,080人、2年目は2,120人、3年目は2,160人を見込んでおります。

一人単価につきましては、温浴施設とトレーニングジムのみで計算した場合、約970円を見込んでおります。

なお、収支につきましては、事業者におきまして、適正に計画し健全経営を図っていただくと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

各利用料金につきましては、全員協議会で確認させていただきました。それにつきまして再質問です。

住民税非課税世帯、ひとり親世帯など、低所得者に対する特別割引はあるのか。また、町内、町外の利用の比較において、町外料金と低額な町内との利用料金の差額は、町で負担するとあるが、本町が12億円の設備投資、毎年2千万円もの繰入金に対して優遇措置と捉えるべきで、町の差額負担は必要ないとする。すでに器具などの設備投資は本町で負担し、温泉経費も無料という状況の中で、利用料金は高すぎる。住民が気楽に通え、健康管理、疾病予防の生活習慣づけが重要な面だと考えます。利用料金の低額に対する考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

町民の利用料金につきましては、町外の方と利用料金に差を付けてあります。町としましては、これ以外の特別な割引は考えておりません。

利用料の差額につきましては、本来事業者が利用者からもらうべき金額を町が負担することとなります。これにつきましては、町が事業者にお問い合わせをして町民価格を設定しているため

す。サービス対価の2千万円とは趣旨が違うことをご理解いただきたいと思います。

最後の質問ですが、事業者は利益を出さなければなりません。また、町民と町外者の価格差が大きくなることにつきましては、その分、町の負担も大きくなりますので、利用料金を下げることについては、慎重に議論する必要があると考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

これにつきましては、ちょっと考え方が違うなということで、100%納得はできませんが、次の質問に入ります。

修繕対応について。

大規模修繕は町が負担し、小規模修繕は事業者が負担するとありますが、大規模、小規模の基準への考えを教えてください。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

スポーツ健康増進施設については、指定管理者による管理期間を令和19年度末まで予定しております。この15年の間には、ボイラー設備、空調設備、循環ポンプ設備など経年劣化による修繕や、対応年数による機材・器具の入れ替えなどの維持修繕費が予想されます。町は施設運営および維持管理費のサービス対価として、2千万円を限度額として支出し、日常的な維持管理および修繕は指定管理者が行うこととなります。ボイラー設備など大規模な修繕が生じた場合は、その都度、町と指定管理者で協議することとなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

サービス対価の2千万円の中に、小規模修繕費が含まれると理解させていただきました。施設、器具の保守点検もその中に入っているという理解をいたしました。ありがとうございます。

次にモニタリングについて、ご質問いたします。

業務状況を町がモニタリングし、業務が確実に実施され、サービスの水準が確保されているかどうかを監視した上で、サービス対価を支払うとされています。経営状況の報告は年度単位か、四半期単位か。また、経営責任も含めたモニタリングの担当課はどこが行うのか。これは赤字を出し続けている既存の指定管理者制度の運営方法は違うのか、そのへんをお聞きします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

健康増進施設整備運営事業につきましては、株式会社ヘルシースパサンロード身延湯の杜と

事業契約を締結しており、身延町健康増進施設整備運営事業契約約款により事業を進めております。

この契約約款に維持管理及び運営業務に係る業務月報、四半期報、業務年報ならびに当月キャッシュフロー実績を示す月次報告書を提出しなければならないとあります。指定管理者はこれに従い報告書を提出することとなります。なお、窓口はモニタリングを含め生涯学習課が担当となります。

また、スポーツ健康増進施設の指定管理については「身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づいており、他の施設と異なる運営方法は取っておりません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

民間企業の報告ということで、なるほどなと思います。この中で、売上高、営業利益率という指標があります。この指標が高いことは、住民が喜んでもらえるサービスをお値打ち価格で、相当価格で提供し、十分な利益を得ている状態を意味します。

先ほどの予定利用者数、予定利用金額のチェックのほか、サービス対価の支払いの条件としてサービス水準を維持するとありますが、常に改善するよう厳しい監視をお願いしたいところでございます。

次に地域経済の活性化について、伺います。

P F I 事業では、地場企業で構成するグループでの受託が可能のため、地域経済に資することになるとある。地域貢献としての地元住民の雇用問題やサービス提供における地元企業が潤える今後の協力体制の具体的内容と、今回の工事施工における地元企業の参加構成について、伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

本事業は、P F I 事業としてプロポーザルによる選定を経て、代表事業者のクスリのサンロード、構成員の岡谷組、アーキテクトカフェ・田井幹夫建築設計事務所、計画建設により施工していますが、砕石・生コン等の資材供給や仮設給水・サイン看板作成などの工事を町内業者で請け負っています。

また、現在、完成後の運営スタッフを募集しており、町民を優先的に雇用していただけることとなっています。雇用された場合は、甲府市大里にありますヘルシーSPAサンロードにおいて研修を行い、オープンに向けて準備を進めるとのことです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

町民を優先的に雇用するという言葉をいただきました。めったにない雇用創出の場でありませう。ハローワークへの求人広告の内容ですが、採用対象者は身延町在住という一文を付け加え

ていただきたいと思います。

温泉観光地の窓口である下部温泉駅が無人化とは、あまりにもさみしい状況です。中部横断自動車道における道の駅の建設において、他町に大きく遅れを取ってしまった状況において、今回の健康増進施設に道の駅としての機能をもたらすことが必要と考えます。

地域の特産物の直売所の設置、特色ある温泉として下部温泉は飲める温泉で、胃腸病によいとされ、全国飲み湯番付で東の横綱に選ばれたこと、さらに信玄のかくし湯PRは下部温泉郷に注目を集めることになると考えます。

今回の大きな投資こそは、健全経営に努め、必ず自主財源獲得の施設として機能しなくてはなりません。予算を使う時代ではなく、公共のための事業を運営しながら、ビジネス感覚を磨き、稼ぐ発想を身に付けていただきたいと考えます。

町の収入になるか、地元住民が収入源になるか、地元が収入源になれば、町の地方消費税が増えることで自主財源が増えることとなります。事業運営において、物品購入から保守契約など、あらゆる場面において常に地元業者とつながりを確保し、持続可能なまちづくりにつなげてほしいと思います。

次に2問目の質問ですが、重度心身障害者の医療費窓口無料化と災害時の対応について、ご質問いたします。

重度心身障害者医療費助成の経緯は、平成20年度から自己負担を全額助成する窓口無料化からスタートしました。しかし、平成26年11月からは、利用者に自己負担分をいったん払ってもらい、あとに返金する自動還付方式に変更されました。山梨県身体障害者連合福祉会の手話通訳を間に入れての議員と障がい者との懇談会において、この自動還付方式に対し、障がい者の方々から切実な声が数多く寄せられました。

主な声として、障がい者は高齢になるほど生活環境が悪化し、家計は苦しくて食べていくのがやっと。3カ月後に医療費が返ってくるといっても、手元にお金がないので、病院に行けなくなった。申請のために役所に出かける交通手段やタクシー代金、自分の代わりに手続きをしてくれる方の手配など負担は大きい。視覚障がい者にとって、手続きそのものが大きな負担となっている。障がい児の親として、自分がいなくなったあとの生活環境が心配。障がい者にとって医療費の支払いは非常に負担が大きい。県が行っている重度心身障害者医療費対応制度を活用しているなど、このほかにも一時立替払いの苦勞が数多く聞かれました。

目の見えない方、口のきけない方、手足が不自由な方、車いすの方など生活環境は私たちの想像をはるかに超える非常に厳しい状況を感じました。

弱い人、困っている人、外出も困難な障がい者が会議に気持ちを強くし出席し、寄せられた苦勞話に耳を傾け、支えあいの気持ちで寄り添い、理解していかなければならないと思います。

そこで、重度心身障害者の医療費窓口無料化について、お聞きいたします。

総合計画に掲げる「生まれてよかった・育ってよかった・住んでよかった」を目指した障害者福祉施策の推進は、多くの町民から望まれているところであります。しかし、障がい者の切実な声を聞く中で、弱者に寄り添うことを前提とした福祉行政の趣旨からして、現状は必ずしも応えているとは言えません。医療費窓口無料化の制度改正を求める声が多く聞かれる中、窓口無料化自体は法律上の縛りがなく、町がその気になればすぐにでも実現できるものです。身延町が県内に先行して、独自の重度心身障害者医療費窓口無料化を早急に実現すべきだと考えますが、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

山梨県において助成金の支払い方法を見直した背景は、助成費の増加に伴い、国民健康保険に対する国庫負担金減額調整、いわゆる国のペナルティですが、これを補てんする経費が想定を上回って増加し、これが県や市町村財政に与える影響を考慮せざるを得なかったというものです。

「身延町が県内に先行して、独自の重度心身障害者医療費窓口無料化を早急に実現すべきと考えるが所見を伺う。」というご質問ですが、結論から申し上げますと、町単独での復活は困難であると考えます。

県内の病院や薬局などの医療機関、医療保険の各保険者、国保連合会などの関係機関の理解と協力が前提でありますし、これら関係機関と身延町との間で請求・審査・支払いシステムを新たに構築する、あるいは既存システムを改修する必要があるのだろうと思われまます。その構築費と維持管理費を負担することに合わせ、国のペナルティ相当額を町単独で補てんしなければならず、財政負担も大きくなると予想されます。

したがって、少なくとも、重度心身障害者医療費助成に係る窓口無料方式を復活させる場合は、山梨県と県内市町村が足並みをそろえることが前提であると考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

当然、窓口医療費無料化の復活による重度心身障害児・障害者の負担軽減等、国庫負担金の減額措置の回避の新たな医療助成制度の成立につきましては、県や関係機関との足並みをそろえ、努力は平行して行うものと考えます。

今回、私の要望は、償還払いは障がい者にとって申請漏れを招いたり、高額な治療費を負担しなければならないとき、たとえ払い戻しが受けられるとしても、その間の生活を工面するのに苦労するということがあり、決して使いやすいものではないという声です。

窓口無料化には、法律の縛りがないため、石川県では64歳まで現物給付が実施され、さらに年齢を引き上げる動きがあります。

現状、身延町の18歳未満の窓口無料化に対する国庫負担金減額措置は、年間わずか70万円となっています。答弁書の財政負担が多くなり、実施が難しい、国のペナルティ相当額はいくらと捉えているのか、私はその金額こそ身延町民の障害者支援政策費と捉えるべきだと考えます。

貧困家庭、重度心身障害者の方々など、経済的に困っている方、弱い立場の人から発せられる声に対し、まず耳を傾けることが行政のあるべき姿だと思います。

現在、多くの障害者政策はもちろん進められておりますが、さらに「生まれてよかった・育つてよかった・住んでよかった」を掲げる身延町において、町長の福祉政策への考えが明確に反映される支援政策を県下に先駆けて導入していただきたい。

町長は、このことにつきましてどう考えているのか、直にお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

通告を受けておりませんので、この場ではお答えを控えさせていただきます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

常に考えておいてもらいたいと思います。

次に、重度心身障害者対応の避難所バリアフリー化について、お聞きします。

これも山梨県身体障害者連合福祉会での、障がい者との懇談会において、避難所のユニバーサルデザインについて、特にトイレをバリアフリー化してほしいという声が多くありました。関連して、障がい者の移動、避難所での生活について、避難所内部および、それにつながる道路、歩道のユニバーサルデザインに改修する配慮が必要と考えますが、これについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

災害対策基本法では、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者を要配慮者とし、要配慮者のうち災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを、避難行動要支援者としています。町の地域防災計画の中で、要配慮者の対応につきましては、要配慮者対策の項目で記載をしています。指定避難所での避難生活が難しい要援護者の方には福祉避難所にて避難生活をしていただくようになります。

歩道や段差の解消など、ユニバーサルデザインへの改修は施設管理者と話をしていきたいと思います。

また、指定避難所の中には、集落で管理している施設を指定している避難所もありますので、集落で改修を行う際に、ユニバーサルデザインへの改修を呼びかけていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

その方向でお願いします。指定避難所のユニバーサルデザインへの改修工事は、指導および町が率先して取り組んでいただきたいと思います。

次に障がい者の災害時における二次避難所の指定について、伺います。

移動の困難な障がい者に、日々利用しているデイサービス事業者との避難所協力要請契約やホテルとの宿泊協力契約など、二次避難所指定が必要と考えますが、これについての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

大規模な災害時において、配慮が必要な障がい者および高齢者等の受け入れに関し、入所系および通所系の高齢者施設や障害者施設など民間事業所と協定を締結し、現在、町の施設も含め23施設を福祉避難所として指定しています。

身延町地域防災計画に掲載するとともに、町のホームページでも公表しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私もその状況を確認しました。しかし、ホテルとの契約がされていません。さらにそちらへの宿泊契約も含めて、内容を充実していただきたいと思います。

次に、障がい者の災害時における効率的な安否確認について。

災害時対応として、事前の避難行動支援障害者名簿の作成は必要と考える。また、障がい者の迅速な、効率的な安否確認を行う方法として、近隣市町村では「幸せの黄色い旗」作戦と称し、無事を知らせる黄色の旗を玄関に掲示することになっているが、これに対しての現状、あるいは所見、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

令和4年第3回定例議会において、遠藤公久議員のご質問で答弁した内容と同じですが、再度お答えさせていただきます。

災害時に支援が必要な方を事前に把握し、誰が支援するかをあらかじめ決めておくことにより、情報伝達や支援活動が迅速に行われることおよび、地域内での助け合いのネットワークをつくっていただくことを目的に、「災害時要配慮者登録制度」を実施しています。

災害時には、ご近所の方などと協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助・公助」の精神のもと、高齢者や障害のある方々を地域ぐるみで災害から守るため、「災害時要配慮者登録台帳」の整備を民生委員の方々に依頼しています。

そして、地域の防災活動に活用していただくため、この登録者台帳の情報の一部を自主防災組織および民生委員等の支援関係者に提供しています。この情報提供は、災害時の要配慮者の避難誘導の方法や、また、やむなく自宅にとどまった要配慮者についても、情報伝達、安否確認などの支援活動について、地域の皆さんで計画していただくことを目的としています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

黄色い旗についてですが、災害発生後の安否確認のため、黄色いタオルを玄関等に掲げ、無事を知らせる取り組みをしている自治体がある事は承知しております。共助の取り組みであり、

近所の安否確認の時間短縮の手立てといたしまして、有効な方法と思います。自主防災会で安否確認の方法があると思いますので、安否確認の方法の一つとして、自主防災会に周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

深沢福祉保健課長には、同じ内容を1年に二度も答弁していただき、苦勞させてしまったこととお詫び申し上げますが、先ほどの災害時用配慮者登録台帳、これにつきましては、せっかくそのような形で整っていることがありますので、これは交通防災課長にお願いなんですけど、これらの台帳をもとにした避難訓練、年に一度の避難訓練にもそれを付け加えていただきたいと思いますと考えます。

さらに黄色い旗作戦ですが、障がい者の迅速で効率的な安否確認は、災害時には地域をまたがる救助活動が予想されます。統一したものを早急に導入していただきたいと思います。

次に3問目の質問に移ります。

総合計画における定住政策の変更と医師確保について、伺います。

第1次総合計画後期基本計画からは、若者の定住政策として、産婦人科、小児科の整備検討、子育て支援対策や学校教育の充実など、子育て世代が定住できる環境を進めるという文字が新たに加わりました。前向きな積極的な計画が作成され、大いに期待されました。

しかし、令和4年4月に改訂発行された第2次総合計画後期基本計画には、産婦人科、小児科の整備検討の項がすべて削除されてしまいました。若者の定住促進政策は、人口減少対策の中で最も重要で、また難しい課題ではあります。ここにきて、大きな変更をせざるを得なかった点について、また不採算医療維持のための医師確保対策について伺います。

1問目としまして、定住政策の変更について。

「産婦人科、小児科の整備検討」の一文を削除するに当たり、総合計画策定委員会、または地域審議会、さらには議会全員協議会ではどのような意見があり、また変更に対し構成員の承認はどのように行われたのか。また、医師確保などにおいて、この10年の間、医療機関との協議など、町としてどのような活動をしてきたのか、その進捗状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

第2次身延町総合計画後期基本計画の策定までの経過をご説明いたします。

令和3年6月17日に第1回総合計画策定委員会が開催され、令和4年3月28日を最後とし、計6回実施されました。策定委員会は副町長と各課等の長で構成され、総合計画の策定に関して必要な事項について、調査、研究、企画、立案等の事務に当たってきました。

また、令和3年8月20日に総合計画審議会委嘱状交付式および第1回総合計画審議会が開催されました。審議会は、町議会議員、一般住民、関係団体の役職員、学識経験者で構成され、町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査および審議し、答申することとされています。策定委員会で作成した総合計画後期基本計画の素案を資料とし、審議会に対し令和3年

1 1月29日に諮問し、令和4年2月16日に答申を受けました。

その後、答申後の後期基本計画を原案とし、令和4年2月21日から3月11日の期間でパブリックコメントを実施いたしました。併せて、令和4年2月22日から3月11日の期間で、町議会議員への意見照会を実施いたしました。最終的には、町長決裁を得て、令和4年3月30日に後期基本計画の策定となりました。

策定委員会および審議会の会議やパブリックコメントの実施、それから町議会議員への意見照会の中で、「産婦人科、小児科の整備検討」という文言を削除したことに対して、意見はありませんでした。

医師確保については、医療機関と協議ということはしてきておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

10年前の総合計画策定委員会で、委員総意のもと、産婦人科、小児科を整備・検討しという、この文書を見たとき、この素晴らしい発想と熱意があれば、身延町は変わると、そんなふうに思いました。しかしながら10年経った現在、その文書はすべて削除され、そのような環境は難しいと大きく後退いたしました。この結論は、先ほどの答弁では、策定委員会の副町長を中心に各課長との調査、研究の結果だとしております。

今回の質問は、副町長をはじめとする策定委員会が今回の大きな方向転換に至るまでの10年間でどのような行動を行ってきたのか、どのような組織体制で産婦人科、小児科設置の医療体制を実現しようとしたのか、そして諦めざる問題点に直面したとき、審議会や各方面、これは医療機関は入れないとありますが、その意見を聞いてきたのかなどの流れを聞いたかったわけです。

また、改編に当たって、審議会、町議会議員への意見照会を行ったが、意見はなかったとあるが、変更情報の提供の仕方が分厚い冊子を提示するだけで、町長決裁を得た変更箇所の新旧対照表を添付し、変更内容が分かりやすく提示するようなことは、当然されることと思います。

私自身もこの場において一般質問をしている最中、知らぬ間に削除することは、議会軽視も甚だしいと私は感じました。

町の政策の最高峰に位置する総合計画の大きな変更について、透明性が確保されているのか伺いたい。これは要望事項として、次回の3月において再質問しますので、答弁をお願いしたいと思います。

次に2問目としまして、通院費等に係る経費の補助の新設について。

他町に頼る産科医療体制、産後ケア体制を維持するのであれば、妊婦に対する産婦人科医院、産後ケアセンターまでの交通費用として、「通院費等に係る経費の補助」を新設すべきだと考えるが、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

山梨県内の状況をご説明いたしますと、産婦人科医院、産後ケアセンターまでの「通院費等

に係る経費の補助」や「送迎サービス」、「タクシー利用」について実施している市町村はありません。これまでのところ、妊婦訪問や乳幼児健診の際、対象者から「通院費に係る支援」という要望は聞かれませんでしたので、現在のところ新設の計画はありません。

産後ケアセンターの運営費につきましては、利用者自己負担金(1組1泊2食付6,100円)と、運営費から利用者自己負担金を除いた額の2分の1を国庫補助、残り2分の1のうち3分の2を県が負担、3分の1を市町村が負担しております。さらに身延町では独自に利用者自己負担金を助成しておりますので、対象者は負担なく、安心して産後ケアセンターを利用することができます。

また、国では令和4年4月以降出産された方を対象に、妊娠届出時および出生届出後、合わせて10万円相当を給付する「出産・子育て応援交付金」を計画しております。この交付金の趣旨は、「出産子育てに対する経済的支援」ですので、ご質問の「通院費等に係る経費」に対しても有効な支援であると思います。

今後も対象者のご意見や国、県、近隣町などの状況を注視し、更なる子育て支援策の推進を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

○4番議員(山下利彦君)

県内では、通院費等に係る経費の補助はないという答弁でした。もちろん自立した医療体制が取れている市町村には必要ありません。産前産後の医療体制やケア体制を他町に依存せざるを得ない市町村や山間地の自治体では、全国においては、数多く実施されているのが現状でございます。

そもそも産後ケアセンターの利用料や出産、子育て経済支援とは、この通院費等に係る経費とは、まったく別のものであります。要望がないから設置しないのではなく、大きく方向転換した身延町の医療体制を踏まえ、住民の立場に立った施策を積極的に導入することを強く要望いたします。

最後の質問に移ります。へき地医療を支える医師確保について。

不採算医療を使命とする、へき地医療拠点病院が抱える本質的な問題は、首長、議会、病院長、大学病院の医局などのガバナンスの主体が分散していることだと私は感じてまいりました。

令和2年の第7次山梨県地域保健医療計画における産科および小児科における医師確保の方針として、「本県は目標とする医師数は達成している。各周産期医療圏、小児科医療圏、いずれも相対的医師少数区域には該当しない。ただ、中北医療圏とほかの医療圏において大きな偏在があることから医師派遣等により地域偏在の是正を図ることを基本的な方針とする。」と掲載されております。

令和4年8月に初会合が行われた「峡南ネクスト共創会議」は、峡南地域活性化を図るため、共通する地域課題の解決を目的として知事と峡南5町の町長で構成されたものであります。

地域的に二次医療圏に該当する範囲であり、産科では身近な地域で安心・安全に分娩できる体制確保や初期救急体制を維持するための小児科医確保は重要で、町の存続にかかる大きな共通課題であります。今後の厳しい人口動態の変化等を考えると、現状維持という姿勢では済まされません。「峡南ネクスト共創会議」において、医師確保のための医師偏在の是正を強く県に

要望すべきと考えますが、考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

峡南地域ネクスト共創会議は、中部横断自動車道の山梨・静岡間の全線開通を契機に、県と峡南地域5町の連携の下、共通する地域課題を解決するとともに、各町の持つ特色を磨き上げ、地域全体の活性化を図ることを目的としています。

この峡南地域ネクスト共創会議に、医療・介護分野で、身延町および早川町は「不安を感じない医療体制の確保」について、提案した経過があります。このことについては、すでに峡南南部地域医療体制調査検討委員会を立ち上げて検討していることから、ネクスト共創会議に適宜、報告し、意見交換をすることとしています。

身延町、早川町および南部町の峡南南部地域は、同規模の病院が複数運営されている一方で、人口減少の影響等により将来的に病院の収益面や人材確保等において、厳しい状況が見込まれていることから、峡南南部地域医療体制調査検討委員会を立ち上げて検討を進めています。

現在、峡南南部地域における医療需要や医療機関の機能等の調査・分析を行い、課題を抽出するとともに、医療体制の在り方や医療機関の連携方策等、複数の解決策を提示することにより、峡南南部地域における医療体制の充実を図るための検討に向けた基礎資料とすることを目的とした調査業務委託を行っています。この委託業務は、県の補助金、飯富病院、身延山病院、身延町、早川町および南部町の負担金を財源として実施しています。

今後は、調査結果をもとに、産科および小児科に特化したものではありませんが、峡南南部地域における医療体制の在り方について検討していきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

峡南地域の共通課題は観光にあるということで、先日、電動自転車の導入案がありましたけども、いささかがっかりいたしました。

先ほどの課長の答弁の中の、医療の在り方についての調査ですが、私にとっては、いつまで調査しているんだと、いつまで検討しているのか、調査は数年前から国の方針で行われ、状況については十分把握されているわけです。

多少、今回は時間がありますので、曹洞宗の開祖であります道元の言葉を利用しまして、今の状況を私なりに分析してみました。

道元の言葉として「脚下照顧」という言葉があります。「脚下」というのは足の下、足元です。それから「照顧」というのは照らす、「顧」というのは顧みるということです。これは道元が開いた永平寺の玄関に飾られている言葉として、よく知られている言葉です。この言葉の意味は、物事を成し遂げる行動の原理原則を表したものであります。

困難で思うように前に進まないとき、その困難の原因は遠くにあるのではなくて足元にあり、そしてその困難の解決策もまた足元にある。だから足元を照らして自分自身を顧みることが物事を成し遂げる最も大切なことだという意味です。「脚下照顧」。

峡南地区の共通の課題は多数あります。その中で、医療介護が充実した生活基盤整備が最優先に取り組むべき課題だと考えます。

そして問題は、当事者意識を持って結果を出す意欲があるかどうかです。当事者である県および町と医療機関とは、医師不足対策と子育て世代の定住を促進する困難な問題解決のため、同じ視点、同じ方向で知恵を出し合う協力体制の構築は必要不可欠です。

スピード感を持って問題解決に取り組んでもらうことを強く要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告の3番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

質問の要旨、通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

まず、第1でございます。令和5年度身延町予算についてでございます。

その1番目、予算編成の基本的な考え方についてご質問をしたいと思います。令和3年度身延町の財政状況、その指標を見る限り極めて健全でございます。私も何回か、その資料をお作りいたしまして、皆さま方にご提示をしたかと思いますが、財政指標は極めて健全でございます。

しかしながら、短期的に見ますと、歳入に関しては欧米を中心とする金融引き締めや生活物価の上昇、円安による物価の上昇による景気後退、さらには依然として長期化しておりますコロナウイルス感染症によるところの町税の減収が懸念をされるところであります。そして中長期的には、人口減少による主要な一般財源でございます地方税でありますとか、地方交付税の確保が厳しくなることが予測されるかと思っております。地方交付税を基幹財源とする本町の財政にとっては、これは極めて憂慮すべきことであります。

一方、歳出につきましては、昨年と同様に中学校や給食センターの建設など大型公共事業の執行や人口減少抑止に関する施策は、まち・ひと・しごとふるさと創生事業に包含されるわけでございますが、その中でも基幹産業の育成策や雇用創出のための企業誘致、教育、そして子育て、観光振興などに重点が置かれるべきであるかと思っております。

かかる経済財政状況の中で、令和5年度予算編成にあたっての基本的な考え方を、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

先行きが不透明な財政状況の中にあっても、第2次総合計画に基づき、町民生活に直結する多くの事業を継続的に展開していかなければなりません。これまでも、財源確保が厳しい状況が続いている中で、人員配置の適正化や事務事業改善等の行政改革に積極的に取り組み、着実に計画事業を推進し成果をあげてきたところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、経済活動の停滞等により町税収入の大幅な減収をはじめ、今後も厳しい財政状況が続く中、各施策を着実に成果へとつなげていくためには、既存事業の見直しをはじめ、行政運営を無駄なく効率的に推進していく必要があります。

このことから、令和5年度の予算編成についての基本的な考え方については、次の4項目を基本としたところであります。

第1に、将来を見据えた、健全な財政を維持しながら、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組むこと。

第2に、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた目標を達成できるよう各施策・事業を着実に推進すること。

第3に、町民の安全を最優先に防災、減災対策に計画的に取り組むこと。

第4に、受益者負担の見直しや新たな財源の確保に取り組むとともに、前例にとらわれない事務事業の改善や見直し、更なる創意工夫により、経費の削減を図り、取り組むべき課題に対応するため、選択と集中の視点に立ち、施策の優先順位付けを念頭に予算編成をすることといたしました。

当然のことながら、厳しい財源の中ではありますが、スピード感を持って、最大限の効果を上げていきたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいま、望月町長、4つの項目、来年度の予算編成についての基本的な考え方をお示しいただきました。いずれも重要な項目でございます。ぜひとも全庁一丸となって予算編成、来年度に向かって、全力をもって仕事に傾注されるようお願いをいたしたいと思います。

次に、令和5年度地方交付税交付金の見込みについてお尋ねをいたします。

地方交付税は本町の基幹財源でございます。令和3年度決算で見ますと、歳入全体に占める割合は44.4%でございます。経常一般財源等に占める割合は、令和2年度決算では66.2%でございます。一般財源の中で地方交付税が占める割合がとても高いわけございまして、このような財政構造は、中山間地にある地方の自治体に共通した、これは傾向でございます。

平成16年合併以後、地方交付税に対する各種優遇策がございましたが、これらは随時終了いたしましたし、また算定の基礎には最新の国勢調査による人口結果が適用されております。

このようなことから、地方交付税の算定基礎数値は、これは厳しくなるということは、皆さ

んご承知のとおりでございます。

一方、来年度の原資である、地方交付税の原資でございます国税5税、所得税、法人税、酒税、消費税等でございますが、歳入予測については、景気回復により国は過去最高の金額を見込むということでもあります。

このような状況の中で、来年度の地方交付税について、本年度並みの金額が確保できるのかどうか、財政課長にお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

令和5年度の本町の財政運営においては、人口減少に伴う納税義務者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油高騰・物価高騰による経済の低迷により、昨年度と同様に、個人ならびに法人所得は減少が見込まれ、地方税の落ち込みは、厳しいものになると想定されますが、基幹的財源である地方交付税は、交付税財源である国税については、景気回復による増収が見込まれることに伴い、臨時財政対策債の発行を抑制し、交付税総額を適切に確保することが、すでに国から示されております。

本町の普通交付税については、令和3年度が42億5,664万4千円で、令和4年度が40億1,374万9千円でありました。

普通交付税の算定に利用されている国勢調査の人口は、令和2年度に実施された国勢調査により、平成27年度調査の1万2,669人から1万655人へと大幅に減少しました。今年度の算定では、人口減の激しい団体に対する交付額緩和措置である人口急減補正が県内で最大値であったが、今後は、補正が段階的に縮減されていくことで、普通交付税総額について、影響があると考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今述べたとおり、地方交付税等歳入が厳しくなる、そういう予測が一般的でございます。当然、支出についてもそれに見合った形でもって厳しく算定をして予算編成をされるようお願いをいたします。

次に「個別施設計画」の取り組みに伴う予算措置についてであります。

「身延町個別施設計画」が令和2年度に策定されております。公共施設の中で「ハコモノ」に関する長期的、40年間でございます。40年間で4期に分けておりますけれども、長期的な取り組みが示されております。

ここで提言されている内容については、将来を見据えた公共施設の再編や統合、縮小、廃止、これらは、本来、本町のこれからの社会経済情勢の変化を概観すると、否応なしに直面せざるを得ない、大きなこれは課題でございます。

個別施設計画による、令和5年度の計画等を含む主要な取り組みについて伺うとともに、来年度想定される予算措置について併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

令和5年度の主要な取り組みについてですが、公共施設の統廃合や多機能化等、施設の再編などによる町民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、公共施設の規模の最適化や多機能化等の取り組みについては、全庁的な推進体制である関係課調整会議で協議を行っています。

この取り組みは、今年度から始めているものですが、施設所管課全体で、課題を共有する中で、具体的な対応を協議し課題の解消へ向けて努めてまいります。

令和5年度の主要な取り組みについては、長寿命化を見据えた中で、「湯之奥金山博物館」・「西嶋和紙の里」・「身延町活性化施設（ゆばの里）」などの整備を行っていく予定であります。

また、想定される来年度の予算措置ではありますが、関係課調整会議で協議を行い、事案の優先度また予算規模等を踏まえる中で、令和5年度の予算措置を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

公共施設の再編、あるいは縮小、あるいは閉鎖、地域住民にとっては大きな問題でございます。当然、町としても、そのような方向性を考えたときに、地域住民との、早めの意見交換をされるようお願いをして、当然、人口減少が著しい中で、再編はこれはやむを得ないこと、やっていかななくてはいけないことでございますので、住民等との意見交換をする中で、鋭意進めていただきたいと思います。

次に、デジタル化推進による地方創生についてであります。

地方からデジタル化を進め、地方と都市の差を縮めていくことを目的とする「デジタル田園都市国家構想」の実現は、岸田内閣の主要な政策でございます。来年度は、国の「デジタル田園都市国家構想」に基づく交付金と地方創生交付金が再編をされます。自治体のデジタル化や地域活性化の取り組みを後押しするというところでございます。地域社会におけるデジタル・トランスフォーメーション、デジタルによる地域社会の変革を目指した地域創生が本格化をするわけであります。具体的には、U・I・Jターンの促進やデジタル技術を活用した地域課題の解決などを支援するというものでございます。

そういう中で、本町の将来を見据えて、かかる交付金を活用する計画はあるのか、まずもってお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

新たに創設されるデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、令和4年11月10日付けで、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、および内閣府地方創生推進事務局から交付金制度の設計方針と交付金タイプ別イメージ等についての概要説明資料が自治体へ

配信されました。

現在は、この説明資料を各課へ共有し、交付金制度について検討を進めているところでございます。

デジタル田園都市国家構想の基本方針は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す」としており、自治体においてはデジタル技術やデータを活用することで、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、行政サービスの向上につなげるための取り組みを進めるもので、推進にあたりましてはデジタルデバイス対策、費用対効果のバランスなどが課題となっております。

デジタル田園都市国家構想の実現に向けましては、山梨県市町村総合事務組合や峡南広域行政組合情報センターの共同事業と並行し、各分野における業務改善に向け慎重に検討した上で進めていくものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

デジタル田園都市国家構想、遥か彼方にあるという思いもあるかも知れませんが、しかしながらやっぱり地域のデジタル化というのは、これはもう不可欠な、われわれがなすべきことであります。それがまた地域、まちづくりにも結び付いてくるわけでありまして、またそれが充実することによって、移住定住も増えてくるというふうにお考えをいただきたい。そういう中で、いろんな情報収集をする中で、どういう事業が身延町にとって最適か考える中で、ぜひとも、この交付金等を活用して身延町のデジタル化推進を行っていただきたいと思っております。

次に物価上昇による主要公共事業執行への影響について、お伺いをいたします。

一般財団法人建設物価調査会の建設資材物価指数、2011年が100という基準でございますが、令和4年10月動向調査では、建設総合指数、建築部門と土木部門の合計でございますが、これが137.0でございます。2011年を100とすれば、37.0%が上昇しているということでございますが、137.0、前月比2.0%上昇いたしております。前年同月比では、プラスの13.5%の価格上昇であります。

昨年来の資源価格の高騰が末端、川上から川下、建設資材価格にまで波及してきておりまして、昨年と比較すると価格の上昇率等については、緩やかになったとは言えるものの、依然として価格の上昇傾向は続いております。

また、建設技術者の不足や円安等による生活物価の上昇から建設業界で働く人たちの賃上げは、これは不可欠でございます。建設業界においては、受注業者や資材メーカーの採算悪化が懸念され、原材料費などの取引価格を反映した適切な請負金額の設定やスライド条項適用に関する議論が活発になってきたかと思っております。

かかる経済環境の中で、中学校、それから給食センターの建設費は、2カ年（令和4年度、令和5年度）にわたる継続費として予算計上されておりますが、当初見積もりした金額で予算執行ができるのか、まずお伺いをいたします。

なお、本年度、3つの大型公共工事予算、中学校、給食センター、それから健康増進施設でございますが、予算執行が現在なされておりますが、物価の上昇は全ての部門に及んでおりまして、かかる発注工事の執行にまったく影響がないとは言えないと理解しております。予算執

行は当初の計画どおり進んでいるのか、進捗状況を伺います。また、前述した経済情勢の中で、本年度および来年度、これはある意味では仮定であり、予測になってしまいますけれども、本年度および来年度補正予算の必要性の有無について併せて伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

現在、我々を取り巻く経済情勢は厳しい状況にあり、連日、様々な品目で値上げ報道がされており、建設現場においてもコンクリートや鋼材、金属の高騰が続き、今後もアルミ製などの金属製建具や石膏ボードなどの内装材、塗料、ガラスなど多くの品目で物価上昇が予定されています。

そんな中、請負業者側では価格上昇の情報をいち早く収集し、工程の見直しにより資材の早期発注や早期購入を行うことで、物価上昇のダメージを最小限に留める努力を行っております。

資材高騰の影響がまったくないとは言えませんが、現状ではまだすぐに立ち行かなくなる状態ではなく、何とか踏みとどまっている状態です。

ただし、来年以降も資材価格の高騰が続いた場合は、「公共工事標準請負契約約款」第25条のスライド条項の適用が予想されます。経済情勢の推移や資機材の物価動向を注視し、スライド条項の適用が妥当と判断された場合は、速やかに議会にお諮りしたいと考えています。

また、工事の進捗状況につきましては、一部資材に納期の遅れや地盤改良で多少の遅れが生じておりますが、完成工期には影響がない程度であり、おおむね順調に推移しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

日本、世界、いずれも物価の上昇率が非常に高くなっておるけれども、本町の公共工事に関しては、今のところ特に問題はないということでございます。しかしながら、今、施設整備課長が申したとおり、来年度どうなるか、まだ不測の事態、起こるやもしれません。できる限り、もしいろんな問題等が起こった場合は、速やかに、早く議会等にご説明をいただいて、対応策をお互いに講じていきたい、考えていきたいと思っております。

次に行政のデジタル化進展と、それから行財政改革について質問をいたします。

自治体のデジタル化の当面の目的は、業務の効率化を高め、行政サービスの向上を図ることにあることは、皆さんご存じのとおりでございます。

一方、ネット環境の普及によりまして、行政と地域住民との連携はより容易になったかと思っております。地域社会におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）、地域社会のデジタル化による社会生活の変化、変革の実現も視野に入ってくるかと思っております。近い将来、行政と住民の在り方も変わってくるだろうと、一般的に予測されておりますが、このように変化する社会環境の中で、従来のコストや人員削減を中心とした行政改革は、これは限界を迎えているのではないかと思います。デジタル化の推進や業務効率の向上など、新たな局面に対応できる職員の能力開発と、職場においてその成果を生かすことができる新たな行政改革の取り組みが求められているかと思っております。

このような流れを今後の行政改革へ私は反映させるべきだと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

町民の皆さまへの行政サービスの質の維持・向上を実現するとともに、職員の業務効率化を実現し、効率的・効果的な行財政運営を推進するためには、あらゆる分野において、DXの推進が求められており、組織全体で課題解決に取り組むとともに、新たな価値を生み出す人材を育て、その能力を十分発揮できる環境の整備が必要と考えております。

このようなことから、第二次身延町総合計画後期基本計画における目標・施策に掲げている、地域情報化の推進や行財政改革を推進するため、効率的な行政システムの構築と質の高い行政サービスの提供に取り組むとともに、本町のDXを推進し、町民の皆さまの利便性向上を目指す行政サービスの改善、常に業務改善に取り組む人材を育成するための職員研修の充実、さらには、多様な財源確保策を研究・検討し、持続可能な自治体経営に欠かせない強固な財政基盤を築き上げ、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、より一層の行財政改革推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

再質問になりますが、第5次身延町行政改革大綱というのは、令和3年度で終了をしております。そういう中で、新たな社会経済の動きに沿った行政改革、基本方針でありますとか、実行計画の策定は、今現在予定しておるのかどうか、端的にお答えください。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

第5次以降の行政改革大綱については、策定は行わないという方針で決まっております。しかしながら、各課におきましては、行政改革大綱の実行プランとして取り組んでいる自己評価制度を引き続き実施し、職員が行政改革大綱と同様に取り組んでまいります。

また、庁内に設置する事務事業事前評価検討委員会等、また職員提案制度など、より有効な改革、改善ができるような意見を出し合う機会を重ねまして、引き続きデジタル化を含めまして行財政改革について、職員一丸となって推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

先ほど申したとおり、世の中、社会はどんどん変化をいたしております。過去にとらわれず、前向きに物事を考えていただいて、それに見合った形での事業成果をあげていただくようお願い

いをいたします。

次に、あけぼの大豆事業の、これからの経営戦略についてお伺いをいたします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、農業振興による新たな地域産業と雇用の創出を図るため「あけぼの大豆の生産拡大、六次産業化」など、施策を今まで実施をしております。これまでの取り組みによりまして、町民に深く認知され、町内全域で、これは栽培をされるようになったわけでありまして、生産量の増加につながっております。

今後は、一般の消費者や事業者の需要に対応した、あけぼの大豆の安定した供給と生産の拡大に伴う販路の開拓がより重要になろうかと思っております。

現在のあけぼの大豆の経済活動である生産、加工、販売につきましては、主として町、それからあけぼの大豆振興協議会、山梨みらい農業協同組合にあつては営農指導であるとか販売事業、それから農業法人であるあけぼの農園、これは拠点施設の指定管理者でございます。これらが中心となって実施をしているわけでございますが、事業の更なる発展のためには、生産、加工、販売、各部門相互の連携強化がとても大切だと常々考えております。全体的な運営に関しては、費用に対する効果、利益の割合を示すコストパフォーマンスを高める体制の構築が必要不可欠でありまして、このためには、全体を統括できる専門的な知見を持つリーダーが必要だと私は常々考えておりますが、当面、町が中心となり外部の専門家も含めて、短期・中期的な課題解決のための経営戦略を策定すべきであると考えますが、当局の見解をお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

現在、産業課内で共有している経営戦略といたしまして、短期的には、まずG Iの登録を掲げてまいりました。これまで、あけぼの大豆振興協議会を中心にあけぼの大豆のブランド化を進める中で、令和元年11月には大嘗祭に供納することができました。また、本年3月には念願でありました地理的表示保護制度、いわゆるG I登録を果たすことができました。これらは、ブランド化や知名度のアップにつながるものと考えております。

また、販売力の強化につきましても推進しております。JA関連の県内の直売所や、道の駅での販売をはじめ、令和2年からは伊勢丹新宿店で、本年はJR東日本で実施しております「はこビュン」を利用して八王子駅で、山梨と多摩地区の物産を扱う「やまたまや」において、また日本橋三越本店での枝豆の販売を行うことができました。今後も販路拡大にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中期的戦略といたしましては、農作業の省力化、スマート農業の導入、担い手の育成が必要であると考えております。

農作業の省力化につきましては、農機具の貸し出しを行っております。スマート農業の導入につきましては、AI技術を使った枝豆精選別機と併せてデジタルの袋詰機を今年度導入いたしました。選別作業の効率化、省力化を図っております。

また、担い手の育成につきましては、今後増加が見込まれる需要に対応するためにも重要であると考えております。地域おこし協力隊の中からも、本町に定住し、あけぼの大豆の生産に取り組んでいただいている方も増え始めています。

次に、長期的戦略といたしまして、品質・ブランド力の維持、生産基盤ほ場の整備が必要であると考えております。

曙地区において長きにわたり受け継がれてきた曙大豆の品質を守り、後世に受け継いでいくこと、またG I登録産品としてのブランド力を維持し続けるとともに、ほ場の大区画化など生産力の強化が必要と考えております。

議員ご指摘の専門家を含めての経営戦略の検討をとのご指摘ですが、大変重要なことと捉えておりますので、今後検討を進めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

これも再質問になりますが、今、課長が答弁された経営戦略そのものについては、これは十分、理解できるわけでございます。しかしながら、その経営戦略に基づいた経済活動、いくつかの団体、企業等がそれぞれ行っているわけでございますが、これは先ほども述べたとおりでございますが、この戦略をより実効性のあるものにするためには、その中核となる組織体が必要ではないかと、私は考えております。

今後、どの組織体を中心に、責任を持ってその経済活動を進めていくのか、そしてその組織体が行う経済活動をどのように強化をしていくのか、これをやっぱり町として明確にすべきであります。そして、このことがあけぼの大豆の、いわゆる経済活動の更なる振興に結びつくものと私は考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

本年、第2回定例会の際に答弁いたしました民間組織を支援、育成することによって、商品開発などによる特産品の売り上げ増加につなげたいとの考えは変わっておりません。その上で中心となる組織体は、あけぼの大豆振興協議会が中心となるものと考えております。

振興協議会は在来種あけぼの大豆保存会、山梨みらい農協、身延町商工会、身延町の各団体に属するもの、およびこれらの団体に属するもののほか、振興協議会の趣旨に賛同し、あけぼの大豆の振興に取り組むものによって構成されており、種子保存会、生産部会、加工・販売流通部会の3つの部会を置くことができることとなっております。

種子保存部会は、G I登録の根幹となる優良な種子の生産、確保を、在来種あけぼの大豆保存会が担い、生産部会は良質なあけぼの大豆の枝豆とあけぼの大豆の生産のため、山梨みらい農協が担っています。また、加工・販売流通部会は身延町商工会と山梨みらい農協が担うことになっており、これらの部会が協力し、種子の確保、あけぼの大豆の安定生産、品質の向上および需要の拡大の推進と併せ、ブランド力の強化を図り、もって農商工業の振興に資するとしております。なお、振興協議会の事務局は町が務めております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、課長が答弁されましたあけぼの大豆振興協議会でございますけれども、これはまだ任意団体で、法人でもないわけであります。事務局が役場にある。こういう組織体を中心になって、あけぼの大豆の振興策を進めていくということでありますが、この組織体の強化をぜひとも、3年計画でも結構ですけれども、進めていただくことをお願いいたします。

次に、令和5年度西嶋和紙の里に関連する予算についてお尋ねをいたします。

まず、1番目は個別施設計画についてであります。

先ほども、全般の個別施設計画についての質問を行いましたけれども、令和5年度以降の西嶋和紙の里の個別施設計画についての取り組みを伺うとともに、その予算措置について、併せてお伺いをいたしたいと思っております。

答弁のことですが、この対象となる施設というのは、西嶋和紙の里活性化施設（体験コーナー、和紙販売コーナー）、それからみすきふれあい館（ふるさと会館、貸会場、イベントホール）、農林産物加工・販売所（味菜庵）の3つであることは言うまでもございません。お答えをお願いします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

令和3年度策定の個別施設計画において、西嶋和紙の里については、今後10年間の考え方として、予防保全的な修繕を施し長寿命化を図る。施設の役割を果たすとともに時代に合った有効な活用方法を検討し、有力なものについて実施する。施設の機能の維持向上を図る指定管理の導入も検討していくとあります。

今年度、空調設備の修繕を実施しており、修繕終了後は来館される方には気持ちよく過ごしていただけることと思っております。

令和5年度以降につきましては、令和4年度当初では、現存施設での指定管理を考えておりましたが、西嶋和紙の里の知名度を上げ、より誘客が期待できる道の駅などの、施設用途変更等の可能性について調査検討をしております。

予算につきましては、現状、敷地内に借地があり、その解消を含め計上を検討しております。以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

施設のリニューアルについてお尋ねをいたしますが、和紙の里全体、前述した3つの施設がありますが、その一般管理費および事業費を含む令和5年度の総予算は、どのくらいを見積もっているのか。前年と比較して同額か、増額か、減額か、いずれに該当するのか。そして、その理由は。そして、その中で集客のための施設リニューアルに関する予算措置は行うのか。行うのであれば、その計画内容はいかなるものであるのか、今現在、お分かりの点がございましたら、ご答弁をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

令和5年度の西嶋和紙の里の予算につきましては、予算査定前なので概算となりますが、前年と比較しますと増額となる見通しとなります。

この増額する理由につきましては、先ほどのご質問でお答えしたとおり、より誘客が図れる道の駅などの施設に変更することを検討しておりますので、これに必要な経費の計上を検討しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

再質問になりますが、道の駅などの施設に変更をすることを検討しているということですが、より集客を高めるためには、私は効果的であると考えます。何もしないでいたのでは、やっぱり集客は、増えることは考えられません。そうであれば、道の駅の設置を検討しているということであれば、そのための変更の内容について、具体的にお答えを願いたいと同時に、それに対する来年度の予算措置はどうか、今現在、分かる範囲内でお答えください。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

道の駅に登録するための必須条件の一端を申し上げますと、24時間使用可能なトイレがあること、同じく24時間使用可能なベビーコーナーがあること、また道路情報の発信などがあります。これらを検討、クリアしながら準備を進める必要がございます。構想を練る中で、委託料などの予算計上を考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、課長のお答えでございますが、前向きに進めていただくようお願いをしておきます。

次に和紙の里の主要事業について、お尋ねをいたします。

西嶋和紙の里本来の目的である地域文化でありますとか、産業振興のための新規企画事業を行う計画はあるのかどうか。具体的には文化的、歴史的な作品の展示であるとか、新たな和紙製品の製作体験、あるいは和紙販売促進のための企画展などが挙げられるかと思いますが、もし、そういう計画があるとしたら、その予算措置、現状でお分かりになる範囲内でお答えを願います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

西嶋和紙の里では、誘客を図るため西嶋和紙工業協同組合と共同で新商品の開発を行って

ります。一例としまして、町内のある企業から出る廃材を利用した西嶋和紙の作成を考えております。ほかにも西嶋和紙を使用した新商品の開発・作成に取り組んでおります。アイデアの漏洩を防ぐため、ここで詳細はご説明できませんがご理解いただきたいと思います。

製作体験につきましては、製法特許出願中の特殊な和紙を使用した和紙バッグの作成体験を企画しております。

また、このほかに、ふるさと納税サイトへの出品、SDGs 関連のワークショップイベントへの参加等、販路開拓、販路拡大に向け努力しております。

このための予算につきましては、令和5年度当初予算に計上させていただき予定となっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の、私はやっぱり和紙の里の日常的な業務、ルーティンな仕事であると思いますが、これはぜひとも進めていただきたい。

私があえて、ここでもって質問するのは、やっぱり集客力とか話題性のある大型の展示会とか物産展、イベントの開催をすることであります。過去の一番良い例は木喰展の開催でございました。やっぱりこういう専門家を入れて、全国から動員できるような、こういう大型の催しが年1回、もしくは複数年に1回でよいから計画性を持って企画し、予算化をしていただければありがたいのでありますが、これら企画、予算化についての見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

今、おっしゃられたとおり、集客力のあるイベントを検討、計画したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に職員の数についてお伺いをいたしますが、現在の和紙の里に勤務する職員数について、町の正規の職員、それから会計年度任用職員、それぞれの人数等について、お聞きをいたします。さらに、この人数については適正なものであるのか。そうであれば、私はその根拠を、数字でもって示していただければありがたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

西嶋和紙の里職員数につきましては、正規職員3名、会計年度任用職員10名の計13名で運営を行っております。

会計年度任用職員10名のうち、週5日勤務する者が4名、週3日勤務者が5名、週2日勤

務者が1名となります。

月別の勤務日数については、週5日勤務者が22日前後、週3日勤務者が12日、週2日勤務者が8日となっております。

年間の勤務日数については、週5日勤務者が240日前後、週3日勤務者が130日前後、週2日勤務者が100日前後となっております。

職種別では、学芸員業務に1名、和紙指導補助員として1名、一般事務補助員として2名、業務員として6名配置しております。

この人数が適正なものであるのかというご質問でございますが、数字で表すのは大変難しいわけですが、来館者の受付、商品の販売、団体客に対する事前準備・製作作品の郵送などの事後処理、館内の清掃、商品の在庫管理・商品の発注等、数多くの業務があり、現在の職員数は適正であると考えておりますが、業務の見直しを行う中で、人員配置につきましては検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

人数が適正であるか、数字で表すのはなかなかこれは難しいとは思いますが、平成20年度、それから令和元年度、売り上げ、来場者を比較すると、これは半分以下になっているわけでありまして。業務量は当然、それに比例して半減していると、これは私は推測をするわけでございますが、そうであれば、職員の数削減してもおかしくはないのではないかと考えます。当然、民間では、そういうことは、実施をするであろうことは想像にかたくないわけでございます。そうであれば当局の、まずもって見解をお聞かせいたします。

また、正規の職員の中に専門職の業務員がおられるということを知っておりますが、この職員の役割、当然、和紙の振興策に関するものだと思いますけれども、この業務内容等について、お答え願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

売上金額が減っているというご指摘でございますが、和紙の里、火曜日以外は開館しております。開館している限りは職員の配置が必要と考えておりますので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

また、正規職員の業務員の業務内容についてでございますが、この職員の業務内容は紙漉き体験の原料作り、紙漉き体験の指導、あとワークショップの開催事務局などを担っております。また、新製品の開発にも携わっておりまして、ふるさと納税の返礼品にもなっておりますが、「立体照明凸凹akari」は、この職員のアイデアから生まれたものであります。このほか、様々な製品を開発しており、西嶋和紙の発展に大きく寄与していると考えております。

今後につきましても、同様な業務を任せる予定となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

この専門の業務員、ぜひともこれは町として、和紙の里の中核になれるように教育・育成されるようお願いをしておきます。

次に自主財源の比率についてお尋ねをいたしますが、令和3年度の総予算額に対しての自主財源の比率は、現状の自主財源比率に対する評価について、まずお伺いをいたします。

また、令和5年度予算における自主財源比率を高めるための具体策、集客のための営業でありますとか、和紙製品の販売促進策等々について、併せてお伺いをいたします。

また、やっぱり私は、10月は観光客があげぼの大豆のために身延町へ大勢来られるわけでございます。そういう中で、この和紙の里をあげぼの大豆販売等でもって利用する方法、販売促進策を行う、そういう計画をぜひとも、これは考えていただきたいと思うわけですが、課長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

令和3年度の予算額に対しての自主財源比率とのご質問ですが、決算額を基にした数値でお答えいたします。

令和3年度の自主財源比率は26.05%となっております。

新型コロナウイルスのまん延防止措置等により、自主財源の比率は4分の1程度となっておりますが、経済活動が徐々に活性化しつつある中、この波に乗り遅れないよう、西嶋和紙のPRに努めてまいります。

西嶋和紙の販売促進につきましては、先ほどのご質問にお答えしたとおり、和紙新製品の開発をはじめとした販路開拓、販路拡大、西嶋和紙ワークショップの開催、SNSを使った商品宣伝、東京ギフトショーへの参加、特に西嶋和紙で一番出荷の多い書道用紙の宣伝・普及に力を入れてまいります。

また、伊藤達美議員からご提案いただいたとおり、あげぼの大豆の枝豆の収穫時期に合わせ、より誘客を図れるよう関係機関と調整し計画を検討いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

自主財源の比率を高めるためには、私はやっぱり経費がかからない集客や収益性が見込める自主的なイベントの開催、誘致が必要だろうと思います。職員自らが考え、そして13人いるわけですから、企画して、そして少しでも自主財源比率を高めることができるような財源確保をするような、そういう事業を私は実施をしていただきたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、職員の労働密度であります。

和紙の里の入場者数および販売金額等が減少している中で、私は職員の労働密度は高くないと推定いたします。現在の人件費につきましては、総事業量や総労働時間量等からみて適正な

ものであると考えておられるのかどうか。そうであればその根拠は何か。また、令和5年度の
人件費のあり方について、どのように考えておられるのか併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

コロナ禍の中、ご指摘のとおり和紙の里の入場者数や売り上げが減少しておりますが、業務
内容については先ほどのご質問の中でお答えしたとおり、多くの業務に携わっております。ま
た、新型コロナウイルスの感染が第8波といわれている中、社会経済活動は維持されており、
十分な感染症対策を取るための人員も必要となります。加えて、新規商品の開発や販売促進を
進め、誘客を図り業務量が減少しないよう努力してまいります。

令和5年度の人件費につきましては、業務の見直しを行う中で適正な配置を検討してまいり
ます。なお、微力ながら雇用機会の創出にもつながっており、それを含め検討してまいりたい
と思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

これは再質問になりますが、令和5年度の人件費、業務の見直しを行う中で、適正な配置を
検討するとのご答弁でございますが、業務の見直しおよび適正な配置、これは、より具体的な
内容について、お答えを願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

先ほどを同じ答弁になりますが、開館している限り職員が必要でございますので、そのへん
はご理解いただきたいと思います。

また、業務の見直しにつきましても、随時行ってまいる所存でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

課長自ら、やっぱり先頭になって、この和紙の里の少し集客が高まるように、そして売り上
げが伸びるような方策を職員一体となって考えていただいて、地域経済に貢献するような町の
施設をつくり上げていただきたいと述べまして、私の今回の質問を終わります。ありがとうご
ざいました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 零時58分

○議長（上田孝二君）

時間前になりますが、全員がそろいましたので休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告の4番、深山光信君の一般質問を行います。

深山光信君の質問を許します。

登壇してください。

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

通告に従って一般質問をいたします。

はじめに、道の駅しもべについて伺います。

本年7月に道の駅しもべは、リニューアルオープンしました。今までどおり地域で採れた野菜や作った味噌、ゆばなど特産品の販売、特にGI登録されたあけぼの大豆の加工品等がたくさん並び、身延町をPRされた売店となりました。

また、Wi-Fi環境が整備され、コワーキングスペースや会議スペース、個人ロッカーなども設置、芝生広場を改装し、道の駅しもべオートキャンプ場、ゆるキャン△の里としてキャンプ場も整備されます。それに伴ってシャワールームも新設され、1カ月で沖縄県以外の方がキャンプされたとのこと。今までにない新しい形の道の駅になり、新聞やテレビに取り上げられ、賑わいを見せています。

しかし、道の駅しもべが旧下部町時代にオープンしたときにできたホタルドーム、移築した築120年の茅葺屋根の民家、吊り橋を渡って木造の階段を登ったところにあるモニュメント、いずれも使えない状態であろうかと思いますが、それらについての現状を伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

ホタルドームにつきましては、現在、雨漏りや展示物の老朽化により入館を休止しております。

古民家につきましては、農村風景を残すために移築当時のまま展示してありますが、屋根の修繕が必要なため、立ち入りはできません。

モニュメント、特にモニュメントまで登る木造の階段は、一部が破損しているため使用できなくなっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

そのような現状でありながら、手を入れずにリニューアルオープンをしました。それらの3つの建物には、特徴があったり、大きかったりと目立ちます。地域の方だけではなく、訪れた方からも、あの建物に入れないのか、モニュメントに登れないのかという声を聞きます。

改修工事をすればいろいろ使い方や訪れた方の滞在時間も増え、効果的と思うが、改修の予定はございますか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

いずれの施設につきましても、改修計画は現在ございませんが、モニュメントまで登る階段につきましては、撤去の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

再質問になりますが、いつ、どのような形でモニュメントを撤去する、階段を撤去することを検討しているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

来年度に向けてということで考えております。まだ予算取り等、これからの話になりますので、具体的な時期まではお示しできませんが、そのような方向で検討したいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

改修計画は、古民家、ホタルドーム、ないということですが、いつまでもそのままにしておくと、すでに古民家は雨漏りをして、左側の上のほうは、少し倒壊しかけています。危険にも思いますし、キャンプされる方が近づくことも考えられると思いますけども、その決断というのを早くしなければいけないのかなと思います。

また、ホタルドームも雨漏りをしているということですが、やはり行き止まりになって使えない状態であったり、建物自体が先ほど申したとおり、特徴的な建物であるということです。改修予定がないならば、今後どのようにしていくのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

改修にはいずれも多額の費用が見込まれますので、費用対効果の検討とともに、利用者のご意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

先ほどのモニュメントの件ですけれども、個人的にはやはり吊り橋と木造の階段はセット、モニュメントが。やはり道の駅に訪れた方が吊り橋を渡って、階段をのぼって、そしてモニュメントのところまで行って、秋であれば紅陽を見たり、冬であれば夜空を見たりということも考えられるかと思いますが、できれば撤去せずに生かす方向で、吊り橋がただの駐車場との行き来だけになってしまって、少しもったいないかなと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

次に国道300号本栖みち、中之倉バイパスの開通について伺います。

先ほど、道の駅しもべがリニューアルしたことにより、多くの方が国道300号を通っているのが現状でございますが、紅陽の時期に道の駅しもべは駐車場が満車になっていました。また、バイクの駐車場が少し小さくて、この駐車場は新たにリニューアルに併せて設置をされましたけれども、バイクの方が非常に多くて、車のところに駐車場をするような状況です。

また、今月、今週の18日には中之倉バイパスが開通することによって、また少し交通量も増えるだろうと考えられますが、やはり駐車場、満杯になってしまうと、どこに停めて良いかということも迷いながら、また先に行ってしまうということもあると思いますが、駐車場の拡張について、増設について考えをお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

駐車場の拡張につきましては、議員ご指摘のとおり必要性を十分感じておりますが、地形的な制約がありますので、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

その中之倉バイパスの開通により、テレビや新聞等で取り上げられて、身延町のPRに絶好の機会だと思うんですけども、開通に併せて、観光PR、特産品の販売等のイベントは予定されていますでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

国道300号中之倉バイパスの開通に特化した観光イベントを町が実施する予定はありません。

国道300号が全線開通しますと、中部横断自動車道と合わせてアクセスが向上されるため、早期の全線開通が待たれるところですが、今回は全3期のうち第1期工事の竣工になりますので、当面は既存施設への誘客に向けたPRを進め、全線開通の折には、観光面での効果に結び付ける施策を検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

今、第1期、第2期、第3期ということで工事が進んでいくわけですが、やっぱり完成すればメディアが取り上げて、新聞等でも大きく取り上げられますけども、そういったときに一緒にPRをすれば宣伝費はかからないかと思うんですね。

10月に富士河口湖町で開催されたTGCでは、観光宣伝費として500万円計上しました。私も賛成をいたしました。宣伝費をかけずに開通するというので、新聞、テレビ等が取り上げてくださるときに、やはりそのときに一緒に特産品、身延町のPRをするということは非常に大切かなと、効果的かなと思います。

テレビでただ、開通しましたという報道をされるよりも、開通されて、身延町ではPRをしましたというような報道があれば、また道の駅等をお金をかけずにPRができると思いますし、テレビ放送、テレビは大勢の方が見ているので、できればこういう機を逃さずにPRをしていただければと思います。

続いて、今後、開通による増加する来町者に対して、来年4月にオープンする健康増進施設との割引券配布等の連携は検討しているか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

令和5年開業のスポーツ健康増進施設につきましては、今定例会でも上程しておりますが、株式会社クスリのサンロードを代表企業とする、株式会社ヘルシースパサンロード身延湯の杜に指定管理を委託することとなります。

本施設の割引券配布等につきましては、販促ツールの一つとして指定管理者が検討するべきものであります。

なお、町としましては、スポーツ健康増進施設を利用する町民の方に対し、利用しやすい料金を提供する中で、行われるイベント等の情報を指定管理者にお知らせしながら、協力連携し利用者の増加につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

指定管理者が検討するというのでありますけども、先ほどと同じようにやはりオープンするときには、もうすでに起工式等で新聞にも取り上げられています。そのタイミングを逃さずにしっかりと健康増進施設を含めながら、身延町をPRできるように何か取り組んでいただければと思います。

最後の質問になりますが、富士山の眺望についてでございます。

千円札の裏面の本栖湖畔からの逆さ富士はとても有名で、身延町の名刺であったり、年賀状等に使われておりますけども、中之倉峠展望地からの撮影になります。その場所には国内外から多くの方が身延町を訪れるわけですが、やはり国道300号を使って、そのまま、眺望

にきた人は下ってもらって、下部温泉郷、身延山等に来ていただくという取り組みの強化も、もっとしていかなければならないかなと思います。

国道300号本栖みち中之倉バイパスの開通、中部横断自動車道、静岡・山梨間の開通により交通量が増えていきますので、通り過ぎるだけにならないように、しっかりと下部温泉郷や身延山などの観光の連携等が必要かと思いますが、その取り組みについて検討をしているか、お伺いたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

国道300号中之倉バイパス第1期工事の完成により、富士五湖地域から中部横断自動車道との連絡によるアクセスの向上は、観光面への効果も期待するところであります。

身延町には身延山、下部温泉郷、本栖湖などの観光地のほか、西嶋和紙、あけぼの大豆、身延ゆばなど、町内の至るところに様々な魅力ある観光資源を有しておりますが、誘客に向けては公共施設だけでなく、民間の事業所、関係団体においても、それぞれがその魅力と特色を発信し、官民一体となった取り組みを進める必要があるものと考えております。

今年度、組織を刷新した身延町観光協議会を中心に、情報、課題を共有し、関係団体が横軸の連携、協力体制の構築を進め、それぞれが相乗効果を得られるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

その身延町観光協議会での取り組みが表に見えてこない、来年度以降に形できるようにぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど千円札のお話をいたしました、2024年度に新しいデザインの紙幣が発行されます。現在発行されている千円札の裏面は、先ほどもお話したとおり、中之倉峠展望地から撮影した風景になります。撮影場所近くの本栖湖畔に、大勢の方が訪れるということですが、その千円札も今年9月に製造を終えました。新紙幣が変わっていくと同時に身延町の認知度の低下も考えられます。身延町には中之倉以外にも身延山や湯之奥、井之頭トンネル付近など素晴らしい富士山眺望スポットが数多くあります。富士山を見ることができない国内外の方に、もっと富士山の眺望場所のPRと観光地との連携が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

千円札の裏面の本栖湖の逆さ富士については、2024年度に新紙幣へ移行されたあとも、有数の富士山の眺望地であることに変わりはありません。様々なメディアを通じて紹介されていることや、最近ではアニメのモデル地として描かれたことで誘客に結び付いたことを踏まえて、引き続き町の観光スポットの一つとしてPRを行ってまいります。

本栖湖以外の眺望場所については、町内各地からの情報の提供や、トレッキングルートの現地確認と併せて良好な眺望地の紹介を行っております。新たに眺望スポットを整備し誘客に結び付ける場合は、誘客効果の検討に加え、来訪者のアクセス、安全性等を考慮する必要があり、慎重に検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

近年、町内外に富士山の展望デッキが多く設置されております。特に笛吹市でFUJIYAMAツインテラスというような、多くの観光客が行っております。静岡にも日本平夢テラス等、いろんなところに展望デッキが整備されております。やはり富士山の眺望は、1年中、楽しむことができます。身延町として富士山の眺望できる展望デッキの整備を検討したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

現在、身延町の有する富士山展望デッキにつきましては、本栖湖中之倉峠に設置しております。富士山が世界文化遺産に登録されたことを契機に、「富士山ビューポイント整備」の一環として環境省が整備され、管理は町に委託されております。周辺整備として、登山道入口に町が観光案内所とトイレを整備し、観光客の受け入れに必要な環境を整えております。

中之倉峠以外に新たな展望デッキの整備については、現在のところ実施する予定はありませんが、町内至るところに富士山を望むビューポイントがございますので、引き続き各種媒体を通じて紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

中之倉峠の展望デッキですけれども、先ほど述べた展望台に比べて、非常にさみしいように感じます。町内至るところに、先ほど富士山を望むビューポイントがあるということですが、今、身延町は身延中学校、給食センター、スポーツ健康増進施設と大型事業を行っておりますけれども、子どもたち、町民の生活のための施設がこれで充実していきたく思います。少子高齢化、人口減少の中、交流人口、関係人口、町外からの人を増やすための、観光客を増やすための新たな展望台の整備など、これは一例ですけれども、大型事業があれば、より身延町にとって経済効果もあるのかなと思います。

もちろん大型事業になるので、乗り越えるところもあって大変かと思いますが、ここはしっかりと、観光であったり、特産品であったり、いろんなところと連携しながら、これから大型事業ですね、今、中学校、給食センター、健康増進施設等が落ち着いたら、観光にもっと力を入れて予算編成を行っていただきたいと思います。

それとやはり、今、観光について主にお話をさせていただきましたけれども、いろんな課が関

わって観光につながっているかと思うんですけども、課の中でも、町のほうでも、もっと連携を取って、このあけぼの大豆は産業課だとか、健康増進施設は生涯学習課だとか、分かれすぎていて、いろんな、もっとつながりがスムーズにできたらいいのかなと思います。

また、現在、観光課のほうで地域おこし協力隊を募っておりますけども、観光振興業務、商工振興業務の募集もまだ続けて、決まっていない状態かと思っておりますけども、即戦力になる人材というのが必要かなと。先ほど峽南の観光で考えるということも話をされましたけども、しっかりと観光ということ、身延町、力を入れていくことが大切かなと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

深山光信君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。準備のため、しばらくお待ちください。

再開します。

次は通告の5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は、4点について質問をしたいと思います。

1点目、町で集めている社会福祉協議会等の会費や募金等の見直しについてということで質問いたします。

11月に女性団体の会議があり、その中でコロナ禍や物価高で町民の皆さんの生活は本当に大変で、町で集めている社会福祉協議会等の会費が払えない家庭があるという話がありました。

令和4年度の初区長会で、町社協等の会費募金等のお願い一覧表というものがありまして、緑の募金、日本赤十字社会費、スポーツ協会会費、これは去年と今年となかったですね。空欄でした。社会福祉協議会の会費、赤い羽根共同募金ということで、5項目ありましたけれども、スポーツ協会の会費はなかったということで、早速、社会福祉協議会で聞いたところ、1千円の令和4年度の会費納入率が73%ということでした。中には800円ということもありました。

いくつもの会費や募金があります。強制ではないと言っていますが、これを見る限りでは、そういう文書はなかったですね。やっぱり皆さん、一生懸命、協力したいと思って、払わなければと、皆さん、そういうふうにいるんだと思うんですね。だけど、なかなか払いきれないということで、中には800円ということもあったという話も聞いています。

金額を含めて、この内容の見直しが必要ではないかなと思っているんですけども、町としてはどう考えるのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

毎年、初区長会で区長さま方に、緑の募金、日本赤十字社会費、スポーツ協会会費、社会福祉協議会会費、赤い羽根共同募金の会費・募金等については、各団体からの依頼に基づき、取

りまとめの願いをさせていただいておりますが、令和2年度からコロナ禍のため書面会議の開催であったため、個別送付での依頼をさせていただいております。区長および組長さま方には、毎年、会費・募金等の取りまとめをさせていただいているご苦勞に対し、お礼と感謝を申し上げます。

会費・募金等の中で、スポーツ協会会費は、令和3年度と令和4年度は、コロナ禍により事業が開催できなかったため、会費を徴収していません。現在、スポーツ協会では、令和5年度に向けて、町からの補助金の中で事業展開を考えており、今後は会費を徴収しない方向で検討を進めております。

緑の募金、日本赤十字社会費、社会福祉協議会会費、赤い羽根共同募金は、各団体において、温かい善意により集まった会費や募金を原資に、それぞれの目的に沿った事業に活用しています。それぞれの団体からの依頼を受けて、町が窓口となり、強制ではなく、ご協力をお願いしているところですので、町で金額の見直しをするは難しいと考えています。

会費・募金については強制ではなく、ご協力のお願いであることから、物価高騰の影響で経済的負担が大きく、納付できない方に対して納付を求めているものではございません。

なお、議員からのご意見は各団体等に申し伝えさせていただくとともに、お困りのことがありましたら、個別にご相談をさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今の答弁で、それぞれの団体から依頼を受けて、町が窓口となって協力をお願いしているから町で金額をどうのこうの言うことはできないと、もったもだとは思いますが。

ただ、税務課に確認しましたら、今年9月現在、5,120世帯のうち非課税世帯が1,830世帯で、36.7%という本町の町民の実態があります。やっぱり、ある団地では、先ほど社協会費が800円と言ったんですけども、その団体では住民の皆さんから、いろいろ町から来ているけど、なかなか払いきれないということで、組長さんが一つひとつ電話をして交渉をして安くしたと。窓口ではやっぱり強制ではないからということで、その団地からの金額で対応してくれたということも伺っておりました。

やっぱり強制ではないと言っているんだけども、受け取るほうにしたら半強制というか、払わなければという思いで今までずっと払ってきたと思うんですね。だけど、やっぱりこういう生活実態を考えると、最後に個別にご相談をさせていただきたいとあって、丁寧に対応していただけたというのは分かっているんですけども、やっぱり一言、このお願い一覧表の中に強制ではないという一文字がなかったの、やっぱりこういうところに丁寧に、そういうような、あくまで強制ではないですよと、払えない人たちが肩身の狭い思いをしないで済むような配慮というか、そういうことを町で徹底することが必要ではないかなと思いますけども、そのお考えについていかがでしょうか。

すみません、町長、今のを聞いていて。配慮を。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

分かりました。

区長さんたちに依頼するときに、あくまでも強制ではないので、それぞれ生活の実態をよく把握する中で、善意として受けてくださいという言葉は、今後、区長さんのほうへは伝えたいと思います。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

コロナがどうなるか分からないですけど、こういう紙一枚にしても、強制でないということをごどこかに入れてもらって、分かりやすくしていただきたいなど、そういう配慮をしてもらいたいということで質問をしました。

2点目なんですけれども、リサイクルステーションの設置をということで質問をいたします。

新聞紙や雑誌とか段ボールなんかを持って行って置いておけるリサイクルステーション、今現在、やっているところもあるんですけど、やっぱり集積所の関係でその日に持って行かなければいけないとか、いつでも持って行けるという体制にはなっていないと思うんですね。それで、近隣なんかを見ても、結構、いつでもそういうものが置いてあるような情景も見ていますので、できたら、本庁、それから支所に常設的にそういうリサイクルステーションがあれば、いつでも持って行けるということで、そういう望む声があり、私もそれはいいなと思っていましたので、ぜひこのリサイクルステーション、設置をしていただきたいと思っておりますけれども、町として設置の考えはあるかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えをいたします。

当町におきましては、月1回の指定日での回収を行っておりますが、峡南衛生組合のリサイクルステーションへ直接持ち込む方も存在する状況であります。一方で、可燃物等のごみステーションを兼ねているような地域もあることを確認しております。

この状況を踏まえ、近隣町の設置状況について、調査を行いました。管理状況の違い、ステーション周辺の環境悪化など問題点も見受けられます。また、その他の市町村においても設置状況にそれぞれ違いがあることも聞いております。

以上のことから、収集業者等関係者と調整の上、常設のリサイクルステーションの設置を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

前向きな返事をありがとうございます。本庁と支所3カ所ということで、私はとりあえず要望したんですけれども、具体的にいつごろになるか、再質問ですけどお答えいただきたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えします。

設置箇所も踏まえて、収集業者等関係者と調整の上、来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。では、来年度ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、近隣町のリサイクルステーションの設置状況を調査したとおっしゃっていましたが、設置状況はどうだったのか、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

近隣各町の設置状況について、お答えいたします。

市川三郷町につきましては105カ所、富士川町につきましては115カ所、南部町につきましては17カ所となっています。

設置箇所数の相違については、管理体制や契約状況の違いによるものと思われまひます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。では、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目、保育園で使用済みおむつの処理をということで、以前、令和4年第1回定例会で新日本婦人の会山梨県委員会のほうから、こういう話があつて、保育園で使用済みのおむつを持ち帰るのは不衛生だということで質問をしましたが、その後、やっぱり以前に、保育園で処理していたところもありますけれども、これが発表されて以降、やっぱりいろんなところで、保育園で処理するところが増えてきました。本町では、どういふふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

令和4年第1回定例議会での渡辺議員からの「保育園で使用した紙おむつを園で処理することについて、本町の現状と対応はどうか。」というご質問に対しまして、保育中に使用した紙おむつは保護者に持ち帰っていただいている。公立保育所の運営全般に関するアンケート調査においても要望がない。収集までの間の保管場所、衛生面での問題、保護者・保育士の負担、予

算の問題など検討すべき課題がある。以上3点、ご回答いたしました。

現在の本町の状況ですが、公立保育所3園、私立保育所2園のうち「保育園で使用した紙おむつを園で処理している」のは私立1園です。

本町では、通園方法がほぼ自家用車という地域性や、衛生面の問題などを検討した結果、保護者の負担軽減のため、町立保育所においては「保育園で使用した紙おむつは園で処分する」方向で進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ここにもありますけれども、やっぱり私立の保育園で処理しているということで、公立でなぜできないのかという話を、私も伺っていました。前向きな検討をしていただけるということで安心しているんですけど、具体的には、そういう方向で、紙おむつは園で処分するという方向で進めていくということで、具体的にはいつごろ、そういうふうになりますか。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

関係機関、それから保育所等の調整を行いまして、令和5年度から実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。では令和5年度ということで、もうすぐなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問です。福祉灯油制度の実施をということで質問いたします。

心身障がい者のいる家庭や高齢者の世帯、母子世帯など低所得者世帯は、この冬は特に大変な生活になると思います。厳しい寒さになる、これからに向けて福祉灯油制度の実施が望まれますが、町としてどう考えますかということで、お尋ねいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

福祉灯油制度は、北海道や東北などの寒さが厳しい地域で、実施されていることが多いようです。この制度は、もともと生活困窮者に対する対策として始まった制度で、高齢者や障害者世帯、母子家庭世帯など、住民税非課税世帯を中心に、灯油の購入費を支援するもので、自治体によって異なりますが、一世帯あたり数千円から数万円の助成をしています。しかしながら、近隣の自治体で福祉灯油制度を実施しているところはありません。

現在、様々なものが価格高騰し、町民の皆さまの家計に非常に大きな影響を与えています。このような物価の高騰を受けている方々の負担軽減のために、9月末に関係予算を専決させて

いただきました、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を、現在、進めています。この事業は、住民税非課税世帯等の1世帯あたり5万円を支給するものです。また、1人当たり、5千円の商品券の追加給付も実施いたします。これらは、これからの季節必要となる灯油等に係る費用に有効な支援であると思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今年はたまたま5万円と、それから私たちにも5千円の商品券ということで、温かい冬になると思うんですけど、この福祉灯油制度って、もともとは北海道で始まったことなんですけど、やっぱり生活困窮者は全国にいるわけで、この制度を利用して、福祉灯油をやっているという自治体もあるということをお聞きして、私、前の一般質問でも何回かやった記憶があります。今回は5万円と5千円ということでもいいんですけど、この福祉灯油制度ということで、やっぱりこれ、たまたまですけど、なかった場合には、やっぱりこういう方たち、特にお年寄りなんかは、本当に灯油代とか、こたつ、ストーブはつけないで、こたつももったいないということで、なんか布団にくるまって寒さをしのいでいるというようなお年寄りがいると。私もそういう場面にでくわしたこともあるんですけど、やっぱりそういう方たちが心置きなく、ストーブをつけられるような、そんな、こういう福祉灯油制度というものが大切なんではないかなと思います。

今年はいいいですけど、今後やっぱりこういう制度が必要なんではないかなと、一番最初に言ったように5、120世帯のうち非課税世帯が1、830世帯、36.7%というような、こういう生活実態がある中で、こういう制度は今後必要な制度と、私はなると思っていますけれど、この福祉灯油制度について、町長、今後どういうふうにお考えかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員おっしゃるとおり、今年度は国のほうの支給があつたり、町も2万円と5千円の商品券、こういう予算が組めましたからいいんですが、これが組めないで、そういうものがないときのことを考えると、ただ、私、この福祉灯油制度という灯油に限らないほうがいいと思うんです。今は危ないので、高齢者は、ストーブを使わないで電気でやっていますから。だからもし、来年に向けて、金額とかそういうものはまだ言えませんが、そういう冬に向けての対策を検討する余地はあると思っています。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

前向きな答弁ありがとうございました。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。
再開は午後2時とします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時58分

○議長（上田孝二君）

時間前になりますが、全員がおそろいですので再開をしたいと思います。

次に通告の6番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして、質問をいたします。

鳥獣被害対策の取り組みについて伺います。

鳥獣による農作物の被害は、過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴いまして非常に深刻化しています。特に被害を及ぼしているのが、シカ・サル・イノシシの対策強化は待ったなしの状況だと思っております。どこにでも出没するシカ・サルは、民家の庭先やサルなどは屋根を渡り歩き、家の中にも入る勢いです。また、シカが体に付けて運んでくるヒル、これは軒先の庭先にまで発生し、草取りすらできないような状況です。

11月に実施した町民の皆さんと議員との懇談会でもシカの出没による被害、これが何点か挙げられています。建設中の中学校の周りにも非常に多いと。危険を感じているとの意見もありました。富士川沿いの放棄地など草むらで寝起きをしているのではないかというような話を聞いたこともあります。町民の皆さんは非常に困っています。危険を感じています。

国では、野生鳥獣被害の深刻化、広域化、そして農作物被害のみならず、生活に影響を与える被害の防止のため、様々な活動に対して支援をしています。県でも様々な調査、施策対策、支援補助がありますが、そこで伺います。

山梨県の農作物被害状況データでは、令和3年度被害総額は1億3,700万円。そのうちサルは3,400万円、シカは3,200万円、被害量は両方で312トンになっています。

そこで、身延町で報告した被害額等の報告内容、どんな内容だったのか伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

令和3年度における本町の被害額は、サルは268万2千円、シカは167万4千円、イノシシは106万9千円で、その他、これはハクビシン・アナグマ・カラス・ハトなどの小動物によるものですが、141万2千円で、合計683万7千円となっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

国では鳥獣被害防止総合対策交付金として、令和3年度に160億円、予算額を用意し、うち山梨県は約11億4,900万円、20の市町村に支出しています。令和3年度については、本町の名前はありませんでした。令和元年度、令和2年度には身延町有害鳥獣対策協議会へ交付がされています。

対策交付金の支援内容として、有害捕獲に係る捕獲活動経費、わな等捕獲機材の導入経費、捕獲等に必要な知識・技術に関する研修経費、鳥獣被害対策実施隊員に対する新規の銃猟購入費等々がありますが、町としてこういった支援をどのように利用しているのか。サル捕獲檻、何かありますけども、順番待ちとも聞いています。交付金を活用して、多くの檻も用意してほしいと思っていますが、そのへんいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

鳥獣被害防止総合対策交付金としまして、令和2年度までにサル用の檻を4基導入済みでございます。

令和3年度においては、交付金事業はご指摘のとおり活用はありませんでしたが、本年度につきましては、サル用の檻1基を、交付金を活用し購入することとなり、すでに発注済みでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

再質問します。

サル用の檻が現在4基あり、そして今期1基、発注済みとのことですが、町内の至るところに出没するサルに対して、先ほども言いましたけども、順番待ちと聞いています。これで十分対応できるかどうか、対応できるように判断しているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

サル用の檻が5基になるわけですが、十分とは考えておりません。しかし、このサル用の檻は4メートル掛ける6メートルと大型で、移動する場合にはその都度、解体を行わなければならない、設置のための組み立てを含め、5人で1日かかり、設置場所などの条件によっては2日近くかかる場合もあり、職員の負担も檻の台数が増えるに伴い、大きくなってきております。

そこで本年9月からシルバー人材センターに檻の移動作業を委託しております。今後、運用の状況を見ながら台数を増やす検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

今、非常に手間がかかると。私も地元で以前、1基、置かせてもらったときに、いきなり1日のうちに11匹、入ったということがありましたけれども、設置には近所の人もお願いをして手伝っていただいて、私も経験しました。

ただ、先ほどおっしゃったように、住民が困っているんです。ひょっとしたら家の中にサルが入られる、あるいは危害を加えられるということも考えられますので、できるだけ早く対応していただきたいと思います。

身延町の鳥獣被害対策実施隊設置規則が平成26年10月1日から施行されています。

第2条に、実施隊の業務ではということで5項目ぐらい、鳥獣の被害防止の活動に関する業務、地城住民と連携した追い払い活動に関する業務、鳥獣の捕獲および駆除に関する業務、鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体または財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要がある業務、その他鳥獣による被害を軽減させるために必要と認める業務とあります。

町では、鳥獣被害対策実施隊を設置していると思いますけれども、今、メンバーは何人ぐらいいるのか。また、実施隊の活動内容、どのような業務をしているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊は猟友会員が82名、産業課職員が3名で構成しております。農作物等を有害鳥獣から守り、農産物等の増産確保を図ることを目的として活動しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

本町は「被害防止計画」に基づいて様々な対策を講じていると思いますけれども、特にその中で力を入れている被害対策、その効果、今後どのような対策・方向性を考えているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

特に力を入れている被害対策とのご質問ですが、銃器や捕獲檻、罠による駆除を進めております。

令和2年度の捕獲頭数は、シカが613頭で県内の市町村では3番目に多い捕獲数です。イノシシは147頭で同じく3番目でした。サルは172匹で4番目の捕獲数となっております。

また昨年度は、県内市町村のデータがないため比較はできませんが、シカ680頭、イノシシ66頭、サル180匹の駆除を行いました。

山梨県では、シカを令和2年度の推定生息数3万4千頭を今後10年間で半減させる計画を立てております。本町もこの計画に即し、さらに捕獲頭数を増やしてまいりたいと考えております。

また、捕獲と合わせ、有害鳥獣防除用施設設置補助金として電気柵等の設置に係る資材購入費の補助や、動物駆逐用煙火を用いた追い払いを行っていただくため、動物駆逐用煙火消費保安手帳講習会の開催などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

先ほど答弁にありましたけれども、対策実施隊、猟友会の皆さんが町内に82名いらっしゃるということ、猟友会の皆さんも頑張っていたいて、捕獲頭数を聞いてびっくりしました。いかに町内にいるのか、きっと、そのほか何倍もの鳥獣が町内でいろんな被害を及ぼしたりしているんだなど。令和2年、イノシシ、シカ、サル、合計で932頭。令和3年でシカが680頭、イノシシが66頭、サル180匹、926頭、すごい数です。私も夜中にシカの鳴く声、サルの姿は毎週何回も目にしています。身延橋の脇の歩道、横断歩道をシカが並んで渡っていたとか、笑い話で済まないような状況だと思っています。

先日、猟友会の身延支部の皆さんにお話を伺いました。被害の話もして、駆除をお願いします、力を入れてくださいと。捕獲頭数は正確にはつかんでいませんでしたけれども、自分たちも被害を受けているので、頑張って駆除してまいりたいとのことでした。

そこで先ほど、令和2年、令和3年、数は聞いたんですけれども、今年度の捕獲目標というのは、何頭で掲げているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

本年度の捕獲目標につきましては、シカ700頭、サル200頭です。イノシシにつきましては、近年、豚熱の影響と思われませんが、捕獲頭数は一時期より大きく減少しております。しかし、今年の春ごろから捕獲頭数が増えてきておりますので90頭を捕獲目標としております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

700頭、200頭、90頭が目標ということで、これは各分会に目標頭数を割り振ってあるのか、なければ割り振っていただいて、計画をしっかりと立てて目標をやり切り、それ以上の数を獲っていただく。町民の皆さんは非常に困っています。命の危険を感じています。道端にサルがいて、子どもがバスまでの、そんな長い距離ではないんですけども、サルがいて、どいてくれないと。サルも女性とか子どもはバカにするというふう聞いていますけれども、子どもが2人で行ったんですけれども、何匹も遊んでいて、泣きながら帰ってきたという話も聞いています。無理して何かすればサルに襲われてしまうということもあるかもしれません。県でもシカの数を半減させる計画を立てています。

実施隊設置規則にある出動という項目がありましたけれども、まさしく、今が出動のときだと思っています。一斉捕獲、一斉追い払い、こういったことが必要だと思っていますので、ゼ

ひ検討していただいて、出動号令をいただきたいなとも思っています。

次に他県等のいろいろな取り組み事例、これも見てみました。やはり同じように捕獲だの檻だの、その場所に入らないような、いろんな事例がありましたけれども、その中で県内で早川町など3町村、ここで食肉処理加工施設がありまして、そこで処理して製品にして販売するみたいな、町でも今後、食肉処理加工・食肉販売など捕獲獣の食肉活用は検討したことがあるのか、する予定があるのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

捕獲獣の食肉加工につきましては、猟友会の会員のいくつかのグループにおいて、町外の民間処理業者に受け入れが行われております。これを今後も活用していただく中で、ジビエの需要の動向を注視しながら可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

国でも捕獲鳥獣の食肉処理、加工施設の整備、あるいは商品開発、販売経路の確立などの取り組みを支援しております。食肉の普及に向けては安全性の問題、安全性の確保、安定供給、それから販路の確保等々、非常に課題は多いように思います。おっしゃられたように可能性を探って、安定的な供給は可能だと、いっぱいおりますので、ぜひ検討してみる価値はあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

鳥獣被害対策の3つの柱としては、個体群の管理、鳥獣の捕獲、侵入防止対策、柵の設置などによる被害防除、それから生息環境の管理、放任果樹の伐採とか、刈払いによる餌場、隠れ家の撲滅です。

町の被害状況、補助の活用対策など様々な内容について伺いましたが、町民の皆さんが今、被害を受けています。襲われる可能性も考えられます。スピードを加速して対策を取り、被害を減少させる。国の総合対策交付金を活用して体制を構築し、地域の安全・安心、鳥獣被害対策を総合的にしっかり実施することを期待いたします。

次の質問に移ります。

次に、新型コロナウイルス感染状況と対策について伺います。

県内の10万人当たりの新型コロナウイルス感染者で見ると、全国で上位の状況で、観光客の増加や、これから年末に向けて帰省など人が集まる機会が増えてきます。インフルエンザとの同時流行も懸念される中で、感染者を報告した医療機関の市町村別の内訳でも、本町、人数も多く出ております。

過去ですと、1人発生した、2人発生したと驚いていた時期がありましたけれども、今は10人前後が毎日、感染発表されています。

そこで伺います。

県内では、0歳の感染や1歳から4歳の感染も非常に多くなっています。感染者数や現状をどのように捉えているのか。本町の年代別のワクチン接種状況はどうなっているのか。また、

乳幼児（生後6カ月から4歳）の新型コロナワクチン接種が身延山病院で始まっています。乳幼児の接種状況は進んでいるのか、3点ほど伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

最初に「感染者数、現状をどのように捉えているのか」というご質問ですが、第7波の感染拡大では、山梨県および身延町とも8月のピークを境に、9月・10月と減少傾向にあったところですが、10月下旬頃から再び増加傾向に転じ、現在は第7波を上回る勢いで感染拡大が進んでおり、まさに第8波の真っただ中にあると思います。

経済活動優先とはいえ、この感染拡大は、通常の生活をする上で、憂慮すべき事態にあると感じています。町民の皆さまには、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

次に、「本町の年代別ワクチン接種状況はどうなっているのか」というご質問ですが、まずワクチン接種についてご説明いたします。

生後6カ月から4歳までの乳幼児ワクチン接種は、オミクロン株対応ワクチンではなく乳幼児用の従来ワクチンで、11月から開始し、3回接種する必要があります。

5歳から11歳までの小児ワクチンも小児用の従来ワクチンで、9月から3回目を接種しています。

12歳以上59歳以下は、原則3回目までを接種し、10月末からは4回目としてオミクロン株対応ワクチンを接種しています。

60歳以上は、原則4回目までを接種し、11月末から5回目としてオミクロン株対応ワクチンを接種しています。

このような状況ですので、11歳以下は従来ワクチン、12歳以上はオミクロン株対応ワクチンということで、12月1日現在の接種状況でお答えします。

なお、集団接種を全10回計画しており、6回まで終了しています。先週の土日でやっていますけども、まだ集計ができていませんので、残り4回は反映されておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

5歳から11歳までの小児ワクチンは、対象者325人に対し、3回目を接種した人が67人で、接種率は20.6%です。

12歳から19歳までは、対象者464人に対し、接種した人が136人で、接種率は29.3%です。

20歳から39歳までは、対象者1,347人に対し、接種した人が387人で、接種率は28.7%です。

40歳から59歳までは、対象者2,281人に対し、接種した人が919人で、接種率は40.3%です。

60歳から79歳までは、対象者3,863人に対し、接種した人が672人で、接種率は17.4%です。

80歳以上は、対象者2,175人に対し、接種した人が880人で、接種率は40.5%です。集団接種が全て終了していないので、全体的な傾向はつかめない状況です。

最後に、「乳幼児の接種状況は」についてですが、乳幼児ワクチンの接種間隔が、1回目から

3週間空けて2回目を接種し、2回目から8週間空けて3回目を接種することになりますので、1回目のデータでお答えいたします。

対象者120人に対し、1回目を接種した人が4人で、接種率は3.3%です。

ワクチン接種は、あくまでも希望者が接種するものですが、今後も継続して周知してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

細かくありがとうございます。今、数字、接種率を伺いましたが、全体的には非常に低いように感じますけれども、乳幼児の6カ月から4歳まででは、1回目が4名ということで、3回接種ですから1回目接種しなければ、2回目、3回目も接種しないということだと思っておりますけれども、5歳から11歳、9月から3回目接種で20.6%、12歳から59歳で10月末から接種ですから、30%前後ということで、あと60歳以上は11月末から5回目が始まっていますから、今後どんどん増えていく、接種率が上がっていくことだと思います。

町のホームページで乳幼児の接種についての厚生労働省の資料、日本小児科学会の効果と安全性が確認されているワクチン接種を学会としても、おすすめしますというようなコメントでホームページのほうに入っていますけれども、紹介します。強制ではないんですけども、できませんけれども、いろんな情報を提供して接種率を上げていくようによろしくお願いします。

また、町内の感染、クラスターの情報、いろんな噂を耳にします。どこで発生している等を聞かれることも多くあります。例えば、あの家の子が家に居るけれども何かあったのかねとか、施設や学級閉鎖などの情報は非常に気になります。

そこで伺います。

先日もコロナウイルス感染情報や情報ルートなどについて、いろいろとお話を伺いましたが、一般質問で提出をしてありましたので、あえて再度、伺います。

医療機関などからの感染者報告や施設・学校などのクラスター情報、福祉保健課で受けて取りまとめているのか、あるいは報告ルートはどうなっているのかという中身でお願いをしているんですけども、そういう情報を例えば議会事務局などにいただくことはできないかという質問なんですけれども、お願いします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

医療機関からの感染者報告は、医療機関が専用システムに入力することになっています。専用システムは国、県および甲府市保健所に導入されていますが、その他の市町村には導入されていません。したがって、身延町内の感染者数の報告ルートは、医療機関から県および国になります。

峡南地区のクラスターであるかどうかの判断は、峡南保健福祉事務所が行っております。入所系の高齢者施設・福祉施設などは、入所者に1人でも陽性者が判明したら、峡南保健福祉事務所に報告することになっているので、その報告数や施設からの事情聴取等からクラスターか

どうかを判断するそうです。また、医療機関や学校などは、峡南保健福祉事務所に陽性者を報告するようなシステムではないので、相談を受けていく中でクラスターかどうかを判断するそうです。

個別のクラスター情報は、関係する市町村長に県から直接連絡がありますが、施設への影響等を考慮し、あえて公表をしておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

今の件で再質問をいたします。

個別の感染者数の報告ルート、これは理解していますけれども、高齢者施設、福祉施設、学校などに対して、クラスターと判断された場合に町の関係部署、窓口の情報提供をくださいという、指示しても問題ないのではないかと判断をいたします。特にお年寄りには町内の感染者数の発生件数が多いことで、怖がっているというか、おびえています。普段は日中散歩しているのに外には出ないとか、マスクをかけない人がよく家に来るのでカギを掛けているとか、聞き直すぐらいなんですけど、なかなかそういう人もいて、会話も取れない状態のお年寄りもいます。

たしかに保菌者がどこにいるのか、まったく分からない状況ではありますから、自分で身を守る、自分の身を守ることも重要ですが、間違った噂や情報に惑わされたりすることなく、クラスターなどの感染情報は必要な範囲で、聞かれたり、問い合わせに対しては知らせて安心させてやることも必要ではないかと思っています。個人の特定した情報ではなく、施設、学校などのクラスター情報は公表するというのではなくて、必要な部署に共有しても問題ないと判断いたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

現在、学校や保育所などでクラスターが発生した場合、必要に応じて学校教育課と子育て支援課で情報共有しています。高齢者施設等では、施設の利用を制限する場合などは福祉保健課に連絡があります。これら知り得た情報は、必要に応じて関係部署で共有していきますが、個人が特定される恐れもありますし、該当施設等の風評被害のことも考慮しなければならぬので、慎重に取り扱う必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

非常に取り扱いが難しいことは分かりますし、承知します。町民の皆さんが間違った情報に惑わされたり、1件だけ役場に問い合わせ、どこどこで発生というのを聞いたんだけど、情報がないので分からないというような答えだったと。町内で起きている事件なんですから、役場が何も把握できていない、町民の皆さんにそう思われるのもちょっと情けない話だなと

思っています。施設によっては、ネットで公表されている場合もあるようには聞いていますけれども、年寄りにはなかなかネットで情報を見るということもないですし、分かっていない、分からないと思います。なんとなくいろんなところで発生していることに対して、間違っただけで聞い
てくる人もいますし、そのへんもちょっとなんか気になるなと思って、伺っているんですけども、公表されているのであれば、一点に集中させておいて、その内容を違えよ、それは噂だよということでもいいので、内容なんかを教えてあげても問題ないのではないかと思います。検討していただきたいと思います。

コロナ感染、飲み薬もできたようですけれども、この状態がいつでも続くのか、まったく先が見えていません。ワクチンもできるだけ多くの皆さんに接種していただく。先日、後遺症の内容をテレビでやっていたけれども、苦しんでいる人が非常に多いとのことで、ただワクチンを接種することで、後遺症の発生率も非常に低くなるとの研究結果が出ているとのテレビの内容でした。お年寄りは、このコロナの感染影響で非常に心配をしています。お年寄りに寄り添っていただいて、安心して生活できるような対応をぜひお願いして、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終了します。

引き続き一般質問を行います。準備のため、しばらくお待ちください。

それでは、再開します。

次に通告の7番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

わが町の森林資源は、観光、農業とともに町の豊かさを上げるために有望な資源であります。有効な活用が望まれていると思います。

令和2年4月1日に定められた、令和12年3月31日までの身延町森林整備計画がつくられています。伐採、造林、保育、その他の森林整備に関する基本的事項が計画されています。計画を進めるために森林の現状の把握と早急な対応が必要であると思います。そこで身延町山林資源の活用の取り組みについて聞きます。

まず、身延町の林業事業者数、従業者数、事業規模、林業関係の事業額はいくらになっていきますでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

本町の林業者数は森林組合を含め4者となっております。就業者数は87名、林業の総生産額は2億円となります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

林業者数が4者ということですが、昔はと言うとおかしいけども、以前は旧身延町内だけで8者ぐらい、たしか林業をやっているところがあったりしています。3町にすれば、もっとずっとたくさんの林業経営者がいたと思うんですけども、今、この山林に囲まれているわが町では、そういう、もっと今の時点で2億円、4業者で大体2億円の生産額があるということですが、これをもっと倍とか、10億円とかというような可能性は十分あると思いますので、これからの取り組みは重要だと思います。

その中で、個人所有の山林、人工林の面積、町有林、県、国所有林の面積、そして山林の割合は何%でしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

本町の私有林面積は1万6,721ヘクタールで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林面積は7,093ヘクタールとなります。町有林の面積は113ヘクタール、県有林の面積は7,083ヘクタール、国有林の面積は305ヘクタールとなります。

また、本町の総面積3万198ヘクタールに対し、森林面積は2万4,319ヘクタールですので、総面積の約81%を占めております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

私有林面積が1万6,721ヘクタール、大部分を占めているわけですが、これはちょっと質問に出していないけど、課長、山林所有者の人数みたいのは把握していますでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

申し訳ありません。通告にございませんでしたので、データのほうは用意してございません。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

次に、森林経営管理制度が平成31年4月からスタートしていますが、森林所有者への周知はどうしているでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

森林経営管理制度における森林所有者への意向調査時に、山林所有者に対し森林経営管理制度の取り組みについて周知を図っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

森林経営管理制度というのは、私も今回、調べて知ったんですけども、森林経営管理制度というのは、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託、経営管理権の設定を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理、市町村森林経営管理事業をする制度だそうです。今、森林環境税とか、森林譲与税というのができていますということと関連で、この森林経営管理制度というのも出ていて、日本全体もそうですけども、森林を整備、活用することが本当にすぐに取り組まなければならないという状況であるし、国もそういう法整備をして、手が付けやすいような状況になっています。特に身延町は81%が森林ということですので、それをいかに活用するかということがこれから問われているのではないかと思います。

その中で、森林環境税整備事業の意向調査を行っていますがその目的、場所、件数、調査内容、調査の面積はいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えします。

経営管理意向調査の目的は、手入れが行われていない森林について、町から森林所有者の皆さまに、所有する森林の今後の経営、管理方針についての意向を調査するために行いました。現在この調査はモデル的に行っておりますが、森林経営管理事業を一気通貫して行うことで、課題を洗い出すためにモデル的に行っております。

場所は、身延町栗倉地内、筆数は36筆、調査の面積は25ヘクタール。調査内容は、森林の経営管理の現況、今後の経営管理の見通し、境界の把握の有無などになります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

今はまだモデル的に行っているということなんですけども、これって実際は森林の整備を進めるについても、町内の今の現状をしっかりと把握して、それによって、これからの計画とか、対処の仕方が決まってくると思いますけども、とりあえずモデル的に1カ所やって、36筆ですか、やっているんですけども、これからの意向調査の予定というのは、どういようになっているのでしょうか。

基本的に現状が分からなければ、現状をつかむのがまず第一だと思いますので、そこは今回のモデル的なことが始まりということは分かるんですけども、担当者として、これからどういようように現状を把握していく予定を持っているのか、ちょっと教えてもらいたいです。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

通告の何番の質問に。

○8番議員（田中一泰君）

通告にはないです。モデル事業でしかやっていないので、モデル事業という、最初はモデル事業でいいと思うんですけども、基本的には身延町全体の森林の現状をまず把握してから対策とか計画ができると思うんですけど、とりあえず、そこまでまだ持っていないというなら持っていないということで結構なんですけども。とりあえず、今の時点では、そのモデル事業を始めたということでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

今後の予定というような形でお答えさせていただくでよろしいでしょうか。

そうすれば、全体計画において順位の高い地区を優先する中で、林業関係者の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

今のことに関連するんですけども、その森林経営管理制度の山林所有者に対する認知度がどうなっているのかということが問題だと思うんですけども、これは、現在はまだモデル地区でしかやっていないし、ここに意向調査の、身延町で作った所有山林に関する意向調査というのが行われて、今、用紙が手元にあるんですけども、これは調査対象となる山林の情報、整備が必要と思われる人工林の情報について、この所有者の名前とか回答者の名前、山林の場所や境界を知っているかどうか、対象山林の手入れはどのようにしているか、自分でしているのか、森林組合に委託しているのか、整備していない、分からないとか、手入れする予定はあるかということを知っているものがあるんですけども、これはこのモデル地区に対してだけ出したものということではないですか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

そうでございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

これから、こういうような形で意向調査を順次行っていくという予定というふうに理解しました。

次に、町の80%を占める山林の管理、資源の活用は町として重要課題であります。山林資源の維持、活用での町の考えは、計画は何かあるのか、町として目指す目的、目標をお聞きます。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えします。

本町の森林・林業のマスタープランとなる計画として、身延町森林整備計画を樹立しております。森林整備基本方針や、森林所有者が行う伐採や造林などの森林施業に関する基準などを定めております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

整備計画、私も見ましたけども、ほとんどの人は、内容についてはおそらく分からないと思いますし、ちょっとかいつまんで言いますと、森林整備の基本的考え方というのが、この整備計画の中にあります。その中で、まず1として、水源涵養機能を維持すると。次に、山地災害防止機能、土壌保全機能、これを保つようにするということですね。3番目に快適環境形成機能を維持する。4番目に保健、レクリエーション機能。5番として文化機能。6番として生物多様性保全機能。溪畔林というのは、川の近くにある林だそうなんですけども、そういうものについても残すことによって、守ることによって生物の多様性を保全するという。そして7番目に木材等生産機能というようになっています。私は、身延町として、山林整備という、一番大切なことなんだけども、その中でも大切なのは、この木材と生産機能、この山林をいかに資源として活用するかということが、一番の重要なところではないかと思っています。

そして、1から7あるわけですけども、上記の諸機能に加え、生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家、公共施設周辺の森林、道路から100メートルぐらいの管理しやすいところが、集中して管理するほうが良いと思うんですけども、その公共施設周辺の森林は間伐および高齢化、樹高の高くなった林分の積極的な更新を図る。ここは、住宅地なんかでよくあるのは、住宅地の裏とか裏山にあるものとか、住宅地の中でも大木化した木の処理に困っているところが割とありますよね。それに対する対策、藪になった里山の森林は除伐、間伐等を実施することにより、これは鳥獣害対策としてもかなり重要なことだと思うんですけども、安全な生活環境の整備、美しい里山の景観形成、農林業等の環境整備を推進することとするというように整備計画の中に載っています。こういうことは、やはり町民に知らせて、町民が理解しているということが大切だと思いますし、特に山林所有者に対しては、こういうことの情報をしっかり伝えられる機会を持ったりして情報提供をしていかないと、自分の持っている山林は、お金にもならないし、手間がかかるだけ、お金がかかるばかりだから何もしないという状況が今、見られますけども、それを変えるためには、整備計画でこういうものを町としては目指しているということを、いかに町民の人たちに伝えるかということが求められているのではないかと思います。

そして先ほどの問いにも関連するんですけども、前後して申し訳ないけども、森林環境税整備事業の意向調査の場所、件数、調査内容、調査の面積、これからの計画はいつまでに、どの範囲とするのか、これについて回答をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君、それは通告の何番ですか。

○8番議員（田中一泰君）

質問の8です。

○議長（上田孝二君）

7番が飛んでしまっているような気がします。

○8番議員（田中一泰君）

そうですね、7番を先にさせてください。

山林資源の維持、活用について町の考えは、災害対策、防災、水源涵養、獣害対策、経済性、雇用対策、町の活性化としても重要である。早急な対策の実施が必要であるが、取り組みを聞きます。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えします。

本町では「身延町森林整備計画」を策定し、民有林を対象とした森林整備の推進、その基盤となる林道網整備、林業従事者の養成、特用林産物の振興などを方向付けており、計画の着実な推進と、森林経営管理制度による森林整備を進めます。さらに、森林の持つ保健・休養・文化的機能に大きな関心が寄せられてきていることから、森林レクリエーション等の利用を含めた総合的な森林・林業の活性化が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ありがとうございました。先ほど、私が森林整備計画の中で先に答えてしまいましたけども、内容については何回聞いても無駄はないと思いますので、ありがとうございます。

次に質問の8番に移ります。

森林環境税整備事業の意向調査の場所、件数、調査内容、調査の面積、これからの計画はいつまでに、どの範囲とするのかお伺いします。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えします。

経営管理意向調査の場所は、身延町粟倉地内、筆数は36筆、調査の面積は約25ヘクタール。調査内容は、森林の経営管理の現況、今後の経営管理の見通し、境界の把握の有無などになります。

こちらの調査から、町に委託する意向の回答を得た森林について、経営管理権集積計画作成を進めることができるか判断するため、令和3年度・令和4年度にかけ、森林の現況の調査、権利関係の確認、森林境界の状況などの確認と整理を行っております。

そして、経営管理権集積計画候補森林に対し、森林整備に必要な面積等を明らかにすることを目的に、周囲測量・標準地調査を行っております。その結果、粟倉地内の2筆、1.67ヘクタールの山林に対して、令和4年8月26日付けで、森林経営管理法第4条第1項の規定に

より経営管理権集積計画を定め、同法第7条第1項の規定により公告しております。経営管理権の存続期間としましては、令和10年3月31日までとしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

今、モデル地区と、これが始まったということですが、一番最初に聞きましたように、私有林の面積が1万6,721ヘクタールあると。今回、やっているのは25ヘクタールということで、これから先、本当に大変な仕事になるなと考えますが、これは町のためには極力早く進めてほしいと思います。

そして質問9番がありましたけども、9番の内容を見ると、どうも8番の内容と重なっていますので、この9番はちょっと、回答も大体同じということですので、これは削除しますけどもよろしいですか。

質問が重複していて、回答も重複しているので。

○議長（上田孝二君）

分かりました。では、取り下げということで。

○8番議員（田中一泰君）

では、次に令和4年8月26日に経営管理権集積計画を定めているが、現状と実施計画、これからの予定をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えします。

経営管理意向調査の結果、26筆が経営管理権の設定を希望した内容となっておりますが、森林の現況調査などの結果、うち15筆が要整備森林として確認できました。このうち、相続登記が完了している、隣接地との境界が明確であるなど、権利関係と森林境界の状況確認が行うことができた2筆につきまして、令和4年8月26日に経営管理権集積計画を策定しました。その他の要整備森林につきましては、引き続き権利関係の確認、森林境界の状況などの確認と整理を行っており、経営管理権集積計画策定を目指しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

経営管理権集積計画で取り組む内容を教えてください。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えします。

経営管理権集積計画において、経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容は、町と森林所有者との間で経営・管理について同意した内容となります。

今年度定めた経営管理の内容は、令和10年3月末までの期間中に、スギ・ヒノキの人工林の間伐を1回実施、獣害被害が著しい場合、立木への獣害ネットの設置を1回、気象害および病虫獣害の確認のため、1回は目視による巡視を行うという内容でございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

経営管理権集積で一番肝心なところを聞いていなかったんですけども、この経営管理の費用という部分はどのようなになっているか、答えられますでしょうか。町で負担するのか、その所有者が負担するのか、そのへんがちょっと分かれば。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

調査につきましては、町のほうで費用はみておりますので、所有者の負担はございません。以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

管理についての費用がかかるではないですか。その部分は。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

管理につきましても、森林譲与税を財源として町のほうで費用は工面いたします。以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。

次に、以前にも意向調査が行われていると思うが、その結果がありますか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

意向調査を実施したのは、栗倉地区だけでございます。それ以前に実施したところはございません。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

意向調査に対する取り組み内容について、お聞きいたします。どのような内容について意向調査をするのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

手入れが行われていない森林について、町から森林所有者の皆さまに、所有する森林の今後の経営、管理方針について、意向調査票を作成・郵送いたしました。

その後、ご返送いただいた調査票を集計し、意向調査実施森林一覧表の作成、意向調査実施森林位置図の作成を行いました。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

まだ本当にモデル地区が始まっただけというような状況と認識しました。必要なことは、まず実態把握が一番必要なことだと思いますので、それができないでいるうちは計画が先に進まないということで、調査を極力早く進めていただきたいと思います。森林譲与税がありますので、そういう費用を使いながら調査を進めていくことが必要ではないかと思います。

次に、森林環境譲与税は私有林人工林面積、林業従事者数、人口による客観的な基準で案分となっていますが、令和3年度の金額、基金の額はいくらだったでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

令和3年度の森林環境譲与税の金額は、2,482万7千円です。令和3年度譲与税につきましては、意向調査の優先順位を付けるための資料作成や、身延中学校建設の木材利用に充てるため、基金への積み立ては行っておりません。

また、令和3年度末基金残高は2,638万882円ですが、本年9月補正予算において2,600万円を身延中学校建設の木材利用のため、繰り入れを行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

身延町は、最近のことでしたか、安らぎと活力あるひらかれたまち「みのぶ」木材利用促進協定というものを身延町と教育委員会、山梨県木材協会、そして山梨県知事と結んでありますよね。こういう木材の利用を促進するというので、良い取り組みではないかと感じています。

その中で、今、中学校の予算で、木材利用のために2,600万円という予算が出ていますけども、これは町内産を使うとか、そういうことがあるんでしょうか。その使う内容について。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

町とすれば、できるだけ町内産、次には県産材を使いたいというつもりで、今やっております。

す。だから身延山久遠寺からも大量の寄附をいただいていますし。

今回は、この2, 600万円というのは、例えば今、とても偏っているんですね。これ令和6年から実際には森林環境税の徴収が本格的に始まります。それに向けて、各市町村が残高を結構抱えていまして、なぜかと言うと、最初来るのは1千万円とか2千万円ぐらいで、大きな事業ができないんですね、森林環境税では。それで皆さん、基金へ積んでいるんだけど、6年の本格実施に向けて、国のほうから好ましくないだろうと。お金をもらうのに貯金をしているなんてことはあり得ないという指導がありました。これはうちばかりではなくて、各都道府県に対してですね。その中で、うちの場合は、立派な木造の中学校を建てていますので、例えば横浜とか大阪はすごい金額がいつているんですけど、森林というものはそんなないんですね。そこは何をやるかという、木材の建築物を建てるほうへ充てる、そういうやり方なんです。ですから、うちもたまたま森林があるので森林整備に使いたいんですが、それほどまとまったお金がないということで、今、調査をモデル的にやっているほうへ使ってはいるんですが、残りについては、ちょうど中学校の建設に充てるということで、国の指針にも基づいてOKということですので、そういう形でさせてもらいました。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

今、町長が言うように非常に、山梨もそうですけども、身延町は特に山林資源が豊富にあるということで、そういう資源が今、建築資材になったり、チップになったり、いろんな使い方、南部ではバイオマスに使ったりしているので、これから山林資源を活用することができる体制が出てきたということで、これからもそういう考え方のもと、進めてほしいと思います。それは事業者が出れば、勤める人も、当然、仕事が増えるし、今現在、大体2億円の生産額というものが、本当に10倍ぐらいにも十分なり得るのではないかと私は考えていますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次に山林所有者、山林資源活用に関心のある町民に山林資源の活用と資源管理の必要性を理解してもらうために、間伐の方法、取り組みの先進地事例を学ぶ機会、講演を開催するのがいいと考えます。町の考えはいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えします。

本町の森林・林業のマスタープランとなる計画として、身延町森林整備計画を策定しております。この計画は、町ホームページに公開をしております。内容は、森林関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採、造林などの森林施業に関する基準などを定めており、間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法および保育の基準についても示しております。

林業経営管理を行いたい個人に対しては、身延町森林整備計画にのっとり、森林の有する多面的機能を損なわないように、森林整備サイクルを行えるよう助言等を行ってまいります。

先進地事例を学ぶ機会、講演につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

今、こういう現状を見ると高齢化もしたり、相続が順調に行われていなかったりとか、すごい山林に対して問題がいっぱいあるということは承知しています。その中で、この山林整備を進めるためには税金、公共のお金を使ってやるということも必要なことですが、結局、間伐とか、そういう山の手入れをすることが収益につながっていないというのが一番問題なのではないかなと思います。そういう中で、今、山林の資源をうまく活用している取り組みをしているところを見ますと、中国地方、島根とか、鳥取とか、あと四国で進んでいるということを知りますが、そういう中で、自伐間伐による採算重視の取り組みというものが必要であると思います。また、そういうことで、自伐間伐、自分の山を自分で間伐して、それを間伐したものがお金に変わっていくというような仕組みづくり、それをつくることによって、はじめて持続可能な山林の整備というものができると思います。そして、それはよそでは、そういうことで採算をとりながら自伐で山を整備しているという状況がありますので、そういうものを情報として学ぶ、そして山林所有者にそれを伝えていくということが、やっぱり行政の一番関わる仕事ではないかなと思います。行政の持っている、お金を使うだけでなく、自立できていくような形の中で、取り組みをしていくことが必要だと思います。

自伐するためには、今、例えば、山林に関わっていない山林所有者でも、チェーンソーの使い方とか、作業の路網のつくり方とかを学ぶ機会がないと、それに関わっていくということができないし、そして現にそういうことで採算が取れる整備というものが、システムとしてできれば、では自分の山もやってみようかということにつながっていくと思いますので、これは本当に山林の活用というのは、これから一番大切なところだと思いますので、そういう取り組み、そしてそういう講習会とか、そういう技術を得られる機会をぜひ、情報を集めて、つくっていただきたいと思います。

次に、これは現在の状況ですが、作業路の整備への助成制度、間伐の促進への助成制度づくりが必要と考えるが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えします。

間伐の促進への助成制度につきましては、身延町農林水産業振興事業補助金交付要綱に基づき、間伐実施事業として、森林組合を対象に補助を行っております。

また、森林作業道の整備への助成につきましては、非常に細かい条件等がございますので、産業課のほうへ一度ご相談いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

分かりました。そういうものがいろいろあるということは、調べてみると分かるんですけども、なかなか普通、一般の町民にはそれが届かないというのが現実ではないかなと思います。

そういうことを、この山を持っている人の責任として、山を守ることが所有者の責任であるということの啓蒙というか、考え方を伝えるという努力をやっぱりしてほしいと思うし、そういう補助金制度もあるんだよということも伝えて、これからの身延町の81%の山林資源を活用して、そしてそこが町の豊かさにつながるような取り組みをこれからもお願いしたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

日程第3 休会の決定

お諮りします。

議案調査のため、12月15日（木曜日）は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、12月15日（木曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時18分

令和 4 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 6 日

令和4年第4回身延町議会定例会（3日目）

令和4年12月16日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第79号 身延町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第4 議案第80号 身延町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第81号 身延町スポーツ健康増進施設条例の制定について
- 日程第6 議案第82号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第83号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第84号 身延町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第85号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第86号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第87号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第88号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第89号 身延町風致地区条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第90号 身延町下部温泉会館条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第91号 身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第92号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第17 議案第93号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第94号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第95号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第96号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第97号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第98号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第99号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算
(第2号)

日程第24 議案第100号 町道西谷線道路舗装工事請負契約変更契約について

日程第25 発委第1号 身延町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第26 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(13人)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）予算決算常任委員会に付託した議案第92号から議案第99号までについて、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、望月悟良君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長（望月悟良君）

それでは、別紙の委員会審査報告書をご覧いただきたいと思います。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

望月委員長は自席にお戻りください。

次に（2）総務産業建設常任委員会に付託した議案第79号、議案第80号および議案第82号から議案第90号までについて、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

(以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

伊藤委員長は自席にお戻りください。

次に(3)教育厚生常任委員会に付託した議案第81号および議案第91号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、渡辺文子君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長 (渡辺文子君)

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

渡辺委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第3 議案第79号 身延町個人情報保護法施行条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

議案第79号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第80号 身延町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

議案第80号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第81号 身延町スポーツ健康増進施設条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

議案第81号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第82号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

議案第82号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第83号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

議案第83号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第84号 身延町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

議案第84号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第85号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

議案第85号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第86号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

議案第86号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第87号 身延町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

議案第87号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第88号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

議案第88号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第89号 身延町風致地区条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

議案第89号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第90号 身延町下部温泉会館条例を廃止する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

議案第90号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第91号 身延町スポーツ健康増進施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

議案第91号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第92号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第10号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

議案第92号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第93号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

議案第93号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第94号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

議案第94号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第95号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

議案第95号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第96号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

議案第96号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第97号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

議案第97号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第98号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。

議案第98号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第99号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。

お諮りします。

議案第99号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第100号 町道西谷線道路舗装工事請負契約変更契約についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25 発委第1号 身延町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

本件は、議会運営委員会からの提出案件でありますので討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発委第1号は討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和4年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出議案につきまして、慎重なご審議をいただく中ですべてご議決をいただきました。議員の皆さまのご協力に敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。

師走に入り今年も残すところ2週間余りとなり、寒さも一段と厳しく、また何かと気忙しい日々が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 (上田孝二君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の8日間、議員各位には慎重に審議していただき無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のためになお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これをもちまして令和4年第4回身延町議会定例会を閉会とします。大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時45分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上